

会 議 録

令 和 5 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和5年9月 1日
令和5年9月19日
(19日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日（上程、説明）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第39号～41号（補正予算）	11
認定第1号～5号（決算）	12
第4日 議案質疑（委員会付託）	
議案第39号～41号（補正予算）	15
認定第1号～5号（決算）	24
第7日 一般質問	
第9番 小池 捨 吉 議員	41
第4番 井 出 和 人 議員	51
第5番 渡 邊 晃 子 議員	60
第1番 黒 澤 敦 史 議員	76
第6番 的 埜 美 香 子 議員	86
第19日 最終日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	103
議員派遣の件	105
議案第39号～41号（補正予算）	105
認定第1号～5号（決算）	105
議案42号～43（条例）	109
議案第44号（補正予算）	113
署 名	120

令和 4 年 第 3 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和5年9月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和5年9月19日 午後 4時51分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第3番議員、第4番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和5年9月1日 至 令和5年9月19日 19日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
議案第39号	令和5年度小海町一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第41号	令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第42号	令和5年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
認定第1号	令和4年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第2号	令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第3号	令和4小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第4号	令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第5号	令和4年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

《追加議案》

議案第４２号	小海町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について	原案可決
議案第４３号	小海町自然保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第４４号	令和５年度小海町一般会計補正予算（第４号）について	原案可決

会議の顛末	令和５年９月　１日　午前１０時００分に始め
	令和５年９月１９日　午後　４時５１分に終る

地方自治法第 １２１条の規 定により説明 のため出席し た者の職、氏名	町　　長　黒澤　弘　　会計管理者　黒澤五雄
	副　町　長　篠原　宏　　子育て支援課長　小平文仁
	教　育　長　中島行男　　教育次長　井出直人
	総　務　課　長　黒澤五雄　　観光交流センター所長　小池　司
	町　民　課　長　井出知之　　やすらぎ園所長　宮澤賢司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	産業建設課長　吉澤君雄
	議会事務局長　小平弘恵
	書　　　記　井出　敦

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏　名	9/1	9/4	9/7	9/11	9/12	9/13	9/14	9/19
						総民委	予決委	予決委	
第１番	黒澤　敦史	○	○	○	○	○	○	○	○
第２番	鷹野　文則	○	○	○	○	○	○	○	○
第３番	篠原　哲雄	○	○	○	○	○	○	○	○
第４番	井出　和人	○	○	○	○	○	○	○	○
第５番	渡邊　晃子	○	○	○	○	○	○	○	○
第６番	的埜美香子	○	○	○	○	○	○	○	○
第７番	井出　幸実	○	○	○	○	○	○	○	○
第８番	品田　宗久	○	○	○	○	○	○	○	○
第９番	小池　捨吉	○	○	○	○	○	○	○	○
第１０番	有坂　辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第１１番	篠原　伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
計		11	11	11	11	11	10	11	11

地方自治法第123条 第2項の規定による会 議録署名議員	第 3 番 篠 原 哲 雄 議員
	第 4 番 井 出 和 人 議員

令和 5 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 5 年 9 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 5 年 9 月 1 日 午後 3 時 4 5 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。令和 5 年第 3 回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 先の 7 月 2 1 日の信濃毎日新聞で国より、長野県と山梨県に中部横断自動車道のミッシング区間である八千穂高原から長坂間の具体的なルート案が示されたとの掲載がありました。これから環境影響評価や都市計画策定準備へと移行するわけありますが、現在示されています 1 km ルート帯のより詳細なルート帯や小海町での IC の位置特定などは今回開示されてはいませんが中部横断自動車道の全線開通に向けての大きな前進となりました。今後、全線開通に向けて町民に対する説明会などが行われていくわけですが、この件は行政のみならず議会も町民も一緒になって小海町の将来に向けて取り組んでいく案件であるものと考えています。詳細はさておき先月 30 日の信濃毎日新聞で小海の IC は国が中心となって費用負担をする政策 IC で行われるとの掲載がありました。これからは地域活性化につながる事業を地元自治体で率先して取り組む必要があると考えています。そしてそれらに対応する為の予算を基金として積み上げて頂きたいとお願い致します。中部横断自動車道の全線開通までには、早くても 1 5 年以上はかかると思われますので基金を来年度からの予算から計上して頂きますよう黒澤町長をはじめ、行政に携わる議会や職員の皆さんに重ねてお願い申し上げます。 ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和 4 年第 3 回小海町議会定例会を開会いたします。 これから、本日の会議を開きます。

	なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構でございます。
<u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 3 番 篠原哲雄君、及び第 4 番 井出和人君を指名いたします。
<u>日程第 2 会期の決定</u>	
議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 8 月 17 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 井出幸実君。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。本日招集の、令和 5 年第 3 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 8 月 17 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は補正予算案 3 件、決算認定 5 件の合計 8 件であり、会期は本日より 9 月 19 日までの 19 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、4 日午後 5 時又は議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。 会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。 今のところ、一般質問が 1 日で済めば 9 月 8 日（金）は休会とし、9 月 11 日（月）午前 10 時から、現地視察、全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。 なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 19 日までの 19 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なしの声）	

議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から9月19日までの19日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。令和5年第3回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことに心からお礼を申し上げます。皆様もご承知の通り今年は非常に暑かった夏でありました。そして残暑も厳しいと予想されております。世界各地の猛暑に国連事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来して」と発言をされております。そのような中日本では、梅雨の前半は北九州、後半は東北秋田県を中心に記録的大雨、そしてお盆には台風7号が和歌山県に上陸、各地へ大きな被害をもたらしております。全国的な猛暑を超えた酷暑の異常気象、これから台風の季節を迎えるわけですが、町民の皆様には健康に留意され日々の生活をお送りいただきたいと願うところでございます。新型コロナウイルス感染症は、ゴールデンウィーク明けに2類から5類に移行し行事などコロナ前のように実施されております。ふるさと祭り・祇園祭、松原湖の灯籠流しと花火大会、町内外を問わず本当に大勢の皆様にお越しいただき盛況のうちに終了することができました。9月の敬老の日になんだ敬老会は各地区での開催であり、役員の皆さんがご検討されていることと存じます。また、10月29日には、健康福祉まつりの開催を予定し実行委員会の皆様にご協議を頂いているところでございます。何れにしましても、コロナの感染拡大が起らないよう、それぞれの皆さんが感染対策を取った中で実施すべきと考えております。そして、わが町の基幹産業の一つであります高原野菜の販売状況につきましては、後ほど産業建設課長から詳細にご報告申し上げますが、白菜は干ばつの影響を受け思うように生産できず数量が減少傾向であり、またレタスは廃棄をせざるを得ない時期があったようでございます。先ほど申し上げましたが暑い中での作業でありますので、農家の皆様のご苦勞が報われる結果になってほしいと思っております。10月には生活用品、食料品などの値上げがマスコミ報道をされたおり、差し当たってガソリン・燃料価格は予想ができない状況であります。国においては9月末

までとしていたガソリン価格抑制の補助を 10 月以降も継続する方針を明らかにしておりますが、長野県のガソリンの小売価格は全国 1 位であり、この地域で生活する町民の皆様に何とか生活支援を行ってまいりたいと考えております。7 月中旬に配布しました一人当たり 1 万円分の P ネット券、今月からの 20%プレミアム P ネット券の販売、そして年末に向けての生活支援と継続しての支援を実施していく考えでございます。それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

議案第 39 号 令和 5 年度小海町一般会計補正予算第 3 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 306,517 千円を追加し、総額を 4,523,911 千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、地方交付税で 37,938 千円の増、負担金で商工費負担金が 3,267 千円の減、これは主に開発公社局長人件費であります。県補助金が 7,044 千円の増、繰越金は令和 4 年度の決算に基づき 266,759 千円を増額し、繰越金の総額で 306,759 千円となります。歳出の主なものにつきましては、総務管理費で庁舎エレベータ修繕に 7,645 千円、企画費ではゼロカーボン推進事業補助金 1,500 千円増を計上してございます。積立金は減債基金を 155,000 千円増額します。民生費では、物価高騰町民生活支援としまして町民一人当たり 2 万円分の P ネット券を支給する費用に 88,000 千円、高齢者等の移動支援であるタクシー利用助成事業に 2,688 千円を計上してございます。商工費においては、予算の執行が見込みより進んでいる町民応援タクシー券事業 3,000 千円、物価高騰経営継続支援に 6,300 千円を計上したほか、先般ご報告しました温泉の源泉ポンプの故障対応で 7,000 千円、土木費で河畔林整備事業など 4,900 千円などを計上してございます。 議案第 40 号 令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,285 千円を減額し、総額 519,175 千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による減額であります。議案第 41 号 令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 14,269 千円を追加し、総額を 751,771 千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による増額と繰越金の確定による増額であります。認定第 1 号から第 5 号までは、令和 4 年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。認定第 1 号の令和 4 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 5,391,713,008 円、歳出総額 5,040,063,822 円で、歳入歳出差引額は

	351,649,186 円となり、実質収支額は 306,759,186 円となりました。認定第 2 号の令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 539,171,097 円、歳出総額は 519,435,271 円で、翌年度に 19,735,826 円を繰越します。認定第 3 号の令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 705,905,770 円、歳出総額は 690,430,721 円で翌年度に 15,475,049 円を繰越します。認定第 4 号の令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 77,726,031 円、歳出総額は 77,686,964 円で翌年度に 39,067 円を繰越します。認定第 5 号の令和 4 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては、収益的収入が 93,739,885 円、収益的支出は 97,082,794 円となりました。なお、本決算につきましては、簡易水道運営審議会でご審議をいただいております。以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。
<u>日程第 4 諸般の報告</u>	
議 長	日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 3 ページ、4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。総務産業常任委員長から報告があります。総務産業常任委員長 井出 和人君
総務産業 委 員 長	総務産業常任委員会は 8 月 19 日（土）1 時半から全員で、杉尾も含めたワインブ用フドウの圃場 5 か所を視察しました。親沢では生産者の意見を聞くことができました。
議 長	民生文教委員長から報告があります。民生文教委員長 鷹野 文則 君
民氏文教 委 員 長	民生文教委員会は 8 月 25 日（金）全委員で交通体系、児童館について町から説明を受け協議しました。
議 長	その他のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 5 行政報告</u>	
議 長	日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。

町 長	ご報告いたします。 1 件目ですが、8 月 29 日、中部横断道建設促進について、佐久地域議員連盟と期成同盟会とで要望活動を行った際、有坂議長の同席を頂いたわけですが、未着工区間のインターチェンジ、小海町 1 か所、南牧村 2 か所は国が中心となって整備する政策インターすることを、国交省の丹羽克彦道路局長から伝えられました。翌日の信濃毎日新聞にも掲載されたところでございます。長年にわたり要望活動しておりますが、一步一步着実に進んでいることを実感しております。 2 件目ですが、6 月 17 日に日本ノルディックポールウォーク学会学術大会がガトーキングダム小海で開催されました。全国各地から 80 名近い教授や医師が集い、専門的観点からのノルディックポールウォークに関する研究、症例の紹介、運動方法の紹介等が行われ、翌日には、町民の皆さんをはじめ 130 名を超える方々が参加した小海フィンランディア・ウォークを松原湖周辺で開催しました。 3 件目は、20%プレミアム付 P ネット券の販売であります。申込期限は 8 月 18 日、158,770 千円の購入希望がございました。販売額は 100,000 千円であり 58,770 千円超過し、超過分の調整を行い 8 月 25 日に引換券を発送しております。その引換券により 9 月 4 日から販売する予定でございます。 その他、全職員との町長面談を進めております。それぞれの職員の考え、職務へ取組む姿勢など面談を通じ私が的確にとらえ、町民サービスの向上と職員の成長に繋げてまいる考えでございます。 ご報告いたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いいたします。
総務課長 町民課長 産業建設課長 教育次長	【令和 4 年度決算健全化判断比率の報告】 【第 2 回佐久広域連合議会定例会】 【保健推進協議会の報告】 【介護保険懇話会の報告】 【交通政策審議会の報告】 【簡易水道運営審議会の報告】 【自然保護審議会の報告】 【野菜・花卉の生産動向の報告】 【高原美術館協議会の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。 なお、やすらぎ園所長は所用のため欠席であります。

<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第 39 号から議案第 41 号及び認定第 1 号から認定第 5 号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第 6 議案第 39 号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 39 号 「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。
（副町長説明）	
議 長	説明が終わりました。ここで 11 時 25 分まで休憩とします。 （ときに 11 時 08 分）
<u>日程第 7 議案第 40 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 40 号 「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 8 議案第 41 号</u>	

議 長	日程第 8、議案第 41 号 「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。ここで 1 時 00 分まで休憩とします。 (ときに 11 時 33 分)
<u>日程第 10 認定第 1 号</u>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (ときに 13 時 00 分) 議事に入ります前に、さきほど、12 時 30 分から議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。
議会運営 委 員 長	報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。 9 月 12 日(火) 午後 1 時 30 分から総務産業常任委員会、所管事務に関する調査(ワイン用ぶどう栽培事業について)視察なし。9 月 12 日(火) 午後 1 時から民生文教常任委員会、所管事務に関する調査(佐久穂町視察、こどもセンター及びデマンド交通)。9 月 13 日(水) 午前 10 時から予算決算常任委員会総務産業常任委員会関係、視察なし。9 月 14 日(木) 午前 10 時から予算決算常任委員会民生文教委員会関係、視察なし。それから、一期目の議員は 9 月 12 日 午前 10 時から佐久平クリーンセンターへの視察研修を行います。また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察を 11 日に行い、終了後、全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。 一般質問の通告につきましては、4 日午後 5 時又は議案質疑終了後までとします。
議 長	日程第 11、認定第 1 号 「令和 4 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤会計管理者。
	(会計管理者説明)
議 長	説明が終わりました。ここで 2 時 30 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 09 分)
<u>日程第 10 認定第 2 号</u>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (ときに 14 時 30 分) 日程第 10、認定第 2 号 「令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 11 認定第 3 号</u>	
議 長	日程第 11、認定第 4 号 「令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 12 認定第 4 号</u>	
議 長	日程第 12、認定第 5 号 「令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

	て」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 13 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 13、認定第 5 号 「令和 4 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で令和 4 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終了しました。 ここで、令和 5 年 8 月 24 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員 新井進一君。
	(監査委員報告)
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 4 日月曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 45 分)

令和 5 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	令和5年9月4日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年9月4日 午後 1時26分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、こんにちは。今日は議案質疑が行われるわけではありますが、今までは招集日に議案説明があり、続けて議案質疑が行われてきました。しかし、今回は議会運営委員会で、資料が配付された当日の議案説明で、続けて議案質疑を行うことは、十分な議案質疑ができないとの指摘があり、今回、試験的に説明と質疑を数日の感覚を空けて行うこととなりました。このような手法は一般質問でも取り入れられていますが、議案質疑がより充実したものになりますよう期待をいたすところであります。 ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。 本日、会議、事件、説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。 なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構でございます。 これより議案の上程をいたしますが、本日は、議事日程のとおり、議案の質疑、付託までとします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第1 議案第39号</u>	
議 長	日程第1、議案第39号「令和5年度小海町一般会計補正予算（第3号）について

	て」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、8ページ、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款13分担金及び負担金。 次、9ページ、款15国庫支出金、款16県支出金、項2県補助金、項3県委託金。 次、10ページ、款20繰入金、款21諸収入、項3受託事業収入、項4雑入、款22町債。 歳出に移ります。 11ページ、款1議会費。
6 番議員	6番、的埜です。お願いします。議会費ということで、会計年度任用職員の7月から3月までという説明でしたが、これに伴いというか、療養休暇職員の給与費の減額がどうなるか載っていないので、その辺の説明をお願いします。
総務課長	現在は療養休暇中であります。そのことについては今、本人と連絡中であります。補正が必要な状況になりましたら、次の補正予算で対応させていただきたいという考えでございます。以上です。
6 番議員	係長職の職責を、今の会計年度職員が決して悪いというわけではないんですが、長期にわたり運用するということが本当に適切であるかどうかと、その辺はどのようにお考えか、お願いします。
総務課長	その職責が妥当というか、適当というか、そういうことでありますが、現在の段階では本人は頑張って務めるという気持ちでおるということを願っております。そういう中で、本人から体調、また精神的ないろいろな関係、そして、ちょっとこの職責は難しい、後任、そういう制度を当てはめて、こういうことをお願いしたいという申出があったときには、しっかりと検討した中で対応してまいるということになろうかと思えます。以上です。
議 長	ほかにございませんか。 11ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。
6 番議員	6番です。13節の使用料及び賃借料ということで、システムリース料の説明がタブレットリースを5年リースで、それで令和5年度分という説明がありましたが、例規集の関係ということで議員も関係してくる話だと思うんですけども、使い方だとかレクチャーですね、そういう関係とかの今後

	の流れはどうなっていくか、お願いします。
総務課長	タブレット端末を導入したいという予算の計上でございます。そして、使い方については、我々もそうなんですが、紙ベースで物を見るより、よててる方もいらっしゃる、なかなかこっちも開いて、反対側の冊子を開くということが上手にできない場合も想定されますので、それはしっかりと研修の場なり、使い方の場を設けていきたいというようなことを考えております。
議 長	11ページ、ほかにございませんか。
9 番議員	ちょっと教えていただきたいんですけども、積立金のところとそれから歳入もそうなんですが、繰越金のところで、ここで億というお金が動くんですけども、これをもう一回、説明してもらいたいと思います。
総務課長	6目の積立金の部分のご質問と承りました。現在、1億5,500万円を補正予算で計上させていただいたという内容でございます。前年度の繰越金の2分の1以上を基金として積み立て、確保しなければいけないという地方財政法、また地方自治法等の決まりの中で、繰越金の半額以上のものを計上させていただいたという内容でございます。
議 長	ただいまの質問は12ページにありますので、よろしく願いいたします。 次、12ページ、目1一般管理費続き、目2財産管理費、目4企画費、目6積立金。 次、13ページ、項2徴税費、項3戸籍住民登録費、項4選挙費、目2長野県議会議員一般選挙費。 次、14ページ、目2長野県議会議員一般選挙費続き、項5統計調査費。 次、15ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目3やすらぎ園運営費、目4心身障害者福祉費。
6 番議員	6番です。社会福祉費の13節使用料及び賃借料ということで、タクシー利用の助成事業ということで先日説明がありました。今日、資料のほうも提出していただいたんですが、今、ざっとしか見ていないのでちょっとあれなんですけれども、説明のときには、このタクシー利用助成事業がデマンドの試行運行ということで説明を受けたと思うんですが、それと町外の医療機関、全町を対象にということで、まず、デマンドの試行運行で親沢ということなんですけれども、ちょっと原点に戻りますけれども、親沢を選んだ理由というか、その辺をまずお願いしたいと思います。
町民課長	お疲れさまでございます。ただいま町営バス路線で、各路線ありますが、本間線、松原湖路線はやはり利用者が多いという部分もございます。溝の

	原線等につきましては、利用者的にはちょっと少ないかなという部分もございまして、試験的な運行に一番適しているのが親沢線というような形で、利用者人数も中間クラスの利用者人数であるなというところを判断しまして、今回、親沢線ということで、こちらのほうを選択しました。今回は1日の議案の説明のときには、デマンドというようなことでございましたが、前回、的埜議員の質問にもありましたが、今回、再思考というような形で考えました中で、町営バスの昼間の運行に代わる交通手段というものとして、どのような交通手段が小海町に適しているかということを検証したいということで、再度、町のほうで検討した中で、今回、最初の試みといたしまして、タクシー助成事業の拡充ということをまず親沢線でやってみたいということで、あくまでもこれは試験ですけれども、この結果を踏まえて、次の段階に進もうかということで考えた次第であります。以上です。
6 番議員	親沢ということで、私も6月の一般質問でさせていただいたんですけども、また再試行ということで、親沢の住民に説明とかアンケートとか、そういうのを取ったのかどうかということと、以前出されたデマンドの關係の内容とはかなり違ってくると思うんですけども、私も一般質問をした手前、あれなんですけれども、ここに拡充目的、今言われたようなことを書いていますが、ナナーズ便の不便さの解消となると、やはり今のナナーズ便よりはタクシーのほうが300円になって、使い勝手というか、今、ナナーズ便を利用している人からすれば後退だと思うんですけども、その辺、どのように思考されたのか、再思考されたのか、お願いします。
町民課長	こちらにつきましては、今後、この予算等の中でご審議いただいて可決されますれば、一応、各路線の各地区につきましては、説明会を設けて説明をしていきたいというふうに考えてございます。また、アンケート等につきましては、今回、試行する中で、地元もしくは利用者等にアンケートを取り、その中でどのような点が不便だとかどのような点がいいというようなところを調査させていただき、その中で途中、もし改正すべきところがあれば、改正していきたいかなというふうに思っています。いずれこの半年間、10月から3月まで検証させていただいて、その中で4月以降、またその検証結果を踏まえて、6月以降とかその以降について、この親沢線でやったことが全町に対応できるのか、それとももしこれが対応できなければ、また別の方法を考えなければいけないというようなことで、今、考えてございます。また、ナナーズ便につきましては、やはり今回、町営バス

	で行きますと非常に、連れていってはいけるけれども、帰りがというようなことは、交通政策審議会でもかなり議論が出ていたところでございます。今回、ナナーズ便につきまして、福山の商業地域というところへ行くということになりますれば、やはりタクシーを利用させていただいて、1枚300円の券を使って、往復2枚というようにはなるんですけれども、ドア・ツー・ドアでありますし、また、時間もそれほど気にせずに予約していけるという部分もございます。また、荷物等もタクシーですとそのまま載せて、家の近くまでというか、家まで運んでもらえるという部分を考えまして、100円から300円となってしまいますが、そこら辺の利便性を考えた中では、できれば300円をお願いしたいというところで、今回、これもまた試験的ですので、アンケート等の中でそういうふうな、今、的埜さんが申されたようなことが出てまいりますれば、また検討する余地があるというふうには考えてございます。以上です。
議 長	ほかに15ページ、ございませんか。
11番議員	交通の便を図って、買物難民とかもろもろの人を救済すると、それを試験的に進めていくということは大いに賛成であります。今日頂いた資料を全部見ると受付が小海タクシーと。それで1か月前から受付で、当日の場合にはやむを得なく受け付けできない場合があるやにも書いてありますけれども、問題は受けるタクシー会社の方は、今、私が知っている限りでは、多分ドライバーは3人ぐらいだと思うんですけれども、この辺のところの確保、業者と、地区の説明会はこれから議決が終わった後、地区説明をするということでもありますけれども、受け入れる側との話、これはきっちりしてあるわけですか。
町民課長	こちら、今回のこの事業、拡充事業ということで進めていく中では、皆さんご心配しているというような形のタクシーの台数、その他につきましても確保しなければならないというところでございますので、タクシー業者さんとの話合いの中で、3台から4台というのは確保できるという話合いを持ちました中で、この計画を立てさせていただきました。
11番議員	そうすると、4台はフル活動、これはこの事業だけに振り向けられるわけじゃないと思うんですね。これは一般からもあるし、あるいは小海タクシー、駅前から、小海タクシーなんて名前を出しちゃったけれども、駅前から乗っていったりする、いろんな想定できるけれども、そういった中で町と業者の方で親沢地区の皆さん、仮に今までなら、たとえ3回でもバスというものがあつたから、出かけることができないということはないわけで

	すけれども、その辺は間違いなくしっかり大丈夫ということでもいいですね。
町民課長	業者との協議の中では大丈夫ということですので、こちらの方も、このタクシー助成以外にも、タクシーさんは利用者があると思いますが、そちらの方の対応も含めまして、対応していただけるということでありますので、これを実施していきたいということで提案いたしました。以上です。
11番議員	最後に1点、この利用期間が10時から4時。この説明書、今日もらったのを見ると、10時から4時とどこかに書いていなかったっけ。8時からか、ごめん。利用時間は8時から4時ということでありますけれども、町外の医療機関に行ったりした場合、この辺も検討されましたか。受診の期間によって4時以降、我々も大きい病院にかかった場合には予想以上に時間がかかってしまって、そうなった場合に、今度は逆にこの人たち、もし4時を過ぎた場合、どうなるだかということも検討されてありますか。
町民課長	それにつきましては、ちょっと今、検討課題から外れておりましたが、今回、このような事業でありますので、やる中で、先ほど申しましたとおり、町民のアンケート、その他を踏まえた中で修正する場所は修正していきたいというふうに思っておりますので、時間的に4時以降となった場合でも利用できるような、可能にできるようなふうに方策をしていきたいというふうに思っております。
議 長	15ページ、ほかにございませんか。 次、16ページ、目4心身障害者福祉費続き、項2児童福祉費、目1保育所費、目2児童措置費、目3児童館運営費。 次、17ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、款5農林水産費、項1農業費、項2林業費。
6番議員	6番です。農業振興費の関係で、ワインの醸造の委託料ということで、プラス30万円ということになっていますが、これの内容のほうをお願いしたいと思います。
産業建設課 長	お疲れさまでございます。ワイン醸造委託料として30万円を計上させていただきました。この内容についてですけれども、試験栽培圃場の中で一番長いものが今年度で4年目になるということで、通常といいますか、他の地域でやられている場合には、4年目からブドウを採り、そして醸造の工程へ持っていく、そういう工程をされております。今年度、秋にブドウが採取できるというようなことになるか、まだ現在のところでは分からないわけですが、どのくらい採れるか分かりませんが、醸造費用は予算

	計上させていただきたいということでございます。仮にの話ですけれども、通常、1本当たり1,000円から1,500円の醸造委託料がかかるわけですが、それを少量になればなるほど単価は上がるわけですので、仮に単価1本当たり2,000円として150本分ということですが、この量につきましては、実際にはまだ未定ということで、取りあえず30万円の計上をさせていただきました。以上です。
6 番議員	今の説明ですと、当初見込んだよりちょっと取れないかな、少量で、少し当初より1本当たりがかかってくるということなんでしょうか。すみません、そのあたり。
産業建設課 長	醸造委託できる会社といいますか、そういう場所は県内にも幾つかございますが、やはり最低量というものがございます。1回当たり何百キロという単位で受入れしていただけるわけですが、少量であればあるほど受け入れてもらえる先は少なくなるということでございます。そうしますと、少量であれば、やはり単価は高くなってしまうということです、量については今申し上げられませんが、ただ、ブドウはなるということではもう昨年までの結果で分かっております。あとは量の問題ということで、その辺については、量を見込んだところで委託醸造先も決定していかざるを得ない、そういうふうを考えております。以上です。
議 長	ほかに17ページ、ございませんか。 次、18ページ、款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費、目2観光費、目4松原湖高原観光交流センター運営費。 次、19ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、項3都市計画事業費、款9教育費、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費。 次、20ページ、小海小学校費続き、項2社会教育費、款10災害復旧費、項2農林施設災害復旧費。 次、21ページ、項2農林施設災害復旧費続き。 次、22ページから26ページまで、補正予算給与費明細書。 22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
9 番議員	ちょっと聞きたいですが、公務員関係というか、役場の関係ではいろいろ手当があるんですが、資格手当というのはあるですか。何か資格を取って、資格について手当幾らというのはあるのでしょうか。
総務課長	資格手当というものは現在、本町は対応というか、予算、また支給、そういうことはしておりません。以上でございます。

9 番議員	企業とかそういうところへ行くと、大体、資格がつけば月に1,000円とか1,500円とかというのがつくということで、町としては、例えば安全衛生管理者ぐらいは置いたほうがいいじゃないかと思いますが、その辺の考えはありますか。
総務課長	今言われます安全衛生管理者、また、防火管理者、いろいろな部署によりまして必要な資格というか、研修に行つて取得をするとかいろいろございます。そして、全ての職員が全ての仕事を経験するということでもありますので、特定の人間が特定のことをやるということではありませんので、そのような資格の手当ということは現在考えておりません。以上でございます。
議 長	ほかに。
6 番議員	6番です。11ページに戻っていただいて、11ページになるのか。会計管理者の関係なんですけれども、給与減額がなされていないと思うんですが、その辺はどのように考えればよいでしょうか。
総務課長	11ページの下段、総務費の一般管理費の2節給与、この部分から該当する部分、減額をさせていただいております。以上です。
議 長	ほかに全体を通じてありますか。
6 番議員	次のページの12ページになるのか、関連というか、企画の関連になるのか、令和4年度の決算の次の話なんですけれども、主要事業調書を見ますと、渉外戦略の事業が物すごく多いと、10もある。そういう中で今回、渉外戦略、駅の中にとということなんですけれども、業務のほうがどうなっているのかというのは多分、皆さん心配されているんじゃないかなと思うんですけれども、資料としてもし出していただければ、相談内容、相談件数がどれぐらい来ているかというのをしっかり把握しているか、そのあたり、どうでしょうか。
総務課長	渉外戦略系の相談というか、問合せ、そういうものについて、どういう類いで何件来ているかということは、多分、統計というか、集計、そういうものはないんじゃないかと思っております。そして、渉外戦略の係の仕事が膨大になってきているんじゃないかというご指摘でございます。この部分については、渉外戦略の係が何をすべきかということを実日も改めて考えましょうという雑談というか、そういう話をした。そして、何が大切かといいますと、渉外戦略の係は、本来の計画、また遂行、そういうものの管理、言葉はちょっとまずいかもかもしれませんが、そういう部分。そして実施に当たっては、その事業をそれぞれの担当、ポジションが頑張る。渉外

	戦略が総合的に立てた計画、それは全員が案を出し合って立てたもの、それに対して総合戦略が矢面に立っているから、そこで仕事まで担当するということになりますと増える一方ですから、それは調整をしていくという考え方でおります。
議 長	ほかにございませんか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第2 議案第40号</u>	
議 長	次、日程第2、議案第40号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、4ページ、款1国民健康保険税、款5繰入金、款6繰越金、款7諸収入。5ページ、款8国庫支出金、項1国庫補助金。 歳出に移ります。 6ページ、款2保険給付費、項3出産育児諸費、款3国民健康保険事業給付金、款7予備費。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第41号</u>	
議 長	次、日程第3、議案第41号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手願います。 歳入、4ページ、款1保険料、款8繰入金、項1一般会計繰入金、項2基金繰入金。 5ページ、款9繰越金。

	歳出に移ります。 6ページ、款3地域支援事業費、款5諸支出金。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第4 認定第1号</u>	
議 長	次、日程第4、認定第1号「令和4年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 決算説明資料1ページから12ページ。 1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ。
6 番 議 員	6番、的塾です。すみません。1ページに戻っていただいて、財政指数の一番下、経常収支比率というところで、前回の令和3年度の総括表では、令和3年度の指数が76.3%となっていました、この指数で間違いはないのかどうかお願いします。
総務課長	前年度の指数であります、説明の段階では今、申されたような数字で掲載をしておりました。改めて精査をしたところ、82.1%であったということで、今回、令和3年度の指数を変更して掲載させていただいております。 以上でございます。
6 番 議 員	前回、76.3%というのが間違いだったということで、令和2年度が81.1%で、令和3年度が82.1%、そして令和4年度が83.8%ということで、1ポイントずつ悪化しているということが見受けられると思うんですけども、この辺の考え方と今後の対策はどのように考えるかお願いします。
総務課長	この経常収支比率については低いほうがいいということでございます。人件費、また扶助費、公債費、そういう経常的な支出、それに対して交付税、また町税、一般的に経常的に収入があるその比率を求めたという大きな概略の数字であります。歳出を減らすということ、これについてはなかなかと難しいんじゃないかと考えております。扶助費の中に、監査委員さんの指摘にもございましたが、ものの捉え方をしっかり見直したほうがいいよ

	というご指摘をいただいております。そういうものも見直した中で歳出、それは少しでもマイナスに、そして収入、これについては景気の動向も当然左右すると思っておりますけれども、町民の皆様に失礼であります、税負担をお願いしまして健全な財政運営、そういうことが適切ではないかと考えますが、なかなか思ったり言ったりすることはこういう答弁になるんですが、現実には難しいかなという感じはしております。精査できるところはしっかり精査してまいるという内容でございます。以上です。
議 長	次、12ページ。 歳入に移ります。 13ページ、款1町税、項1町民税。 次、14ページ、項2固定資産税。 次、15ページ、項3軽自動車税。 次、16ページ、軽自動車税続き、項4市町村たばこ税。 次、17ページ、項5入湯税、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、項2自動車重量譲与税。 次、18ページ、項3森林環境譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金。 19ページ、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金。 次、20ページ、款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金。 21ページ、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金、款13分担金及び負担金、項1分担金。 22ページ、項2負担金。 23ページ、負担金続き。 24ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料。 25ページ、使用料続き。 26ページ、使用料続き。 27ページ、同じく使用料続き。 次、28ページ、項2手数料、款15国庫支出金、項1国庫負担金。 29ページ、国庫負担金続き。 30ページ、項2国庫補助金。 次、31ページ、国庫補助金続き。 32ページ、項3国庫委託金。 33ページ、款16県支出金、項1県負担金。

	34ページ、項2県補助金。 35ページ、県補助金続き。 36ページ、同じく県補助金続き。 37ページ、項3県委託金。 38ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売払い収入。 39ページ、款18寄附金。 40ページ、款19繰入金、項1特別会計繰入金、項2財産区繰入金。 41ページ、項3基金繰入金、款20繰越金。 次、42ページ、款21諸収入、項1貯金利子、項2貸付金元利収入、項3受託事業収入。 43ページ、項4雑入。 44ページ、雑入続き。 45ページ、款22町債。 46ページ、町債続き。 これより11時10分まで休憩とします。 (ときに10時55分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 決算説明資料、歳出、47ページ、款1議会費。 48ページ、議会費続き。 次、49ページ、総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。 50ページ、一般管理費続き。 51ページ、同じく一般管理費続き。 52ページ、目2財産管理費。 53ページ、財産管理費続き。 54ページ、目3広報費。 55ページ、目4企画費。 56ページ、企画費続き。
3番議員	3番、篠原哲雄です。この総務管理費の委託料のところ、ゼロカーボン・ワーケーション基盤整備事業委託料ということで450万円ついているわけですが、事業調書、それによると、ゼロカーボン基盤整備事業については、基盤整備事業として検討会を発足し、参加者から水力発電の実態や課題、地域で今後取り組んでいきたいことなどの意見集約を図りましたということで、このゼロカーボン・ワーケーションは、令和4年度から令和6年度まで3年間という形になっているわけですが、この中で意見集

	約というのはどのようにされていたのか、令和4年度の状況を教えていただきたいんですけども、お願いします。
総務課長	ゼロカーボン・ワーケーション基盤整備事業450万円を支出させていただいた内容でございます。まず、委託先につきましては、沿線まるごと株式会社という会社であります。憩うまち協定企業、また、J R 東日本、そして水力発電を行っています東京電力、そういう皆さんを中心に持続可能な形でゼロカーボンや森林の資源、そういうものの活用を検討してまいったということで、最終的には自走化を目指してございます。そういう中で協議会を3回ほど開催しまして、モニターツアー、そういうものを実施し、先ほど議員さんおっしゃられましたように、3年間のスパンで計画づくりを進めてまいりたいという内容でございます。以上です。
3 番議員	それでは、この意見集約の内容というのは、資料という形で出していただけるのでしょうか。いかがでしょうか。
総務課長	今年度の活動のまとめ、そのような資料だと思いますが、お出しすることは可能であります。予算決算常任委員会のときまで時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。
議 長	ほかに、56ページ。 次、57ページ、同じく企画費続き。 58ページ、目5地域振興費。 59ページ、地域振興費続き。 60ページ、同じく地域振興費続き。 61ページ、目6積立金。 62ページ、目7総合センター運営費。
6 番議員	6番、的埜です。総合センターの運営費ということで、工事請負費、調理室、ロビー改修工事ということで決算なんです。最初、建設工業協力会という話でしたが、幾つかの企業さんが入っているような感じでしたが、その詳細というか、完成まで、それぞれ契約日と竣工日、支払い日の明示はできますでしょうか。その辺はどうなっているかお願いしたいと思います。
総務課長	建設工事の実施状況調書というものがございまして、一応、3つのグループに分かれているんですが、総合センターの設備改修工事、建具改修工事、そして衛生設備の改修工事というような形でございます。この調書の資料がお手元に配付がないようでありましたら、改めて配付をさせていただきます。以上です。

6 番議員	出していただけるということなので、県のほうの検査も受けていると思うので、その辺も合わせてお願いしたいと思います。それと、調理室、ロビー改修ということで、もうこれは1年前の9月だったと思います。急ぎでやったと思うんですけども、今、どういう状況なのか、使われ始めているのか、食品営業許可のほうはどのようなになったのか、その辺もお願いしたいと思います。
総務課長	現在は、当然、工事というか、改修のほうは終了しております。そして販売だとかそういうものについて、保健所の許可を取る手续をしています。そして、実際に使えるかどうかというご質問であります、これについては先般、8月4日、5日頃ですか、小学生がお泊まりの体験をした。そういうときにも利用しまして、使っているというか、利用しているという状況でございます。
6 番議員	1年前の9月の段階では、やっぱり保健所の許可が必要なんじゃないかというような、そういう議論をしたと思うんですけども、そのときに保健所に相談して、不備のないようにしっかりとやるというような、そういう答弁があったと思うんですが、なぜここまでかかっちゃうのかということが私はちょっと不思議なんですけれども、それと農産物加工直売所の関係で言いますと、あそこの使用許可というのが、申請書があると思うんですけども、そういったものは用意されないのか。これは、管理運営は社会福祉協議会というふうに、この管理もそういうふうになってくるのか、別立てでそういう許可書、申請書、条例等々をつくらないのかどうか、その辺をお願いします。
総務課長	現在の私どもの考え方ではありますが、総合センターの設置に関しての条例、それにならってというか、準じて進めていきたいということを考えております。そして調理室の部分は、修繕前は調理室、あのドアから中が調理室でありましたが、あそこ一帯を調理室というようなものの考え方をしまして、使用する方にはそのような形で広報してまいりたいと。前回ですか、全協のときですか、広報もしっかりというご指摘をいただいております。広報については、また次の発行の広報で掲載をさせていただく予定でございます。以上です。
議 長	ほかに、62ページ、ございませんか。 次、63ページ、項2徴税費、目1税務総務費。 次、64ページ、目2賦課徴収費。 65ページ、項3戸籍住民登録費。

	66ページ、戸籍住民登録費続き。 次、67ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費。 68ページ、目2参議院議員通常選挙費。 69ページ、目3県知事選挙費。 70ページ、目4長野県議会議員一般選挙費。 71ページ、項5統計調査費。 72ページ、項6監査費。 73ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費。
5 番議員	5番です。よろしくお願いします。12委託料の中の重層的支援体制整備事業についてなんですけれども、これは補正の2号で出てきて、その際に、相談員人件費2名分とか町と社協で協議会を作るようなご説明を受けたと思うんですが、その後、どうなっているのかをお願いします。
町民課長	こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、主に人件費等に充てておるといようなところでございます。この事業は重層に関わる各担当部署、そういうところの協議ということで、数件ほど協議はやってございます。
議 長	ほかに、73ページ。 次、74ページ、社会福祉総務費続き。 75ページ、同じく社会福祉総務費続き。 76ページ、目2老人福祉費。 77ページ、目3やすらぎ園運営費。 78ページ、目4心身障害者福祉費。 79ページ、心身障害者福祉費続き。
6 番議員	6番です。79ページ、扶助費の関係で、自立訓練就労支援ということで、下の主要施策の実施効果についてのところにも書いてありますが、障害者福祉サービスの就労支援サービス、ひまわりわーくすのフル稼働により、前年対比2,300万円の増額というふうにあります。この内容というか、フル稼働とはどういうことか、かなりどうなんでしょう。人件費のほうが増えているのかどうか、その辺、内容をお願いします。
町民課長	フル稼働という表現の仕方がおかしい、あれなんですけれども、1年を通して実施した中で、2,300万円の増というような形というふうに表現をしなければいけなかったというふうに思っております。去年から、令和3年度からですか、半年間社会福祉協議会の方へ委託して就労Bが始まったということでございます。その中で令和3年度は半年、令和4年は1年間

	ということでございます。今回もひまわりの方の改修工事というような形で、手狭になった部分を改修させていただいたりして、現状のところはこ の中で運営はしっかりできているというような状況ですし、それに伴って 就労Bの利用者は増えてきているということで、扶助費の方も増えている というような状況でございます。
議 長	79ページ、ほかにごさいませんか。 80ページ、目5あゆみ園運営費。 81ページ、項2児童福祉費、目1保育所費。 82ページ、保育所費続き。 83ページ、目2児童措置費。 84ページ、目3児童館運営費。 85ページ、目4結婚推進・子育て支援費。 86ページ、結婚推進・子育て支援費続き。 87ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費。 88ページ、目2予防費。 89ページ、予防費続き。 90ページ、予防費続き。 91ページ、同じく予防費続き。 次、92ページ、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費。 93ページ、目2じんかい処理費。 94ページ、目3し尿下水処理費。 95ページ、目4住宅管理費。 96ページ、目5町営バス運行管理費。 97ページ、町営バス運行管理費続き。 98ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費。 99ページ、目2農業振興費。 100ページ、農業振興費続き。 101ページ、目3畜産振興費。 102ページ、目4農地費。 103ページ、目5山村振興事業費。 104ページ、項2林業費、目1林業振興費。 105ページ、林業振興費続き。 106ページ、目2県有林受託事業費。 107ページ、目3林道費。

	108ページ、款6商工費、目1商工業振興費。
5 番議員	5番です。お願いします。7の報償費、10の需用費にわたるんですが、2号補正で商店街まちづくり事業というのが出てきて、まず、報償費では24万円、それが9号補正で皆減されたと。需用費なんですが、ちょっと確認したいんですけども、2号でまずゼロから10万円がついたんですが、その間、もしか何か訂正があって、私が漏れていたら申し訳ないんですが、2号でゼロから10万円、8号で20万円から10万円になって、9号だとか皆減がないんですが、ここに提示がないんですけども、そのあたりのご説明をまずお願いしたいんですが。
産業建設課 長	お答えいたします。7節、10節の予算の増減、ここの108ページに表記はないですけども、その途中の補正予算の増減の経過をお答えすればいいということですのでよろしいでしょうか。需用費につきまして、補正2号、3号でそれぞれ10万円ずつプラスの補正をさせていただいて、3月に10万円、これは実行の必要がなかったというようなことで10万円の減額をして、最終、ここにございます印刷費のみということで予算は10万円。実績は6万8,640円ということでございます。また、7節で商店街のまちづくりの事業ということだったわけですけども、これにつきましても他の事業の中で、同じような事業を実施しておりまして、こちらにもあります創業支援事業、こういったことも講師を招いて行ってきたということがありまして、商店街とも関連がある、そういう事業をほかで実施したために行わなかったという内容でございます。以上です。
5 番議員	今のご答弁にも出てきたんですけども、12の委託料の中で商店街活性化事業というのがあります。これは最初、2号補正のときにはＪＲ東日本企画委託事業とあって、今回の令和4年度の決算主要調書を見ると、小海駅前活性化事業とあります。しかもそれは612の12となっているんですね。このあたりの事業名が一体どれなのかというところを確認したいんですけども。
産業建設課 長	お答えいたします。主要事業調書にございます委託料282万7,000円。主要事業調書38ページに小海駅前活性化事業とございます。こちら、6-1-2のところがすみません、これは6-1-1の間違いでありまして、観光費の12節には商店街のものはございまして、6-1-1、商工業振興費の委託事業でございます。こちらの商店街活性化事業ですけども、おっしゃられていたようにＪＲ企画に委託をしたものでございまして、アルルの空き店舗、空きスペース、そこをどのような利用をすればいいかという提案をいただ

	いた事業でありまして、7月頃、契約し、この3月までの工期ということで提案をいただいたところでございます。以上です。
議 長	ほかに、108ページ、ございませんか。 次、109ページ、商工業振興費続き。
5 番議員	お願いします。18節店舗新築等助成事業なんですけれども、これも主要事業調書36ページに出していただいているんですが、新築増改築工事、店舗専用の場合と新築増改築工事、住宅兼用の場合と2種類あるということなんですけれども、それぞれ内訳を教えてくださいと思います。資料ででも出していただけないかと思うんですけれども。
産業建設課 長	そうですね。住宅と店舗が併用の場合がございますので、そこにつきましては、今、ここでは分かりませんので、資料の提出をさせていただきたいと思います。予算決算常任委員会のときまで時間をいただきたいと思います。以上です。
議 長	109ページ、ほかにございませんか。 次、110ページ、目2観光費。 111ページ、観光費続き。 112ページ、目3国際交流センター運営費。 113ページ、目4松原湖高原観光交流センター運営費。 114ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き。 115ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費。 116ページ、土木総務費続き。 117ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費。 118ページ、道路維持修繕費。 119ページ、目2道路改良舗装費。 120ページ、道路改良舗装費続き。 121ページ、道路改良舗装費、道路改良舗装費繰越明許。 122ページ、道路改良舗装費補助等、道路改良舗装費繰越明許。 123ページ、項3都市計画費。 124ページ、款8消防費、目1非常備消防費。 125ページ、目2常備消防費。 126ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費。 127ページ、目2事務局費。 128ページ、事務局費続き。 129ページ、項2小海小学校費、目1学校管理費。

	130ページ、学校管理費続き。 131ページ、同じく学校管理費続き。 132ページ、目2教育振興費。 133ページ、教育振興費続き。 134ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費。 135ページ、社会教育総務費続き。 136ページ、目2公民館費。 137ページ、公民館費続き。 138ページ、目3美術館運営費。 139ページ、美術館運営費続き。 140ページ、目4音楽堂運営費。 141ページ、項4保健体育費、目1保健体育総務費。 142ページ、保健体育総務費続き。 143ページ、目2小海小学校給食費。 144ページ、目3スケートセンター運営費。 145ページ、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費。 146ページ、道路橋梁災害復旧費繰越明許。 147ページ、項2農林施設災害復旧費。 148ページ、款11公債費、目1元金。 149ページ、目2利子。 150ページ、款12予備費。 決算書に移ります。 決算書、42ページ、実質収支に関する調書。 43ページ、財産に関する調書、1公有財産。 44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページ、51ページ、2物品、3基金。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
6 番議員	6番です。説明資料のほうに戻っていただいて、99ページの農業振興費の中の報償費や旅費、需用費、100D I V E事業の関係なんですけれども、主要事業調書を見ると、くらかけ豆のブランド化というところで100D I V Eのことが載ってこないんですけれども、効果というか、どのような感じになっているのかあんまり見えてこないんですけれども、その辺、お願いします。
産業建設	お答えいたします。7節、8節、10節に100D I V E事業が掲載されていま

課 長	す。これにつきましては、100D I V E 事業、令和3年から令和4年で、本年度も実施しておりまして、この令和4年で2年度目でございます。令和2年にくらかけ豆、4グループ、100D I V E 事業という施策提案していただける、そういう事業がありまして、その中の1つを選定を町側でさせていただいて、その提案された事業を進めているということでございます。いずれにしても、テーマがくらかけ豆の需要拡大、販売拡大というテーマでございまして、この中には報償費、会議のほか、都内の飲食店への営業ということも実施してございまして、実際に都内への販売ルートも、次第にはありますけれども、拡大しております。これは100D I V E 事業の成果ということでございます。また、商品、様々なものも試行しているんですけれども、くらかけ豆を枝豆として流通させることができればいいということで、実際に畑におきまして、この事業に参加している皆さんが畑でくらかけ豆を栽培しまして、そういうものを枝豆等の利用をしている、そんな事業でございます。以上です。
議 長	ほかに全体を通じてございませんか。
9 番 議 員	9番、小池です。説明資料のほうでちょっとまた、ここのところで聞けばよかったんですが、64ページのところで、平成6年度評価替えということで、町内の36地点を評価しましたということで、これは例の3年に一度ということとは決まっていますが、これは公表はできるでしょうか、36地点。
総務課長	現在は作業中でありますから、最終的には公表はできますが、今、調査というか、作業の結果がどうだったという程度の話でありまして、まとめてからの公表になるということでございます。以上です。
9 番 議 員	それじゃ、いつになるかちょっと分からないけれども、公表になったらまた聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	ほかにございませんか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより1時まで休憩とします。 (ときに11時59分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。
<u>日程第5 認定第2号</u>	
議 長	次、日程第5、認定第2号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入

	歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 決算説明資料1ページから12ページ。 歳入、1ページ、款1国民健康保険税。 2ページ、款2使用料及び手数料。 3ページ、款3県支出金。 4ページ、款4財産収入。 5ページ、款5繰入金。 6ページ、繰入金続き。 7ページ、款6繰越金。 8ページ、款7諸収入。 歳出に移ります。 9ページ、款1総務費、項1総務管理費。 10ページ、項3趣旨普及費。 11ページ、款2保険給付費、項1療養諸費。 12ページ、療養諸費続き。 13ページ、同じく療養諸費続き。 14ページ、項2高額療養費。 15ページ、高額療養費続き。 16ページ、項3出産育児諸費。 17ページ、項4葬祭諸費。 18ページ、項6傷病手当金。 19ページ、款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費分。 20ページ、医療給付費分続き。 21ページ、項2後期高齢者支援金等分。 22ページ、後期高齢者支援金等分続き。 23ページ、項3介護納付金分。 24ページ、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費。 25ページ、項2保健事業費。 26ページ、款5基金積立金。 27ページ、款6諸支出金。 28ページ、款7予備費。
--	--

	29ページ、実質収支に関する調書。 30ページ、財産に関する調書。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第6 認定第3号</u>	
議 長	次、日程第6、認定第3号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1ページ、款1保険料、款2使用料及び手数料、項1手数料。 2ページ、項2使用料。 3ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金。 4ページ、国庫補助金続き。 5ページ、国庫補助金続き。 6ページ、款4支払基金交付金。 7ページ、款5県支出金、項1県負担金。 8ページ、項2県補助金。 9ページ、款6サービス収入、款7財産収入。 10ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金。 11ページ、一般会計繰入金続き。 12ページ、一般会計繰入金続き、款9繰越金。 13ページ、款10諸収入。 歳出に移ります。 14ページ、款1総務費。 15ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費。 16ページ、介護サービス等諸費続き。 17ページ、介護サービス等諸費続き。 18ページ、介護サービス等諸費続き。 19ページ、介護サービス等諸費続き。 20ページ、項2介護予防サービス給付費。

	21ページ、介護予防サービス給付費続き。 22ページ、介護予防サービス給付費続き。 23ページ、項3その他諸費。 24ページ、項4高額介護サービス費。 25ページ、項5高額医療合算介護サービス等費。 26ページ、項6特定入所者介護サービス等費。 27ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費。 28ページ、日常生活支援総合事業費続き。 29ページ、項2一般介護予防事業費。 30ページ、項3包括的支援事業任意事業費。 31ページ、包括的支援事業任意事業費続き。 32ページ、包括的支援事業任意事業費続き。 33ページ、項4その他諸費。 34ページ、款4基金積立金。 35ページ、款5諸支出金、款6予備費。 決算書に移ります。 決算書、15ページ、実質収支に関する調書。 財産に関する調書、16ページ。 その他全体通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 7 認定第 4 号</u>	
議 長	日程第7、認定第4号「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1ページ、款1後期高齢者医療保険料、款2使用料及び手数料。 2ページ、款3繰入金。 3ページ、款4繰越金、款5諸収入。 歳出に移ります。 4ページ、款1総務費。

	5ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金。 6ページ、款3諸支出金。 7ページ、款4予備費。 決算書に移ります。 決算書、7ページ、実質収支に関する調書。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第8 認定第5号</u>	
議 長	次に、日程第8、認定第5号「令和4年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算書及び附属書類でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 決算書、収益的収入及び支出、1ページ。 資本的収入及び支出、2ページ。 損益計算書、3ページ。 剰余金計算書、剰余金処分計算書、4ページ。 貸借対照表、5ページ。 決算附属書類、概況、6ページ。 工事、7ページ、8ページ。 業務、会計、9ページ。 令和4年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書、10ページ。 令和4年度小海町水道事業会計収益費用明細書。 収益、11ページ、12ページ。 費用、13ページ、14ページ、15ページ。 令和4年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書。 資本的収入、16ページ。 資本的支出、17ページ。 収益的支出、18ページ。 未払金内訳、19ページ。 未収金内訳、貯蔵品、20ページ。

	固定資産明細書、21ページ。 企業債償還額一覧表、22ページ。 水道料金及び使用水量年度別推移、23ページ。 令和3年度と令和4年度の水道料金月別比較、24ページ。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>○ 質疑終了</u>	
議 長	以上をもちまして、議案、認定に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第39号から第41号、認定第1号から第5号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。 一般質問は9月7日木曜日午前10時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに13時26分)

令和 5 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 7 日」	
* 開会年月日時	令和 5 年 9 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 5 年 9 月 7 日 午後 3 時 5 4 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
副 議 長	皆さん、おはようございます。有坂議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。 テレビ放映等でされておりますが、台風13号の影響により、関東、北陸、東北方面に警報級の大雨が降っております。今後の台風の進路によっては、県内の影響も懸念されるところであります。9月、10月と台風シーズンに入り、当町での災害が発生しないことを願うところであります。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構です。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
副 議 長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。 日程に入る前に、総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。 黒澤総務課長。
総務課長	皆さん、おはようございます。 議案質疑の際に、資料要求をいただいております総合センターの工事の経過でございますが、建設工事の実施状況調書という形で、本日資料を配付をさせていただきました。よろしくお願いします。 以上でございます。

<u>日程第1 「一般質問」</u>	
副 議 長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
<u>第9番 小池 捨吉 議員</u>	
副 議 長	初めに、第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9 番 議 員	家計経済とか食品とかガソリンとかインボイスとか温暖化についてを優先すべきだという話もありましたが、今回は、通告に従って3件について質問いたしますので、よろしくお願いします。 それでは、最初に、松原湖の水辺公園についてということをお願いしたいと思います。 松原湖の猪名湖の水辺公園の整備について、この水辺公園は中電の取水口から北風小僧寒太郎のところまで湖水の周りを通って、八ヶ岳を見ながら散策もでき、よく設計された公園だと思っております。当初、観光地として整備された公園ですが、世代交代というか、ともに荒れてきております。もう少し管理ができないかということではありますが、町として水辺公園の管理は限界ですか、その辺はどうでしょうか。
産業建設課 長	お疲れさまです。 水辺公園の管理ということでご質問をいただきました。 現在ですけれども、松原の公園と言われる水辺公園もありますし、また、対岸には松原館の跡地の広場でありますとか駐車場等々あります。現在、松原の地元の区ですとか、また美しくする会、観光協会がございますが、この中で話をされて、それぞれ清掃の整備活動に関わることも実施しておるようございまして。春秋、全区民が出ていただく区の活動のほか、それぞれの関係者で手入れをしていただいておりますということで、この水辺公園につきましても草刈り等をされておまして、対応はしているということでございまして。以上です。
9 番 議 員	今、課長のほうから松原の区民と、それから美しくする会とか観光協会、また、もろもろの団体が整備しているということでもあります。先日、ちょっと

	私も行く機会があったんですけども、もうちょっと草刈りでもやってもらえればと思っております。 そこで、私の提案ではありませんけれども、公園としての広場にゴルフ場のように芝を植えて管理してはどうかということであります。日本芝を植えて、大体3年から5年ぐらい、年に3回ぐらいの草刈りをする、しっかりと芝になると思います。そんなことで、ぜひ日本芝を植えてはと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 水辺公園の芝ということですけども、水辺公園を整備されたとき、こちらでも芝生を張って整備しました。それが日本芝なのか西洋芝なのか、その辺のところははっきり分かりませんが、今現在も手入れの関係で雑草も混在してしまっておりますけれども、草刈りをして、観光客も迎えられるようにということで行っております。 費用をかける、それだけ投資するということであれば、イベントが開催されとか、そこにお客さんが集まる、そういうような利用状況、そういうことも考えなければなりませんので、きれいにすることとはとても大事なことですけれども、その辺のところも勘案しながら、また関係機関と話し合いを行って、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。
9番議員	今、課長のほうから答弁がありましたけれども、私としては、もうちょっと草刈りとかそういうのをやったほうがいいではないかと思っております。 それで、あそこの芝の管理はともかく、もう一つは、湖面のほうですが、北風小僧の寒太郎のところから見まして、ヨシが非常に大きくなっていて、北風小僧の寒太郎のところに行ったときに、湖面がちょっと見えない、湖水の水面が見えないような状況がありますもので、その辺のヨシの撤去ということで、その辺はどんなように考えているのでしょうか。要するに、あそこから湖水がきちっとよく見えるというような状況にしていきたいですが、その辺はどうでしょうか。
産業建設課長	水辺公園に向かう途中の遊歩道の岸边、それから水辺公園に入ってから、の岸边、湖畔ですけども、確かにヨシが繁茂してございます。長年のうちに丈も長くなりまして、遠くから見ると、水辺公園がヨシで囲まれているように見えてしまうという状況ではございます。やはり、地元区、観光協会、美しくする会と協議の中で、ヨシとかガマ刈り込むか、または根まで撤去したほうがよいか、そのあたりを判断して、いずれ進めていきたいと思っております。 現在は人丈以上にもなっているという状況ですので、その辺は対応

	をしたいと思います。 今、長湖におきましてコカナダモの撤去作業も実施しております。地元の皆さんも随分と出ていただきまして、そんな作業もしておりますので、一遍にはなかなか進めづらいわけですけれども、その辺も全体を含めて、計画的に進めてまいりたい、そう考えております。 以上です。
9 番議員	自分たちが小さいときは、あそこの周りは、大体子どものときはあそこへ行って、湖水に前はエビがいたんですよ。エビがいたということと、バカガイとかカラスガイとか、こういう黒い貝もいたと。そんなことで、我々が小さいときはフナを釣ったり、いろいろやっていたんですよ。そんなことでありまして、今の状況だとちょっと釣りもできないというような、岸から釣りもできないというような状況でありますもので、ぜひヨシを撤去していただきたいということで、ヨシの撤去は、今の状態ならくわでもってすくえばなから届く範囲というふうに私は理解しますが、その辺の、要するに予算計上とかその辺は来年度に向けてはできるでしょうか。
産業建設課 長	お答えいたします。 まず、先ほどもお答えしましたが、今現在は長湖のコカナダモ対策に万全を期してというようなことで、そちらのほうの問題にもなっておりますので、今年度も人間の力ではなかなか限界がありますので、機械を製作、試作というんでしょうか、しながら進めるようなことをしております。町からすれば、町から美しくする会へ予算計上を補助を行って、その中で行っているようなことなんですけれども、この水辺公園につきましても、また地元と相談をしまして、来年度できるようであれば、その中に含めて補助をしてまいりたい、そう考えております。 以上です。
9 番議員	今、課長のほうから長湖のほうが優先という話がありましたけれども、ぜひ水辺公園のところも、今のうちならば、くわでこういうふうにとってもかなりきれいに取れると思いますので、ぜひその辺を考慮した中で、予算も計上していただきたいということでよろしくお願いします。 それから、これはちょっと関連で聞きたいんですが、この水辺公園でキャンプはできるでしょうか。今までちょっとあまり見たことなく、通告にはちょっとないですが、その辺はどうでしょうか。
産業建設課 長	以前は過去にはキャンプやっていた時期もあったようなんですけれども、現在はそういった受入れはしてございません。決められた場所でキャンプを行って

	いただくということです。トイレについても、水辺公園にも整備してございまして、環境はいいわけですが、公園重視ということで、今現在は運営をしております。 以上です。
9 番議員	なぜキャンプなんて聞いたかという、できれば小学校5年か6年のときに、一度ぐらいああいうところでキャンプをして、北風小僧の石碑もあるよということで、子どもが将来あそこへ行ってキャンプしてよかったなというようなことがあればいいなと思って質問したんですが、ぜひ学校環境、教育長のほうにお願いになるんですが、もし可能ならば、学校でキャンプができるような状況をつくっていただきたいと思いますが、その辺は教育長、いかがでしょうか。
教 育 長	現状のお話を申し上げますと、教員の職がブラックだと言われている状態でございます。働き方改革で、なるべく授業時数も調整しながら、先生の働き方を改善していこうというときでございます。小学校には小学校で八ヶ岳のほうへ行くキャンプというものがあるわけで、そこへ新たに行事を入れ込むというのは、難しいというふうに考えているところでございます。 以上です。
9 番議員	今、教育長が難しいと言うならば、当面仕方がないと思っていますけれども、そんな話もあるということだけ承知していただきたいと思います。 それでは、2番目のほうのことで、用水路に防護柵設置ということでありますが、今年は6月、7月ということで、7月中旬には福岡県とか秋田県とか各地でもって、大雨の洪水によって人命被害が相次ぎました。最近の天候不順の原因は気温上昇ということでありまして、明日来ると予想される台風13号も、当地は明日あさって、懸念されるところであります。 1991年から30年間の統計を見ますと、地球上で1.91度温度が上がったということで、統計上約30年間で2度の温度が上がったというふうに言われております。気象庁のあれでいきますと、今後は場所により非常に激しい雨とか、また、逆に1か月の降水量が1ミリ未満というようなところが出てくるということでもあります。最近の流行語ではないですが、線状降水帯で場所により急激な増水により、身近な用水路での事故が発生しております。ふだん流量がない場所で降りますと、急激な増水でもって用水路が、要するに見慣れた用水路でなくなるというようなことでありますもんで、事故があると。 先般、鳥取県と秋田県で、稲作で心配で行った高齢者が、要するに水に飲まれたというような話があります。また、昨年、富山県の高岡市で子どもが用

	水路に流されて、数日後日本海で見つかったと。そこでもって、富山市では、今年、用水路防護柵を見直して、見直した改善設置状況がテレビで放映されました。当町でも私が見た中で、代表的な既設用水路でもって不十分な安全柵とかガードレール等で、開掘箇所が見受けられますということでありま す。場所としては、八那池の国道沿いの用水路とか、芦谷と箕輪の用水路とか、溝のある本間の河川等でも設置されないで開放されている箇所がありますということです。 町内の用水路を調査して、安全柵の設置を検討していただきたいですが、その辺はいかがでしょうか。
産業建設 課 長	お答えいたします。 まず、台風や大雨の際のそういった水路の関係ですけれども、増水はすることになりますので、まずはそういった大雨の時期、洪水の時期のときには水路には近づかない、これがまず第一だと思います。命を守る行動を取っていただく、これが最優先であると思います。また、通常の話でございますが、川幅と深さ1メートル以上の3面張り水路ということになりますと、小海でも今、小池捨吉議員おっしゃられましたように、芦谷、八那池に、道路沿いですけれども大きなものがございます。 町道に沿った水路の関係ですけれども、こちらはガードレールやフェンスが設置されております。また、八那池のほうでございますが、福山用水の国道沿いの八那池ですけれども、やはり国道でありますのでガードレールが設置されているということです。 通常はそれほどそこに近づかない、単にそこを歩く場合には、そういったものがありますので、それほど転落の危険性は少ないと考えております。水量が多くなることというのはあまりないわけで、春先の代かきでたくさん水を使う、そういうときは増える可能性がございます。また、先ほどの雨の際、そういうときも増える可能性はありますが、そういうときはなるべく近づかない、そういった行動を取っていただくことが最優先だと思います。 いずれにしましても、通常、危険がある場所があるとすれば、それは水利組合の皆さん方と協議をしまして、対応につきまして検討していくということでございます。 以上です。
9 番議員	今、課長から雨が降ったり、増水になったら近づくなということですが、人間どうしても、例えば農作業とかそういうことで田んぼ見に行ったりいろいろして近づかないようにということであるけれども、どうしても行く傾向が

	あるということで、行ったときに、大体年取ったら移動すると、足滑らせたりいろいろしてそういう事故が起きるという懸念がありますということです。 いずれにしろ、その水量、例えば30センチ以下でも、水量というか川の勾配によっては相当の水圧がかかりまして、我々若い人でもちょっと危ないような状況ということで、今、用水路みんなそうなんですけれども、大体3面張りになっておりまして、あまりつかまるところがないというようなことで、少し流され始めるとずっと行っちゃうというようなことでありますもんで、ぜひその辺も踏まえた中で、要は安全柵というか、その安全柵も相当、福山用水もそうですし、駄目になっているところありますもんで、その辺を見た中でチェックしていただきたいと思います。 それと、ある程度用水路で開口部を造らなくちゃいけないということでありますもんで、その辺の扉付きの安全柵なり柵を造っていただきたいと思いますが、その辺の、今までそういう扉付きというのはあまりないと思いますが、その辺の考えはどうか。
産業建設課長	お答えいたします。 一部ですけれども、土村用水の芦谷地区、営農センターの前にはガードレールではなく、通学路ということもありまして、要望があったということでフェンス、縦格子のフェンス、転落防止フェンス、それを設置した経緯はございます。もちろん必要がある場合がありますので、そういうところには、扉をつけるということなんですけれども、そこを全て行うということはなかなか現実的ではないなと思います。現在もガードレールで十分間に合う場所、危険は回避できているのではなかろうかという場所が随分ございますので、全体を通した中で、大きい水路にしましても、それから、山間部の方の幅60センチ、70センチの水路につきましても、そういった通常の日常生活、子どもさんたちが歩く場所、通学路、バス停へ行くまでの道路、そういったところにつきまして、再度点検は必要かと思われますので、そのようにしていきたいと思います。危険な箇所があれば、対応をしてまいりたいと思います。 以上です。
9番議員	いずれにしろ、ガードレールとかそういうところの開口部があったり、前に要するに安全柵造ったけれども、もう傷んでいてどうにもならないというようなところが見受けられますもんで、その辺を考慮しながらやってもらいたいと。 先般、今度あれした、村上団地も、あんなにしっかりとるように、完全に囲

	わないでもいいと思いますけれども、その辺も考慮してやっていかないと。いずれにしろ、その管理が国道も沿いであつたり、町道の沿いであつたりいろいろしまして、河川の管理も町が全てというわけにはいかないと思いますもんで、関係機関との打合せの中でしっかり対応していただきたいと思います。 いずれにしろ、こういう事故が起きたときに、想定外だという言葉が出ないように、また、想定外を減らすような努力をしてもらいたいということで、いずれにしろ、先取りということで考えてやっていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。 それでは、次に、3番目のほうで緊急時の迂回路についてということで伺いたいと思います。 町内には、災害時、道路が寸断されたり、陸の孤島になるかもしれないというようなところ、集落はあると思いますが、そうはいっても、完全に、要するに陸の孤島になるというようなところはないと思います。ただし、私が一番懸念するのは、集落で北相木川が氾濫で側溝の端とか護岸が崩れた場合ということで、ここが破壊された場合は、宿渡とか市の沢とか親沢の方面の方は迂回路といって、例えば宿渡の人が親沢を出て本村へ出るというのが非常に困難だというふうに考えます。そんなところで、現在市の沢川沿いということで、東馬流に出る道路がありますが、これの拡幅が必要と思いますが、この辺の整備はいかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 まず、通常すばり線と言われる今現在未舗装の道路のことですけれども、こちらにつきましては、通行していただければお分かりになるんですけれども、片側は切り立った山で、片側は市の沢川という河川ということで、こちらの道路についても悪条件の道路ということで、ほかの地区でそのような洪水の被害に遭ったということになりますれば、こちらの道路のほうがもっと危険ではなかろうかと考えるところです。 現在の通行実態を見ましても、東馬流地区の方々の山林ですとか、一部農地もございまして、そこへの出入りに利用されているというような実態のようですので、今のところ拡幅とか舗装などということは計画にはございません。 以上です。
9番議員	通行量はちょっと少ないか知らないけれども、私もあそこを車で通ってみますと、あれだけの車の通った足跡というかありますもんで、結構通行はして

	いるじゃないかと思っております。 そんな中で、あれは昔からの古道でもって、いずれにしろ、あの北原さんの前のところには、昔看板があったということで、あれから宿渡から本村のほうへ抜ける道ということで、看板もあって、今の川上線ということで、そちらのほうは甲州に抜けるというような看板があったということです。 そんなことで、あの道路も古くからある道路でありますし、町道でありますもんで、その辺はきちんと整備をしたらどうかと思います。 そんなことで、今、課長の言うとおり、もし卒道のほうが駄目になるなら、あそこの道路のほうがもっと駄目になるというような話でありますけれども、やっぱり迂回路としては整備をしておいたほうがいいじゃないかと思えますもんで、よろしくお願いします。 それから、もう一つ、道路拡幅でもって要望ですが、以前にもこれは質問しましたが、小海線の小海馬流間ということで、すばり踏切があります。これ、JRに要請して、拡幅をしていただきたいということです。すばり踏切は、1種自動の踏切でありますけれども、通行制限がかかっております。これは、農耕者だけしか通れないよという踏切でありますもので、何かあれば、警察の取締りとかそういうのがあれば、住民は不満を感じますし、自動車で事故があれば、全て当事者の責任になってしまうということでもあります。 ちょっとそれについて、お配りした表でもって説明したいと思えますもんで、ちょっと表のほうを見てもらいたいと思えます。 踏切の一覧表がありまして、これは、平成29年度、これ長野局が運輸局へ提出した資料であります。それで、これが下から5行目ですか、5行目、小海町の小海馬流間でもってすばり踏切1種自動B3、このB3というのが問題なんです。それでもう一つ、資料のほうでもありますけれども、B3というのは、この説明資料の、表でなくてほかのほうを見てもらいたいですけれ、B3になると、二輪の自動車以外の自動車は通行止めですよということで、下にガートライ以下の車は通行可能ですよということであります。ただ、実際には今、軽自動車とかそういうのが通っておるのが現状であります。 それで私としては、B3を解除してC規制ということで、Cになると、大型車より上は駄目だけれども、大型車以下は通れるということでもありますもんで、C規制になるように町として申請していただきたいと。それですと、その右のほうへずっといって、踏切の幅員ということでありますけれども、この道路幅2.2メートルということでもありますもんで、2.2メートルだと、今申請してもC規制にならないということで、町として、これが3メートルにな
--	--

	るように、両端40センチずつ広げることを申請していただきたいというふうに考えます。 これが3メートルになれば、十分車も通れますし、それから、もし川上線がきちんとできてあれすれば、これは宿渡とかあっちのほうの人は迂回路として十分利用できるということでもありますもんで、ぜひその辺のところ、ちょっとお金はかかるかもしれないけれども、2.2メートルの幅を3メートルになるように努力していただきたいと。そうするとC規制になりまして、車が十分通れるということでもあります。 そこのところを踏まえた中ですが、町としてJ Rと交渉していただきたいですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 すばりの踏切が2.2メートルということで、これを広げたらというようなご質問でございます。 今現在、議員さんご存じのことと思いますけれども、東日本の旅客鉄道では、やはり警報機、遮断機が設置されていない踏切ですとか、でき得れば立体交差にしてくれ、そういうようなことを進めております。それは、やはり事故防止ということでございます。本年も6月に小海町につきましては、宮ノ前、みさごという今、すばりの踏切の話ですけれども、その下に宮ノ前、みさごというふうに踏切の表示がございます。資料の下、すばりの下でございます。こちらにつきまして、小海町宛てに文書が届いております、警報機や遮断機が設置されていない踏切廃止についてご検討くださいと、それで、その回答をしてください、そういったふうに安全のために迫られているということです。 こんな方向から鑑みますと、立体交差で整備し直すということであれば、J R側の意向に沿うわけですけれども、立体交差でなく、遮断機と警報機はついておりますけれども、でも、踏切であるということで、こういったものを整備して通行車両を多くする方向、こういったことは、J Rの考え方に反することになってしまうと思います。 そして、やはりその強い要望をするには、この道路、すばり線の利用が必須だ、どうしてもここを通行しないと住民が不便だということであれば、そういったお願いもできるとは思いますけれども、日常生活にはそれほど支障を来さないということから考えますと、なかなかこれもできにくい話かなと思います。 また、J Rさんとは時々話合いの場がございますので、そのような話も話題

	に上げてみたいと思います。 以上です
9 番議員	確かに J R は、踏切をなくせとか、交通量がないところは廃止の対象にしてくださいということは、常日頃から言っているんですけども、そうはいつでも、小海線でも全線見ると、何か所かは拡幅ということで広げている道路があります。それで条件としては、前後の踏切とかそういうのを廃止して、1か所に集中してくださいということは言っているけれども、先般、佐久市でも何年か前にあったんですけども、書面では、じゃ、将来はこういうふうに減らしますということでやっているけれども、実際はそのままで道路は拡幅になっているところがあるということでもありますんで、ぜひその辺を踏まえた中で、拡幅をお願いしたいということと、安全上ということを強調して、その交通量についてあまり言うとかあれですが、実はここは一番こういうふうにやれば安全だということをやっていたきたいということでもあります。 その辺を踏まえた中で、町としてもただ J R の言うとおりになるということのないように、ぜひやっていただきたいと思います。 いずれにしろ、今の現状でいくと、例えば両端40センチ広げても、遮断機とかああいうのを移動させるならばお金がかかるけれども、それがなくてできるということで私は見ておりますんで、その辺も強調しながら、ぜひ C 規制になるようにやっていただきたいと思いますが、その辺、安全ということを強調してやっていただきたいですが、その辺の考えはどうか。
産業建設課長	そうしますれば、J R さんとの話合いの場で、この話題も上げてみたいと思います。 以上です。
9 番議員	私は、このところ道路もそうですし、踏切も整備をする価値があるほうに理解をしております。 以前は、これは宿渡とか市の沢とかそういう人たちは、馬流の駅で乗るために、高校生とか通う人はあそこを利用したということは聞いておりますんで、従来国鉄と J R ということで、住んでいる住民も町も、諦めが先で要望しなかったではないかと思っておりますんで、ぜひその辺を要望して広げていきたいと。 特に、小海町は小海の駅前、J R の言いなりで土地を買ったというようなことで、いずれにしろ、コネというか、つながりもできておりますんで、この際、J R と話つけるが一番いいではないかと思っておりますんで、その辺を踏

	まえた中でやってきていただきたいな、その辺の考えはどうか。
産業建設課長	小海にある遮断機のない踏切との駆け引きのようなことになるかもしれませんが、そのような話も話題として出していきたいと思います。 いずれ釣り客ですとか、農業に利用される方はいるということですので、協議はしていきたいと思います。 以上です。
9番議員	最後に、余談というかあれですが、これもうわさなんですけれども、まだ決定じゃないということですが、J Rも全国的に組織改革の、組織替えという話あります。長野支社がどうなるかということがちょっと危ぶまれる懸念がありますということです。これも、運輸局の体制が変わればの話ということで、国の体制ということで、町としてもその国のホームページに関心を持って見てもらっていて、運輸局の話が今よりも、例えば今、関東運輸局が山梨一本ですが、何か関東がこちらまで入ってくると。新潟がまたもうちょっと上まで、今、ここ新潟ですよ。それと、名古屋の管轄がおかしくなっているということでありまして、そうすると、長野支社がなくてもいいじゃないかという話が出ているということでもありますんで、早めに話を持っていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わりにさせていただきます
副議長	以上で、第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。
<u>第4番 井出 和人 議員</u>	
副議長	次に、第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。
4番議員	それでは、質問をさせていただきます。 まず最初に、農業関係について質問をいたします。 昨年度、町で実施いただきました農業資材価格高騰対策、99戸の農家が利用されました。かつてない利用率だと。いかに価格が高かったか、農家の皆さんがいかに苦しんでいたかということが、はっきり分かりますと思います。 私の資料の1ページ、価格表のグラフが載っております。最初のスチロール、これケースになります、スチロールボックス、平成25年、前年度172円が259円、今年は305円、非常に化学製品がゆえにスチロールボックスが値上がりしております。2ページをご覧くださいますと、細かな数字が載っております。ブロッコリーの1反、10アール当たり出荷係数がおおむね200ケース、これに305円を掛けますと6万円以上のケースだけで経費がかかってしまう。次

	に、肥料の価格ですが、レタスが主に使うＢＢ高冷地野菜1号、これが10アール当たり最低5袋使います。1,892円が2,761円、前年度よりも若干下がっておりますけれども146%。白菜に使いますコウゲンノカガヤキという肥料、これ白菜は10アール10袋使います。そうすると、2,596円が3,751円、これも140%を超えております。最後、クメイカセイ7号、これは一般小規模の農家の皆さんが自家用野菜に使う肥料でございます。平成25年には1,270円でしたが1,991円、2,000円です。野沢菜、いろんなものに使いますけれども、非常に値上がりして157%、平均で148%、150%になります。肥料だけでこの価格です。このほかに、肥料の中でタンクドヨウリン等々当然使いますし、マルチも張ります。マルチの価格、一番下にありますが、通常使う白黒マルチ、135の400、9,728円です。1本、2.5本、1反歩、10アール当りに使います。そういった計算しますと、そのほかに消毒が今1回1万円では足りません。そうしますと、10アール当たり人件費を抜かして15万円以上かかってしまうというのが現状です。 令和5年も、先月までは野菜の価格が非常に低く移行してきた。レタスが2回ほど廃棄しています。サニーレタスも廃棄事業をやっています。今月に入ってからびっくりするほど値が上がっています。ブロッコリーが3,000円近く、レタスが2,000円を超えている。ただ、これも高温の影響で他の産地が小玉になっている、あるいは発芽不良になっている等々がありまして上がっていますが、これで雨が降って、高温が続きますと、当産地も、白菜はじめ葉物類の葉の先に腐りが入って巻き込みになってしまうという可能性が十分にあります。 回り道をしましたけれども、今年度は堆肥と緑肥について補助事業が予算化されております。この緑肥も、今言った化成肥料を減らすために、できれば多くまいて減肥をしていただきたいということですが、エン麦が10キロ8,000円です、種子が。8月までは10アール10キロで済んでおりましたけれども、9月以降低温等々で、15キロから20キロほど農家の皆さんは使います。そうすると、1万2,000円前後になってしまう。緑肥のエン麦の肥料の補助金が頭打ちがあります、限度額。限度額を入れますと、大型農家の皆さんは5反歩程度しかまけない。それから、小口の皆さんは30アールぐらいしか使えないということで、限度額の増額を希望する声が多くありますが、この点についてはいかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 農家の肥料の高騰ですとか、また、マルチ等、また燃料もそうですけれども、

	もろもろの資材関係高騰しておりまして、大変経営が厳しいということでございます。国・県とも対応をしているということですが、まだ個別の具体的なものが上がっておりませんので、また動向は見極めていきたいと思っております。 そういった中で、緑肥の種子代、これの限度額についてということですが、令和4年度から小海町におきまして、土づくりの補助金、また、新品種への取組や研修などに対しまして補助制度を拡充、または新設をしたところでございます。緑肥作物の種子代につきましては、費用の3分の1が対象で、上限は3万円というふうにしてございます。そして、土壌試験員の補助も設けたわけですが、こちらのほうも3分の1で上限が2万円。あと、町内の畜産農家からの堆肥購入につきましては、1トン当たり500円というような制度を設けたところでございます。 その実績につきましては、緑肥につきましては7件で14万7,000円でした。また、土壌検査につきましては2件で2万2,000円、畜産農家の堆肥については7件で26万7,000円ということで、とりわけ畜産農家の堆肥補助につきましては、畜産農家の支援にもつながる事業ということで制度化したものでございます。 緑肥の補助の実績について7件ということだったんですが、その中でも最も多く使われた方は、170キロということでした。もちろん限度額に達したということですが、今、農業用資材の価格高騰の影響、緑肥作物も例外ではございません。品質の良い野菜などを生産するため、土づくりには緑肥や肥料は欠かせませんので、農家の負担軽減のために、今後の情勢も踏まえた上で、また限度額の引上げにつきましては、検討していきたいと考えております。 以上です。
4 番議員	できるだけ早い手を打っていただかないと、種子が購入できなくなってしまうということですので、できたら早いうちの補助をお願いしたいというふうに考えます。 次に、林業について伺いをいたします。 林業カーボンオフセットというふうにありますけれども、カーบอนを排出する業者、あるいは企業が、CO₂削減のために森林などほかの吸収量を持ったものと埋め合わせするというような事業が、国で行われております。その中に、クレジットとJクレジットという事業があります。この違いを教えてください。

産業建設課 長	お答えいたします。 クレジットとJクレジットの違いということですが、カーボンオフセットという考え方ですけれども、日常生活や経済活動において、避けることができないCO₂の温室効果ガスの排出につきまして、まず、できるだけ排出量が減るような削減努力を行いまして、その後、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することによりまして、排出される温室効果ガスを埋め合わせをする、そういう考え方がカーボンオフセットでございまして、そのカーボンオフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量、または吸収量を信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減、吸収量を数字として認証するオフセットクレジットというものが創出されました。平成20年頃でございます。この認証された吸収量をクレジットというふうに呼んでおります。 その一方で、Jクレジットと言われる制度、こちらはもう少し新しいものですけれども、環境省、経済産業省、農林水産省が運営する制度でございます。省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減、吸収量をJクレジットとして認証しています。家庭、中小企業、自治体等の省エネ低炭素投資等を促進しまして、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで、環境と経済の両立を目指しているということでございます。Jクレジットの制度が、今、注目をされ、取り組む自治体も多くなっております。 以上です。
4 番議員	大変難しい事業であり、なかなか一般の山林所有者は分からないところが多いと思います。長野県では、小海町にあります県有林の森林について、Jクレジットで売出しを行っています。こういったお金をできれば林道整備ではなくて、育林のために使っていただきたいというふうに考えまして、町でこの事業に取り組むことが予定をしているのかどうかお伺いします。
産業建設課 長	お答えいたします。 小海の県有林につきましては、面積758ヘクタールあり、そのほとんどがカラマツ林でございます。Jクレジットの認証につきましては、県は平成26年に初回の認証を受けまして249トン、平成29年に761トン、令和5年に5,100トン、計6,183トンのCO₂吸収量の認証を受けている状況です。 また、販売、このクレジットを販売するわけですが、その販売先というのは、県内のサンリン株式会社ですとか、県のトラック協会ですとか、東

	京ガスなど取組に積極的な企業が購入しているところです。 町の計画についてということなんですけれども、これ、森林整備に係る資金、これを民間企業に負担していただくといった内容ですので、それはやはり積極的に取り組みたいところではあるんですけれども、このプロジェクトの計画の策定、プロジェクト計画の登録、それからモニタリングの検証など、各工程が幾つもございます。あと工程によっては、外部委託もしなければそういった計算とか審査ができない、そういうこともありまして、クレジットを販売するまでに期間で1年以上も、県のほうに聞いたところ、かかったということでございます。 また、Jクレジットの取得に費用的なもの、審査費用、1年に100万円ぐらい、またプロジェクトの登録時の妥当性の確認、またクレジット認証時の検証の費用50万から100万程度もかかると。それ以外に、あと事務的な費用、そういった費用も随分とかかるということでございます。 町有林、それから財産区有林等では、今97%ぐらいが50年生以上の林齢でございます。CO₂の吸収量はどうかといいますと、若い林齢のものよりやっぱり各段に下がってしまうという現状がございます。そうしますと、今現在の状況ですと、どうしても費用対効果があまりよくないのかなということですので、そのあたりを収支を検討した中で、考慮した中で、このJクレジット制度について検討していきたいと考えております。 以上です。
4 番議員	費用のかかることはそのとおりかというふうに思いますが、小海の場合、財産区有林であったり、親川生産森林組合等の団体の所有林については、面積も年代もきちんと出ている。計算方法については、我々素人には分かりませんが、一部には、排出量トン2,000円ぐらいが販売価格ですよというようなお話を伺ったことがあります。 なぜそんなことまでして、林のCO₂削減のために我々が言っているかというのは、先ほど言いましたように、林業が50年以上たった木を売れないでいる現実があるということだと思います。老木だから吸収率が悪いんじゃないくて、再造林をすれば、過去の、過去というか50年生の木よりもCO₂の吸収量等々が上昇するということで、更新すればするほど金額が増えるのも、このJクレジットの仕組みかというふうに私は理解しております。 できるところから手をつけていく、例えば町有林で試してみる、試してみるという言い方おかしいですけれども、試験的に実施をしてみる。このことを再造林をしないというふうに言っている皆さんにも、示してやっていくのも

	一つの手かなと。 造林資金がいろんなところから出ても、なかなか周りの皆さんはもうかった話はしません。森林組合に言ったら、幾らしか来なかったりということしか、実際にはもっと補助金等々が入っていますけれども、1町売っても50万しかならなかったわと言うのが多くの皆さんです。そういったことからして、再造林もしませんという農家も、前回もお話したようにあります。そういったところに手をつけないで、成り行きに任せておいていいのかどうか。この辺のところも考慮しながら、こういった事業があるならば、他の町村に先んじて行っていく、しかも県有林といういい見本がある。そんな中で、林務課でお話をいただければ、少しでも早くできるように私は思っております。 これで今、親川地区の県有林、皆伐をしておりますが、そこに植樹をすれば、県で売り出している価格が一旦は下がっても、ほっておくよりも早い上昇で単価が出てくるのではないかというふうに考えています。 先ほど言いましたように小海では、「憩うまちこうみ事業」でいろんな企業の皆さんが協力してくれています。例えば、住友さんなんかは売り先として、あるいは協力をお願いして比較的取り組みやすい企業ではなかろうかというふうに考えますが、計画のない話で誠に申し訳ありませんが、その辺のところはどうお考えでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 議員さんおっしゃられるように、再造林、これをしていかなければ、未来の山林の保護にもならないし、また環境にもよくない、それでなかなか再造林に意識を向けていただくための何かしら必要なことがあるのではということでございます。確かに再造林は今度、県の補助等も高い割合にまたなりまして、できるだけ再造林を進めていくんだというような意識が高まっているところです。 Jクレジット制度につきましても、これ、長期的に見れば、大変いい制度だということでございます。取り組まない理由はないぐらいなんですけれども、経費の問題、それから50年生以上が、97%以上50年生以上だというようなこともあって、すぐにお金にできるかというところとちょっと疑問のところもあるわけなんですけれども、やはり早く制度化といいますか、手をつけてできるように、いつでもできるようにしておく、そういう必要はあると思いますので、なかなか複雑な制度なんですけれども、これに取り組むことは大変必要なことかなと思います。 そして、小海については、販売のほうで困ることはないということですから

	ども、確かに議員さんおっしゃられるように、「憩うまちこうみ」の協定企業等多く、関係が深く、案内はできるということです、その売り先についても期待はできるかなと思いますので、まだまだこれ、研究しなければいけないんですけれども、前向きに取り組んでいきたいと思います。 以上です。
4 番議員	ぜひとも前向きに取り組んでいただきたい。 町で町有林があります。その辺のところも参考、あるいは面積少なくてもいいから、1回やってみる必要がある。そうすると、ポイントも分かりますし、事業の進み方も分かるというようなことから、ぜひともお願いしたい。 ただ、手薄な職員で、本当にこんなことができるかどうか。計算表をちょこっと見ましたけれども、とても1日や2日でできるような計算ではありません。専門の職員が必要になってくるというようなこともあろうかと思います。でも、やらなければいけない事業だというふうに私は認識をしております。 何回も言うように、再造林費用としてこのお金を充てていく、そのことによって、皆伐された林が自然林ではなく育成林にすることができる。多分、このJクレジットも、自然林は幾ら、針葉樹は幾ら、落葉樹は幾らというような算定基準があると思います。今、役場、あるいは町で進めている林業の調査があります。各集落の林班という、森林の地名なのか、林班の作成作業が私の近所ではほぼ済んでいます。そうすると、基礎的な樹齢であったり、木の種類であったり、それから再生するのかどうかの意見もできているわけだというふうに考えておりますが、その辺のところの台帳作成はどの程度進んでいますか。
産業建設課長	お答えいたします。 森林整備する上で、このそれぞれの林班にどんなものが植林されているのか、樹齢どうなのかというようなこと、そういったものが、森林台帳ですけども、それは整備済みでございますので、各民有林であっても、どこにどの林班に誰の所有の森林がある、そういうことは分かりますので、その整備については終了しています。それを活用しながら、今度森林管理制度の説明も行っていきますし、また、こういったクレジット関係についても、それを利用して、システム利用しながら進めていきたいと思います。 以上です。
4 番議員	そうなんです。基礎はみんな町はできています。ただ、非常に難しい事業で、専門職がいない。それから、なかなかこんなことばかりに時間を費やし

	ているということにもいかない。課長言いましたように、収入と費用の関係で、赤字になるおそれもある。しかし、やらなければならない仕事だというふうに理解をしております。 いろんところで既に、県ばかりじゃなくて、他の県では、こういった事業に取り組んでいる町もあります。あるいは村もあります。森林組合ももちろんあります。私たちの町も、森林組合と相談しながら、こういった事業を積極的に取り組む。両方ともなかなか人手が足りないというのは理解しておりますけれども、できるところをできる人たちがやっていくというようにしないと、進んでいかない。進んでいかないということは、例えば10年たてば、町の森林の3割が皆伐される可能性が十分にある。そのうち、半分植林されなかったら、大変なことになってしまう。それは、前回も私が話したように、危険であったり、水不足であったり、環境にいろんな害が出てくる。いうようなことからして、お金はかかってもやらざるを得ない事業だというふうに私は考えています。 山の中にいて、CO₂削減だとかいろんなことを言っても、実感はありません。かつての工業団地みたいに、遠くから見て、白い煙がもくもくと上がっているようなところに行けば実感するかもしれませんが、私たちの町では、そういった実感は湧いてこないのが誰もかと思います。しかし、これから10年、20年、30年先、植林をしていかないと大変なことになるのは承知しております。 先ほどから課長お話ししていただいているように、計画はありますが、具体的にはなかなか進んでいかないということですが、仮に進めるとしたら、町有林を研究の材料として、面積少なくとも実施してもらいたい、試してもらいたい、様子を見てもらいたい、こういうふうに考えますがいかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 取り組む以前の調査としまして、今、町有林の面積ですとか、それから財産区有林の面積、そしてこの制度を進めていくに当たっては、経営計画を立てなければいけないということで、それは森林組合と協力して町で立てればいいことですので、その辺の経営計画の策定、そして林齢の調査、そういったもので一体、概算ですが、どのくらいまでそのクレジットの数字が見込めるのか、そういったことを今現在は調査といいますか、進めているところでございます。まだ数字的にはどのくらいとは言えませんが、標準的に言ったらこのくらいだということまで出せばいいなと思って進めております。

	以上です。
4 番議員	大変時間のかかる事業です。準備をして、計画をして、認められるかどうかの審査を受けて、登録申請をしなければならない。いろんな順序があつて、なかなか進めないのも事実かとは思いますが、でも、手をつけないと進んでいかない。お金が最初は私は目的ではない、こういう事業をやっていますという姿勢が大切だ。そのことによって、たまつたお金で助成金が出ますよという認識を林の所有者の皆さんに周知をしていてもらいたい。売つてもうからないんじゃないかと、売ればこういったメリットもありますよ、でも、協力をしていただかないと補助金は出ませんよというような趣旨の話も、絶対に必要だと思っています。 現に、後継者のいない皆さんは、造林なんてとんでもない話だと。国や町に持っていかれちゃう、誤った考えをしている方もいます。確かに、制度上放棄地があれば町で管理することができる事業もあります。ただ、そういったことは、現状の中ではなかなか知れていない、周知されていないというふうに思います。 さっきから言いますように、5年先、10年先、絶対にやらなければならない事業だと。このことは、多くの方は知らない。酸素を売るなんていうことが目に見えない事業でありますので、なかなか話しづらいし、私も関心があつて調べてみましたけれども、非常に難しい。ぜひとも町有林、あるいは財産区を利用して、事業を進めていっていただきたいというのが、今回のお願いでございます。再度お願いいたしますが、近い将来こういった事業に取り組む姿勢を見せていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 議員さんおっしゃられるように、山林、森林が木材としてだけでなく、CO₂削減という意味で財産だ、別の面の財産がある、そういうことで再造林も進めていくように、広報も周知徹底していくことともに、もう一つは、新しいJクレジット制度についても、先ほどお答えしたとおり、ちょっと調査、手をつけ始めているんですけれども、今後も前向きに取り組んでいくということでよろしくお願ひしたいと思っています。 以上です。
4 番議員	ぜひともお願ひしたいというふうに思います。 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。
副議長	以上で、第4番 井出和人議員の質問を終わります。 これより1時まで休憩といたします。

	(ときに11時38分)
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
副 議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5 番議員	5番、渡邊晃子です。お昼の後に眠くなる時間帯ではありますが、よろしくお願いします。 今回は、住環境についてということと、防災についてということで、町民課の生活支援係担当のところを2つやらせていただきますけれども、よろしくお願いします。 まず、住環境についてです。 ①町営住宅については、私、この間、令和3年度も12月、3月とやらせていただきましたけれども、また、それを振り返りながら、現況どうなっているのかというところからやりたいと思います。 資料をお願いいたしました。町営住宅の一覧をお出しいただきました。以前から変更点などあるかどうかなど、ちょっとご説明お願いします。
町民課長	お疲れさまでございます。 資料3ページでございますが、前回お出しした資料の中と比較しましてありますが、20番ということで表の下、大畑の町営住宅が追加となっております。そこら辺が新しいところではあります。 あと、訂正でございますが、大畑の住宅のところ、エアコンというところに丸がしてございますが、こちら、丸を入れていただいて、お願いしたいと思います。 表的に変わったところは、以上でございます。
5 番議員	以前のを見ていて、ちょっと確認なんですが、1番の馬流元町、戸数が以前4で入居戸数が3だったように思うんですけども、そのあたりは。
町民課長	こちら、馬流の元町ですが、以前は4部屋ということでございましたが、やはり部屋のほうも老朽化しているということで、今回退去された方がおりましたので、その4部屋、2部屋につきましては使用を差し控えておりまして、現在2部屋ということになってございます。
5 番議員	ちょっと細かいところなんですけれども、消火器設置の数の違い、15のヒルサイドコーポからついているわけですが、その上はついてないと。そのあたりはどういう規定とかがあるんでしょうか。

町民課長	お答え申し上げます。 こちらにつきましては、消防法の絡みということがございまして、設置しなければいけないところ、設置がしなくてもいいという部分がございしますので、それにならって設置してございます。
5 番議員	では、すみません、私のほうでも資料、ちょっとページがたくさんで恐縮です。後から出していただきました、コピーしていただきましたけれども、その、ごめんなさい、先にその2ページ、小海町営住宅管理条例というところをちょっと確認をしたいことがあります。第5条、町営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条例を具備する者で、町長が許可したものとするとあります。イとロなんですけれども、21万、ちょっと読みませんけれども、これは収入要件ということになるんでしょうか。
町民課長	こちらにつきましては、収入要件の金額となります。
5 番議員	それで、あと、第8条、入居者の選考とあります。その中で大きな2、「町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。」3、「前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する」と。お出しいただいた資料の4ページ見ましても、近年、本当に町営住宅への応募が多数となっていて、それぞれいつも抽選になっているということを伺っていますけれども、このあたり、第5条、第8条にのっとって公平に抽選をされているのかというところを確認したいと思います。
町民課長	確かにこちら、私どもの出した資料の4ページに記載のとおりですが、入居数に対しまして応募数、かなり多くなってございまして、やはりどうしてもこの8条等を鑑みて、やはり入居審査等した中で、同等であるというような判断から抽選というふうな形に現在持ってきております。
5 番議員	分かりました。 では、今後の計画についてということを伺いたいと思います。今のお話にも出しましたがけれども、応募状況が多数で需要が多いと。前回、篠原哲雄議員の質問にもありました、長期振興計画にも本間8戸とありますけれども、この間、本間の前に突然16戸が出て消えた経緯もありますけれども、そういうところも鑑みて、今後のお考えをちょっと改めて伺いたいと思います。
総務課長	ご苦労さまです。 長期振興計画の絡みであります。長期振興計画では、令和6年度に8戸の住宅を建てる掲載をしておるということを記憶をしておるところでございまして。町営住宅に限らず町全体の計画、そういうものについて、需要と住民のニー

	ズ、こういうものをしっかりつかみまして実施するということは、大切ではないかと考えておるところであります。そして、住宅に関しましては、民間とのバランス、民間の活力、南町に3月頃ですか、新規に住宅も建設をされました。そういう中で民間の力、そういうものをお借りし、そして、行政で担うべきものは何か、そういう部分をしっかり見いだして対応してまいりたいということを考えております。誰にも、個人の経済、そういうものがついてまわっております。一般的な家賃の町営住宅が適切なのか、それとも、低所得者向けの家賃を設定できる住宅が必要なのか、そして、場所、立地条件、そして本間については、宅地分譲、そういうものへの影響はどうか、そういうものを総合的に判断をし、計画をしっかりと立てていきたいということを考えております。 以上でございます。
5 番議員	総務課長のお考えをお伺いいたしました。 それで、前日も申し上げましたけれども、資料、私の後から出てきた資料の1ページなんですけれども、小海町公共施設個別計画、1ページに戻っていただいて、すみません、先ほど総務課長からはそういういろんな民間とのバランスだとか、一般向けか低所得者かだとか、やはり本間では宅地が37区画分譲されている、それへの影響などを総合的に考えるということでしたけれども、立ち戻って、この小海町公共施設個別施設計画、以前もこれを引いてお伺いしました。計画的に住宅改修、建て替えを実施することにより、安全で安心な町営住宅の供給を推進しますとあります。 それで中身のほうですが、点検、診断及び耐震化の実施方針の中、定期的に必要な点検、診断や修繕を実施しますなどとあります。それから、最後のほう、統合や廃止の推進方針、老朽化が著しい住宅については、住宅需要と住民ニーズを踏まえ、計画的に修繕、建て替え、除去等の対策を実施し、快適な居住水準の向上と、安全で安心な公営住宅の供給を推進しますとあります。 見てみますと、計画的に修繕、建て替えなどが計画がされているのかというところをお伺いしたいと思います。以前の町民課長のご答弁だと、これからして、具体的に計画はないということでしたけれども、長期振興計画のほうにも町営住宅解体費用、項目だけいつも載っていますけれども、このあたり計画されているのか、あるのかないのか、お願いします。
町民課長	町営住宅の計画ということでございますが、前回同様でございますが、定期

	的な建て替え計画ということについては、今のところまだ正規なもの、正確なものはつくってはございません。今後にいたしましても、今言ったように、この表を見ていただければ分かるように、40年以上たっているものとかそういうものもございます。現状では、点検、診断等を行って、老朽化等の部分については、毎年修繕を重ねていくというような形でございます。今後は長振計画に盛り込みながら、やはり計画的な住宅の建て替え、新築というものを立てていかなければいけないというふうには考えてございます。 建て替えにつきましては、やはりその今現在居住している方々のやはりどうしても引っ越し、その他、今まで住んでいたところの環境に対するものに対しての気持ちというのもございます。また、建て替えを行うということになりますれば、新しい住宅、その中でやはり負担していただく家賃等のことについても検討していくことも考えてからいかなければいけないという部分もございますので、やはり現状住まわれている方々のご負担や精神的な負担的なものを考えながら、計画的な建て替え、新設等を考えていきたいというふうに思っております。
5 番議員	以前も同じようなご答弁いただきました。もちろん、その今住まわれている方々の精神的負担だとか十分配慮するのは当然のことであります。 ただ、やはり古いところに住んでいる方とお話ししましたがけれども、新しい町営住宅がどんどんと建っていくと、設備もいいものだとか。けれども、自分たちのところはなかなか修繕してもらえない、ないがしろにされているような気持ちというお声も伺いました、実際に。また、設備も網戸もないだとか、以前もお話ししましたがけれども、ある場所は冬は凍ってつるつるになると、凍結防止剤も自分で買って、まいて、その費用もばかにならないという、先ほど長振にも盛り込みながら計画立てていかなければならないとお話でしたがけれども、現時点で、住民の方々とお話はされているのか、そこのあたりお願いします。
町民課長	現状ですが、今現在住まわれている方、そういう方とのお話、担当のほうで要望その他聞いてございます。また、毎年度毎年度立ててございます修繕費、そういうものにつきましても、やはり住んでいる方々からの要望、その他を聞きながら修繕していますし、こういうところが壊れたということになれば、また対応しているというような現状ですので、一概に声を聞いていないという部分ではございません。
5 番議員	もちろん、私、係の方が声聞いていないだとか、そういうことを言うつもりは全くありませんけれども、やっぱり住民の方々、私ここ来て、小海の方は

	本当に遠慮深いなというのを感じます。遠慮したり、職員の皆さん忙しいからって遠慮をされたりだとか、また、忙しさから連絡のできない方もおられると思うんです。やはり住民の側から、要望が来てそれに対応するのはある意味当たり前だと思うんですけれども、やはり町の側から定期的に見回ったり、声を聞く努力が必要ではないかと思います。 生活環境係のお二人なので、本当に負担が重過ぎると思います。これから質問する防災もですし、バスの運行もですし、たくさんの大きな仕事を抱えていると、係の責任ではない、町としてどう管理に、これからの計画に責任を持っていくのかというところ、ぜひしっかりと町民、住民の方々の気持ちに寄り添って、全体の計画を立てるべきだと思います。町長のご見解も伺いたいと思います。
町 長	今、課長のほうから報告させていただいたとおり、職員と住民の皆さんのコミュニケーションはある程度はできているというふうに思います。また、渡邊議員おっしゃるように、私も一通り回ってみますと、結構劣悪なところが多く感じます。しかし、それにしても、一時にしても移動していただく町営住宅がない状態でございます。それを根本的に進めていくには、戸数はどうしても足りないという状況ではないかというふうに思いますので、その辺のところを熟慮して進めていきたいというふうに思っております。
5 番議員	あと一点お聞きしたいんですが、今後また新しく建設となれば、古い住宅の家賃を引き下げるという考えはないのでしょうか。
町民課長	家賃の引下げにつきましては、以前にも行ってございまして、その中では、平成28年ですか、そのときに栄町住宅完成におきまして、2割ほど家賃を下げたという経緯がございます。このときに、民間ベースよりは若干下がっているというようなことも出てございますので、今のところある程度適正な金額、民間を圧迫しないような金額ということを考えていかなきゃいけないので、今のところはまだ引下げということについては、まだ検討してはございません。
5 番議員	今のところは引き下げる考えはないということでした。 次に進みます。エアコン補助についてです。これ、町営住宅に限らないのでこういうふうに通告いたしました。 町長も挨拶で触れられましたけれども、開会の、地球沸騰化時代になってしまったと。我が町もです。 厚労省は、2018年4月以降、新たに生活保護を利用する世帯で熱中症予防の必要がある高齢者や障害者、子どもがいるなどの条件を満たす場合、現在、

	5万4,000円を上限に、エアコン購入費の支給を認めています。生活保護ぎりぎり基準以下でも生活困窮者の方、本当に今は増えていると、そういうところで、まず、特に古い町営住宅に老朽化も進んでいる中ですが、その辺も考えつつ、補助ではなくて、エアコンを設置していくというお考えはないでしょうか。
町民課長	今のところその予定はございません。今現在、エアコンついていないところというのは、結構ございます。また、今、そのようなお話の中で、我々も近隣等の佐久市や県、佐久穂町等でもどうなのかなというようなことをお聞きしてみましたが、今のところ現状、町や県主体でエアコンを設置するという方向はございませんというような形でございました。そちらの住宅に対して、個人的に設置することについては構わないというような形でございます。うちの町営住宅につきましても、個別にエアコンを設置していただくということにつきましては支障はないので、つけていただくことには、つけていただいて構わないというような状況でございます。
5 番議員	じゃ、次、町の全体としてはというところなんですけれども、全国的に多くはありませんけれども、エアコン設置補助、地球沸騰化時代ですので、エアコン設置補助というものが徐々に取り組みられてきています。 一つ、岩手県の山田町、東日本大震災の被災地です、岩手の三陸海岸の中部にある山田町は、人口は1万4,310人、世帯数6,448世帯、ちょっと古いデータですが、年の平均気温10.3度、8月は最高26.7度、最低18.5度といったところのようなんですけれども、割と小海と似ているかなというところですが、この山田町が、令和4年度から令和6年度まで町内事業者からエアコンの購入と設置する町民に対し、その購入と設置にかかる費用の30%、上限5万円を補助すると。町内事業者が販売、設置するもの。持家でもいい、アパート、賃貸住宅でもいいという、そういう補助をやられているそうです。 小海町ですと、家電屋さんという、かなりというか限られますけれども、設置に町の事業者さん利用すれば補助を加算するだとか、これ、経済政策にもならないかと思うんですけれども、そういった意味でもエアコンの補助についてはどうお考えでしょうか。
町民課長	お答え申し上げます。 エアコン補助ということでございます。我が町ですと、エアコン単独での補助というものはございません。ですが、今、現在町の商工会を窓口といたしまして、住宅リフォームの助成利用ということがございます。こちらにつきましては、住宅リフォームということにエアコンの設置も対象となるという

	ことでございますので、こちらですと、通常のコ費用の20%、上限20万円まで、また、中学生以下のお子さん同居している場合ですと、費用の25%、上限25万円までの補助が出るということでございますので、町、町営住宅に対しても、こちらのリフォーム補助を利用できるというふうになってございますので、こちらの事業を活用していただければいいかなというふうに考えてございます。
5 番議員	住宅リフォームについて先に聞けばよかったんですけども、ぜひそれを大きく周知して、周知徹底をしていただくということをぜひともしていただきたいと思います。 それから、住宅リフォーム制度ありますけれども、まず、それよりもっと大きくというか、低所得者や母子父子世帯より熱中症のリスクのある高齢者や障害者の皆さんに対して、ちょっとまた別枠でもう少し補助率を上げたようなもの、補助はちょっとお考えないでしょうか。
町民課長	確かに低所得者、障害者、高齢者というところに対しましては、現状の暑さというものは大変だというふうには感じてございます。また、こちらのほう、そういう要望等のことを含めまして、また今後検討していきたいというふうに考えてございます。
5 番議員	ぜひ前向きに検討、本当に暑い暑いと夏はそういう話つきりでしたので、ぜひともお願いしたいと思います。 では、次に、防災に移らせていただきます。 まず、今年度の防災訓練についてということでお伺いします。11月4日になるんでしょうか、日付と内容のほう、どういう計画があるかお願いします。
町民課長	今年度の防災訓練ということでございます。こちら、11月5日の日曜日を予定してございます。今年度は、関東大震災から100年の節目の年であるというようなことでございます。今現在、消防庁や気象庁では、緊急地震速報のJアラートの訓練として、可能な範囲で何らかの訓練を実施していただきたいというようなことで、全国の自治体に通達が来ております。そこで、今年度の訓練として、まず、一部といたしましては、地震の総合防災訓練を実施する予定ということございまして、小海町ではちょっと初の試みではございますが、たまに現在、試験的に放送されておりますJアラートを活用しまして、緊急地震速報の訓練というような形を取りまして、防災無線の外部スピーカー、または各戸用の個別受信機のほうから訓練放送を流すと、情報伝達訓練の実施、そして、併せて身を守る安全行動訓練として、全町民参加型ということにはなりますが、各家庭で行っていただきたいという形ではござ

	いますが、身を守る行動、姿勢を低く、頭を守り、動かないという3つの動きを1分間実施してもらうシェイクアウト訓練というものを計画してございます。そちらは、家庭で実際にやっていただいて、その後、第2部といたしまして、各地区の避難場所に避難していただきまして、消防団と共に、地震の際に発生する火災を想定しまして、消火栓、防火水槽等を利用した区民と消防団の合同の初期消火訓練というものをやってみたいなということを予定してございます。
5 番議員	ちょっと確認ですけれども、その訓練、どういうふうにやるかというのは、もちろん事前に周知して、各家庭でなるべく多くというか、全部の家庭でできればということなんでしょうけれども、そのあたりは、いつぐらいにその周知はされますか。
町民課長	今現在、また、区の区長さんのほうにはまた通達通知を出しております。また、消防団等も今後また幹部会等開きまして、その中でそのような連絡打合せしていきます。その中で決定した中で、早めのうちに各戸への周知等回覧等などで周知をしていきたいというふうにも思っております。
5 番議員	私、通告のところで、地区防災マップほか活用はというふうに書かせていただきました。それで地区防災マップについて伺いたいと思いますけれども、確認になりますが、これは令和元年本間川、宿渡、令和2年芦谷、小海原、大畑、笠原、鎰掛、令和3年本間、本村、中村、大州、箕輪、令和4年八那池、親沢、川平、宮下、杉尾、17区済んでいる、できているということでしょうか。
町民課長	おっしゃるとおりでございます。今現在、令和4年度までで17地区で、地区防災マップ完成してございます。今年度につきましても、前期区長会におきまして、作成地区の希望を取りまして、毎年5地区ほどの数で防災マップ作成していく予定でございます。今年度につきまして、8月末現在では、松原区と稲子区の2地区のほうで作成の希望が出てございます。
5 番議員	5地区予算ついているけれども、今のところはまだ2地区というところで、前回も早急に進めていきたいというところで、あと3地区だとか手を挙げていただくように、町のほうでも努力をお願いしたいと思います。 それで、避難行動要支援者を落とし込む支え合いマップについても前回伺ったんですけれども、これ、この17区できていると、完了と考えていいんでしょうか。
町民課長	地区防災マップ作成するに当たりまして、小海町としては、同時に支え合いマップの作成も行っているというところでございます。各地区懇談する際に

	は、各区へ災害時支え合い台帳申請書というものを高齢者、障害者等を対象にして提出いただくと。そして、説明をし、情報提供の有無を確認してございます。その中で作成し、現在はやはり17地区というような形で作成はできております。今後も、それと同時に作成をしていくという方向で考えてございます。
5 番議員	個別避難計画についてはどうでしょうか。前回、支え合いマップとの兼ね合いで検討中のようなことをおっしゃっていましたが、要支援者に対しての個別避難計画はいかがですか。
町民課長	個別避難計画につきましてですが、今年度当初予算でも予算計上してございますが、今現在、作成に当たっていくというところでございます。現状といたしましては、対象者等の相談を受けている相談員ですとか、ケアマネ等をお願いをいたしまして、その対象者、洗い出しをしていただきまして、どのような支援、支援というか救済が必要なのかというところも取りまとめまして、今年全部というわけにはいきませんが、毎年毎年数を決めまして、計画的に計画書を作ってまいりたいというふうに考えてございます。
5 番議員	すみません、細かいところで申し訳ないんですけども、昨年要支援者に722名ということだったんですけども、現在の方が今手元でお分かりになれば教えていただきたいのと、今のお話の中で毎年個別避難計画、数を決めてやっていきたいと。数、今年はどれぐらいを計画されているのか。
町民課長	人数につきましては、ちょっとまだこっちに手持ち資料ございませんので、また分かりましたら、予算決算のときでもご報告したいと思っております。今のところ、予算計画では100強ぐらいの人数を何とかまとめて毎年いきたいなというふうには考えてございます。
5 番議員	昨年722名で1年100強というと、ペースが、もちろん本当に大変な作業だと思うんですけども、ペースアップして、ぜひ早くお願いしたいと思います。私自身もこの間、訓練についてですが、この間何年か社協でやられている災害ボランティア講座に参加させていただいて、平時から自分たちの地域の特性をよく理解し、それをお互い共有するということの大切さ、それが災害時に生きる、生きていくということを学びました。宿渡区でも毎回多くの方が参加をされて、その場ではみんなで共有ができるんですけども、そこで終わりというところが課題だと感じています。今、せっかくある地域防災マップ、また自主防災組織を使ったこの机の上ではない訓練が、今年は大震災、地震を想定してということでしたけれども、本当に今あるものを使って、あるところはあるものを使って、年1回でも、またそれ以上でも訓練を実際に

	体を動かしてやっていくことが必要だと感じています。 地域防災マップや支え合いマップがある地区では、社協の皆さんともぜひ連帯をして訓練をできないかと思えますけれども、今年度はもう決まっていますが、今後そういうお考えないでしょうか、どうでしょうか。
町民課長	地区防災マップ、支え合いマップの作成を進めてまいるというような形で、作成が全地区完了したところで、町といたしましては、各地区単位の防災訓練を区長さんと実施していきたいというのが考えでございます。また、そこら辺、区長さんとの調整とはなるというふうに思います。
5 番議員	では、避難所の在り方についてに進みます。 ちょっとまた後で、この中で訓練のことも触れさせていただきますけれども、備蓄品について、まず、ごめんなさい、出していただいた備蓄品の台帳、6ページ、7ページに出していただきました。まず、去年も伺ったんですけれども、ここに記載されているものは、おおむね全て八那池の農集排の旧施設にあるというご答弁だったんですけれども、そうでしょうか。
町民課長	おおむねのもの、八那池の倉庫にあります。ほかには、小海保育所と総合センター、そちらにつきましては、毛布、マット等、あと簡易の段ボールベッド、そういうようなものは用意してございます。
5 番議員	すみません、じゃ、これ八那池にあるということで、災害が発生してから取りに行くのかなと思うんですけれども、その辺はどう考えたらいいんでしょうか。
町民課長	緊急の場合ということになりますれば、やはりここにあるという分もちょっと一考しなければいけない部分はあるかと思いますが、台風その他の災害時には、事前にこちらに用意する、持ち運ぶというようなことを想定してございます。
5 番議員	それで、前回もお伺いしたんですけれども、総合センター、保育所、今出ましたけれども、非常用電源がありますが、これ、実際使ってみているかお願いします。保育所は、玄関の横にブルーシートかかったまま、何かいつもそのままあるなという印象なんですけれども、どうなんでしょうか。
町民課長	発電機、試験的なものにつきましては、月1回エンジンをかけて試験を行っているというところでございます。
5 番議員	毎月1回はエンジンはかけているということでした。総合センターのほうは、何かない限り開いていますので、比較的訓練もしやすいかと思えますし、昨年ですか、職員の皆さん、訓練されたと、非常用電源も使ってみたということだったと思うんですけれども、保育園のほうは、祝日以外はほぼ園児も遅

	くまでいる状態ですし、そういった中で、もし大規模災害が起こった場合に、避難所としてどうするのか、園児の保護者への受け渡し、また、安全確保等で最優先で先生方、職員の皆さん追われるだろう中、実際避難所として誰が、どう設営というか運営していくのか、園児受け渡しが、大体でも終了したところで避難所開設になっていくのか、そのあたり、保護者としても力になれるようになりたいですし、これ、総合センターもなんですけれども、そういった避難所の運営マニュアルというものがあるのかどうかお願いします。
町民課長	保育所につきましては、やはり園児もいるというようなところはございます。また、園児対応ということで、保母のほうは対応に当たるというような形になるかと思います。現状といたしましては、役場在住職員等で総合センター、保育所、手分けして配備しまして、避難所の運営、設営に当たるというところがございます。ですので、令和4年度につきましては、そちらでの避難所の設営の体験ということで、総合センターですが、保育所の保母も含めまして、いろいろな設営についての訓練もいたしてございます。
5 番議員	もう一度ですけれども、マニュアルはないですか。
町民課長	マニュアルにつきましては、作成してございます。
5 番議員	職員の方々は、去年そういう訓練をされたということですが、やはり職員の皆さんだけではなくて、地域住民一緒に非常用電源を実際に使ってみたりだとか、また、備蓄品を確認する必要があると思います。備蓄品についてなんですけれども、戻って申し訳ありませんが、管理はやはり生活環境係ということで、内容の確認や精査はやはり生活環境だけでやっているのか、そのあたりお願いします。
町民課長	今おっしゃられたとおりでございますが、備蓄品関係につきましては、生活環境係のほうで常時チェックしてございまして、消費期限や賞味期限、確認いたしまして、計画的に予算計上して、購入、更新をしてございます。こちら表のほうにでもございますが、6ページであります、令和4年度につきましては、非常食の更新として、レトルトのご飯とか飲料水を購入してございます。また、避難所、7ページにはなりますけれども、避難所開設キットということで、保健衛生用のものを購入してございます。また、5年度につきましては、また冬季の密閉した状態での避難所で活用できるポータブル蓄電器というようなものも購入を予定してございます。今申されたとおり、1係ということでありますが、生活環境係のほうで備蓄品等チェックした中で、更新、または新たに欲しいものというものを購入してございます。
5 番議員	ちょっと備蓄品のそろえ方などについても、後のほうの話でも触れたいと思

	います。 ちょっとすみません、今確認したいなと思って、6ページの資料の今出ましたけれども、梅がゆだとか山菜おこわとか、賞味期限が2022年、21年とかになっているんですけれども、これはどうなんでしょうか。切れていますけれども。
町民課長	こちらにつきまして、以前からのもの、賞味期限が切れているものでこちら、購入したものの新しい消費期限というふうに記入を差し替えてございまして、古い賞味期限の、以前の食品のままの期限になってございますが、この令和4年度で50から56買ったものにつきましては、新たな消費期限でございまして、またこちら修正させていただきたいと思います。
5 番議員	お願いします。 すみません、それで後から出していただいた資料の最後のところ17ページなんですけれども、去年のものですが、信濃毎日新聞の記事を載せました。やっぱり備蓄品に関してもそうですけれども、やはり職員誰か任せではなくて、地域住民と共有をして、何がどれだけ必要になるかだとか、各家庭での整備も含めて検討すべきだと思います。この信毎の記事ですが、避難所として小学校、小海も中学校ですとか避難所指定になっていますけれども、小学生の皆さんの避難所の開設者になると、住民を受け入れることを実際に担ったという記事になります。こういうこともぜひ実践できたらと思います。前回も私、口頭でこれ紹介したんですけれども、子どもたち、本当私たちが守るべき存在ではあるけれども、やはり小学生ともなれば、本当に力を発揮してくれると思いますので、ぜひその辺も教育委員会のほうも検討していただけたらと思います。 ここの記事の中にも、訓練後には市危機管理防災課による防災学習の機会も設けたと、住民や児童らは避難所で使える段ボール製のベッドを組み立て、避難所の備蓄品を確認したということもあります。ぜひこういうところも参考にしてやっていただきたいなと思います。 それで避難所に関してですけれども、また、ごめんなさい、前後して。一覧を出していただきました。前回も特に移住してきた方々などは、まず、そういえば避難所、どこへ行けばいいのか分からないという声も紹介しまして、その周知の在り方をお尋ねしました。そこで、町民課長、新規転入者、その他等につきましては、情報的には不十分かと思いますので、そこら辺の重点的なところはまた今後考えていかなければいけないところだと思っておりますとおっしゃっていましたが、その後、何か周知、改善されたりし

	たでしょうか。
町民課長	転入者についてというような形ではございますが、今のところは、やっぱりホームページの掲載等で情報発信をしていくというのがまず第一ではないかというふうに思っております。また、転入時の窓口でのそういうような避難場所、その他の紹介というのもやっていて、そこでまず最初に知っていただくというようなことも大事なということでございますので、そこら辺をまず集中的にやっていきたいというふうに考えてございます。
5 番議員	ぜひ周知をお願いします。 ホームページなんですけれども、グーグルマップで空中からのので割と分かりやすいかと思うんですけれども、ちょっとここに出ている最後の松源寺さんがまだホームページに入っていなかったということは、お伝えしておきたいと思います。 それで、あと、避難所に関して、やすらぎ園が福祉避難所に指定されていますけれども、この辺も前回の増やしていくことも検討しなければとおっしゃっていましたが、そのあたりは何か進展があるかどうかをお願いします。
町民課長	ただいまのところは、やすらぎ園が福祉避難所というようになってございます。実際のところは、川西のほうに1つというような形にはなってしまいますので、今後川東のほうでもそういう施設必要ではないかなというふうなことは考えてございます。今のところは、どこをそのようなものにするかということについて、また今検討段階というような形でございます。
5 番議員	福祉避難所についても、前回と同じ進んでちょっといないということでしたが、これもぜひ早急をお願いしたいと思います。 ここまで前回の、今までの振り返りのような質問になりましたけれども、質問通告にしっかりと記載をしませんでしたが、今回新たに防災避難所に関して、ジェンダー視点をというところでちょっとあと話していきたいと思います。 私自身、防災力向上、ジェンダー視点で避難所の意思決定に女性を、減災と男女共同参画研修推進センターの方のお話の記事を読んで、こういう視点が本当に重要と改めて気づかされたところです。 まず、ジェンダー視点は何かというところを共有したいと思いますが、ジェンダーの視点とは、本来多様な存在である私たち一人一人の人間を男性、女性であることだけに注目して扱うのではなく、性別、人種、民族、階級、年齢、障害の有無などによって、多様性を持つ人間なのだと捉え、それを前提に十分配慮する視点のことを指しますということです。

その減災と男女共同参画研修推進センターというところで、私もホームページ調べたらたくさんの資料が出てきまして、どれもこれも皆さんと共有したくなってしまって、ちょっと資料も多くなってしまったんですけども、その中で、まず、すみません、後から出していただいた6ページになります、これ平成22年、もう大分たちますけれども、これでは第三次男女共同参画基本計画というものが閣議決定をされています。その中で、具体的施策の中のアでは、防災分野での固定的な性別、役割、分担意識を見直すとともに、防災分野における、施策の間違いですかね、方針決定過程の女性の参画を拡大するですとか、また、お隣は防災基本計画抜粋、平成24年ですけども、総則の第1篇総則の中に、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など防災に関する政策、方針決定、過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要があるとあります。もう大分前にこういうことがうたわれているわけですね。

それから、めくっていただいて8ページに避難場所の運営管理に関しても、地方公共団体は避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いと男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場等々書いてあります。女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものにとすると。それで具体例として、ちょっと少し載せさせていただきましたが、こういうことも出ているというの、ご覧になっていただきたいと思います。災害支援事例集、これ、東日本大震災の後で女性支援ネットワークというところが作ったものですけども、これほんの2ページだけ出しましたが、本来40ページもあると。女性の視点で災害支援にジェンダーの視点をというところで、こういう冊子もできています。

それで、私いろいろ載せさせていただいたんですけども、肝心の共有しなかった資料をお載せできなくて、ちょっとやりにくくて申し訳ないんですけども、ごめんなさい、資料の、すみません、資料の12ページから14ページに関しては、内閣府の男女共同参画局のホームページから引きました。防災分野における女性の参画促進好事例集というものがいろいろ載ってまして、ここでは、山形の酒田市の事例を載せさせていただきました。

それで、男女共同参画局というところが、災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインというものを、令和2年5月に作成をしています。概要ですね、災害は自然現象、自然要因とそれを受

	け止める側の社会の在り方、社会要因により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限する取組が必要。中でも人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災・災害に強い社会の実現にとって必須。都道府県、市町村の防災危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すものと、第1部7つの基本指針から第2部、段階ごとに取り組むべき事項、第3部は便利帳、チェックリスト、とても細かいチェックリストがここに記載をされていました。チェックリストの中には、避難所のスペース、プライバシー、授乳室があるかどうか、男女別の更衣室があるかどうかとか、それから乳幼児のいる家庭用のエリアがあるか、女性専用スペースがあるか、それから、トイレに関して女性トイレと男性トイレは離れた場所にあるか、トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されているかどうか、避難所の運営体制に関しては、管理責任者には男女両方を配置しているか、本当にたくさんの項目があります。暴力防止、安全の確保という項目もあります。それから、在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援ということも、項目にありました。 ちょっとそれでお聞きしたいんですが、在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援、そういうところは小海町考えていらっしゃいますか。
町民課長	在宅避難者ということですか。
5 番議員	はい。への支援。
町民課長	そちらのほうにつきましても、また検討してやっていきたいというふうに思っております。
5 番議員	それで、このガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査というものが、令和4年に行われていたと。このホームページにも小海町、長野県全体、小海町のこともしっかりと載っていました。町民課長、このことに関しては、去年のことだったんですが、把握されているでしょうか。
町民課長	去年、マニュアル等の調査というようなことでしょうか。
5 番議員	男女共同参画局が、このガイドラインに基づいて調査をされたんですけれども。
町民課長	ちょっとまだこちらの詳細なところを読んでいなかったもので、申し訳ございません。

5 番議員	すみません。 それで、すごくたくさんのこのアンケートも項目があつて、すごく小さい字で、本当は共有したかったんですけども、すみません。やはり、その男女共同参画というところの質問がたくさん書かれています。それで、行政職員のうち防災危機管理部局に記載されている女性職員の状況を教えてくださいという項目がありまして、小海町は防災の職員2人、生活環境のお二人ということだと思います。なので、当然、当然というか女性はゼロと。 それから、ちょっとお聞きしたいんですが、地方防災会議を設置していますかという項目がありました。これ、小海町はありますか。
町民課長	こちらにつきまして、ちょっと確認させていただきたいと思います。
5 番議員	すみません、ここに載っているのに、ちょっと聞かせていただきました。小海町、ないというふうになっています。近隣見ますと、北相木もないんですが、ほか川上、南牧ですとか、みんなあるというふうになっているんですね。長期振興計画のほうに、令和5年から6年度の5ページ33番に、町防災計画と新規の赤い字で書いてあったんですけども、これに当たるのか、その辺の計画についてちょっとお願いします。
町民課長	現在、地域防災というか、町の防災計画等につきまして、修正をかけていくというので長期振興計画に載っておるということでございます。町の防災関係の計画書ということでございますので、以前より作成はしてございますが、更新その他等がなされておらない部分が多いので、その2年間かけまして、新たに更新をしていくということで計画に載せてございます。
5 番議員	それで、アンケートの続きですけども、やはり地域防災計画や避難所運営に関する指針、マニュアル含むですね、それに作成修正に当たって、男女共同参画の視点を取り入れるための取組をしていますか。こういうところも小海はないということで、いずれもなかなか地方防災会議自体もないという中、さらには、このガイドラインでは2年度に作成されていますけれども、これにもまだなかなか追いついていない状況だということが、アンケートの結果をホームページから見て分かりました。ぜひ本当に繰り返しますが、係のお二人大変だと思うので、これ、町として組織的に、これまでも小池議員や議長の挨拶にもありましたけれども、台風13号も今迫っていたり、いつ本当に物すごい災害が起こるか分からない中で、防災計画、町の減災・防災計画、本当にピッチを上げて進めていただきたいと思います。 そして、最後にやりました男女共同参画、ジェンダー視点というところも、これから本当に重要になっていくと思いますので、女性の視点というだけで

	はなく、記載もありましたが、高齢者の皆さんや障害者の皆さん、子どもたち、町みんなで防災に対して備えて防災をして、係任せにならずに全体として取り組むべきだと思いますし、議会としても取り組んでいく必要があると強く思います。 ぜひこのガイドライン、しっかりと皆さん確認していただいて、積極的にというか、急ピッチで町としても組織をつくっていただきたいと思います。 最後、町長、そのあたりのお考え、男女共同参画だとかそのあたりいかがでしょうか。
町 長	男女平等で参画する、大切なことだと思いますが、基本的に身を守ることがどういうことなのかというところに1回返って、やっぱり考える必要もあると思います。貴重な意見ありがとうございました。
5 番議員	ぜひしっかりと考えていただきたいと思います。 これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
副 議 長	以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。 これより、2時15分まで休憩とします。 (ときに13時57分)
<u>第1番 黒澤 敦史 議員</u>	
副 議 長	休憩前に引続き、会議を開きます。 次に、第1番、黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番議員	1番、黒澤敦史です。よろしくお願いいたします。 今回の私の一般質問は、前回の定例会でも質問させていただきました駅周辺活性化事業についてと、それに関連した町的意思決定過程に係る課題について質問させていただきます。 前回の定例会に提出された補正予算案では、本年度分の駅周辺活性化事業分の予算が要求されました。昨年度に調査研究を委託したJR東日本企画から、町に対して報告、提案された内容は、過去の全員協議会で示された資料によると、アルルの空き店舗となっている部分の活用として、多目的スペースの整備、公設塾の開設と運営などが挙げられています。 私は、駅前に人の流れをつくる方法として、未来を担う小中高生に着目したJR東日本企画からの提案と、これをベースとしつつ詳細を検討し、事業を進めていくという町の考えに大いに賛同し、これらのことは一刻も早く取り組むべき内容と考えたことから、予算案に賛成いたしました。

一般の買物客が往来する横で、小中高生が集い、民間ではできない国、地域への思い、また家族との思いを深める塾が開かれている。そして、時には住民が集うイベントが開かれ、地域住民と子供たちが交流し触れ合う空間がアルルの中に併設される、そんな未来を期待させてくれる、すばらしい提案だと私は感じました。そのような事業が実際に成功するかしないかは、やってみないと分からないわけで、うまくいかないことを心配していたら、何もできないと思います。

前回の一般質問では、この事業について、将来にわたって住民の豊かで幸せな生活を守っていくためには、買物ができる場とコミュニティーの場が必要であり、かつてその機能を有していた駅周辺、商店街がその機能を再生していくことが課題であるということを述べました。

買物とコミュニティー機能再生のためには、まずは駅周辺を訪れる人を増やす必要があること。駅周辺の大きな利用層である小中高生の利用を増やすためには、訪れる理由となる公設塾設置が有効であること。そしてその公設塾は、住民の往来があるアルル内に設置することにより、子供たちと住民が交流するきっかけとなることを述べ、公設塾で行われる講義の内容についても質問、提案させていただきました。

公設塾で行われる講義の内容についての質問、提案は、説明では英語やプログラミング、また受験のための講義が行われる予定とのことでしたが、将来の地域、国を担っていく子供たちへ、深い人間性と国家観、地域観を持たせることを目的とした時間も加えていただきたいというもので、これに対して町長は、私の意図するところをご理解、ご共感いただき、プロジェクト会議等々において反映させていきたいとのお答えをいただきました。

私としましては大変ありがたいご答弁で、駅周辺と商店街の活性化、また地域、国を担う新しい地域づくりにつながるものと期待をしているところで

す。さて、総務課長は前回のご答弁の中で、10月の事業開始をお示しになりました。10月となりますと、もうすぐ来月の話となりますが、役場では事業を開始するに当たりプロジェクト会議を開き、事業内容を詰めていると承知しております。

そこでお聞きしますが、本事業を進めるに当たり設置されたプロジェクト会議の、設置目的と概要をお聞かせいただけますでしょうか。

そして、これまでの間、プロジェクト会議ではどのような議論が行われているのか。

	また、町長に前回ご答弁いただきました、子供たちに深い人間性と国家観、地域観を持たせることを目的とした時間を公設塾の中に設けることを、プロジェクト会議等々の中での議論へ反映させていきたいというものについて、議論への反映状況をお聞かせください。
総務課長	お疲れさまでございます。 プロジェクト会議についてというご質問と承りました。 プロジェクト会議の目的、これは情報の共有と意思の決定でございます。 総論的には長期振興計画、また町の全体計画の策定、各論的には産業振興、保健、福祉、医療、また子育て、教育、文化の推進、交通、通信、そして防災、快適なまちづくり、そして最後に駅周辺再整備の意見の集約、そして共通認識、課題の整理、このようなことを目的としております。 駅周辺整備に関しては多くの提案がされており、この事業は役場全体で横断的に進め、関連する情報や進捗状況、そういうことを全課で把握をしていくという必要がございます。各課の方針、そういうものを調整しながら、町として一つの方針を決定していく、そんな役割でもございます。 令和4年度の決算におきまして、商店街活性化事業、280万円ほどで株式会社JR東日本企画へ事業コーディネートを委託をした経過がございます。 主要事業調書では駅前活性化事業と表記をしまして、分かりづらいというようなご意見を議案質疑でいただいた経過もございます。 JR東日本企画に委託し、学生などのヒアリングを実施し、そして公設塾の提案がなされたわけであります。今、議員さんがおっしゃられたとおりでございます。 そういう中でありますが、プロジェクト会議において、公設塾について賛否両論がございました。公設でなく放課後塾がよいのではないか、また場所はアルルでなく駅上がよいのではないか、そして各課、そこからの提案、ヒアリングでは、自習スペースではどうかというような意見が出されております。 自習室については、単純に自習室を整備する、そして開放する、そういうことではなく、学生が集まりやすくする仕組み、そういうことを考えていく、そこが重要なポイントであります。今年度は自習室を試験的に運用をしまして、ニーズや課題、そういうものを抽出し、そのことを最優先に考えてまいりたいと思っておるところであります。 議案質疑においては、渉外戦略係の業務、このことについてもお質問をいただいております。

	プロジェクト会議の事務局は渉外戦略係であります。渉外戦略係については総合的な企画、また調整を担いまして、各担当課において事業の実施を担っていく、そんな形で進めていく。中高生が対象でありまして、いずれにしても学びの空間、この観点から、窓口は教育委員会と意思の統一を図り、事業を進めてまいりたいと考えておるところであります。 そして、アルルにつきましては、交流の拠点のイメージで進めましょうというようなご意見が出ております。子育てとして子供さんを育てている皆さんに遊んでもらえるような施設、スペース、また高齢者の皆様がくつろげるような場所、そして美術品の展示、そのような意見、提案がなされております。これにつきましても、子育て支援課、町民課、そのような部署の意見を柱に検討してまいるといところでございます。 個人の催物やイベント、コミュニティー施設としての役割をしっかりと果たしながらにぎわうことができる、そのような施設運営、そういう施策を展開していきたいということを考えておるところでございます。 以上でございます。
1 番議員	ありがとうございました。 すみません、もう一つお聞きしたいことがあって、前回町長にご答弁いただいた、子供たちに深い人間性と国家観、地域観を持たせることを目的とした時間を公設塾の中に設けることを、プロジェクト会議等々の中で議論へ反映させていきたいというご答弁をいただいたかと思うんですが、それについて、何かしらその会議の中で議論はありましたでしょうか。
町 長	最終的な決定は、全ての意見を集約した中で私が決めたいというふうに思っております。 そういった中で、J R企画さんから提案いただいたことについて、先般、黒澤敦史議員にお答えしたと思います。塾という観点、我々にはない観点から提案をしていただき、そしてそれについての説明をプロジェクトチームの中で全員がお聞きしました。そして、賛否両論が出たというのは、今総務課長が答えたとおりでございます。 その意見についてJ R企画と、すばらしい会社だと思ったのは、3年間提言し続ける、あるいは責任を持つというような言葉まで出てきたんですけれども、佐久方面で成功例があるようでございます。そういったものを生かして、我が町でも進めていきたいというふうなことで、そういったご返事をいたしました。いずれにしろすばらしい提案でございますので、それを基軸とした中でプロジェクトチーム、逆行しちゃいかんと思います、どんどん進めなき

	やいけない。 それで、黒澤敦史議員に私も個人的に、一度こういう提案があったんだから、失敗してでもやるべきだというご意見、拝聴いたしました。それは一つの考えとして承ります。しかし、我々失敗するわけには、失敗するというか、何をもって失敗という定義はございますけれども、いい方向に進めたいという考えが基本でございますので、ちょっと黒澤敦史議員には歯がゆいかもしれませんが、慎重かつ慎重にということで、進めさせていただいているというところでございます。
1 番議員	ありがとうございました。 私は、事業の予算が認められた後に行われている今のプロジェクト会議というものの設置目的は、事業内容の調整に限るものであるべきと考えております。さらに言えば、現在プロジェクト会議で行われている議論の内容は、可能な限り速やかに取り組むべき事業の実行時期の先送りなどを招きかねず、町長の政策実行に対して影響を与える可能性もあるのではないかなというふうに思います。 そもそものプロジェクト会議設置の意図するところは、先ほど総務課長がおっしゃいましたけれども、行政の大きな問題点である縦割り行政の弊害、これはもちろん当町に限ったことものではありませんが、これを防ぎ、事業へ役場全体で横断的に取り組もうというものでしょうから、それ自体は否定しませんし、姿勢は評価できるものであります。 しかし、私は本事業については、既に設置する時期ではないと考えています。私の認識では、本事業がたとえ3か年計画であろうとも、1年目の予算を要求する段階においては、事業の大枠は決まっているべきものであります。でなければ、私たち議員は事業の全体像をつかむことができず、1年目分の予算であろうとも、賛否を判断できません。 今回のプロジェクト会議のように、役場全体で事業内容を検討するようなものは、議会へ予算を要求する前、事業の大枠を検討する段階で行われるべきものではないでしょうか。議会が予算を可決した後、私たちに説明してきた事業内容の詳細調整ではなく事業全体について、まだプロジェクト会議で検討するということであれば、私たち議員は何を根拠にその事業の予算の賛否を検討すればよいのでしょうか。 私が聞いている話では、今回の事業において、先ほど総務課長のほうもおっしゃいましたけれども、公設塾事業は必要ないという意見も役場内にはあるということです。この意見は、プロジェクト会議と直接関係はないかもしれ

	ませんが、もともと町長のご答弁と異なる意見が職員から出てくるということで、町の意味方針に、そごが発生しかねない状況であることを示していたんじゃないかなというふうに思います。 そして、予算可決後にプロジェクト会議で事業内容を検討するというようなやり方、姿勢が背景となって、このような意見が出てきてしまっているのではないかというふうに思います。 私は、プロジェクト会議というものが、既に決められている事業の大枠の範囲内、下の階層の議論、調整の場として事業内容を詰めていくというものであれば、全く問題はないと考えています。しかし、そうではなく、この時点に至って事業内容そのものを検討する場であるとするならば、私は、このような町の意味決定過程には問題があるのではないかというふうに思います。 補足しますが、状況の変化により事業内容の変更が必要となり、新たにプロジェクト会議のようなものを設置する必要が生じることは、もちろんあると思います。私も状況の変化が起こった際には柔軟に対応すべきであると考えていますし、議会もそれに協力しなければならないと思います。 私が町の意味決定過程に課題があると考えている理由は、1つ目には、長引く議論によって意思決定が遅延しているのではないかというものがあります。 もちろん、事業を進めていくに当たり、関係する方々の意見を十分に聞くことは当然必要なことです。しかしながら、この事業はアルルの町有化と一体のものであり、既に住民が参画した駅前再整備検討委員会での議論が何年も行われた上で、様々な利害関係や意見が交錯する中、紆余曲折を経ながら、町長のご決断された経過があります。 町長のご決断について私は英断だと考えていますが、数年にわたる議論を踏まえ、具体的な事業を行っていくために調査、報告を委託し、その報告が出たのにもかかわらず、また議論を繰り返すということは、事業の先送りにつながりかねず、懸念せざるを得ません。 2つ目には、そもそも役場内の部署間の連携が不足していることから、事業目的の本旨が共有できておらず、それゆえに各部署が自らの立場ばかりを主張し、意見調整が困難となり、最終的な意思決定が難しくなっているのではないかというものです。 今回のプロジェクト会議は、ある意味ではこれへの対処のためという側面もあろうかと推察しますが、本来は常日頃から意識していく必要があるものではないでしょうか。
--	---

	各部署それぞれの立場があり、特に限られた資源の活用という面や、町の将来に関わる事業では調整が難しいこともあるでしょうが、時にはリーダーシップを補足する第三者的な立場による客観的な評価や判断を取り入れられるような仕組みも、部署間の連携を深めるためには必要なのではないかと思います。 3つ目には、町としての中長期的なビジョンの共有が図られていないのではないかと思います。 目の前にあるものは問題、目指すべき姿と現在の状況とのギャップは課題と分ける考え方があります。行政は、問題と課題、その両方に目を配らなくてはなりません。 問題は、その場における状況判断により、速やかに対処すべきものです。しかし、駅、アルルのようなインフラの活用は、目指すべき姿と現在の状況のギャップ、すなわち課題の解決であって、これは目指すべき姿を明らかにした中長期的なビジョンと、確かな現状分析に基づかなければなりません。 そして、この中長期的なビジョンは、まさに町長の政治姿勢、公約によるべきものだと思いますが、各部署へ町長の政治姿勢、公約の浸透が十分にできていないのではないかと危惧しております。 十年一昔と言われた時代もありましたが、今や半年一昔とも言われる、変化の激しい時代を私たちは生きています。コンサルティング会社の提案をそのまま受け入れるのではなく、役場としても積極的に関わっていくという姿勢は当然必要なことでありますが、今のプロジェクト会議の議論の進め方、時期、内容、全ての内容を私、把握しておりませんが、全てにおいて、これまでのアルルの活性化に向けて進めてきた議論の経過に逆行するものではないかというふうに心配してしまいます。J R 東日本企画の提案の大枠を残しつつ、その中で議論を深めるというのが今後のプロジェクト会議のありべき姿なのではないかと私は考えます。 以上の私の懸念に対しまして、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。
町 長	大変的を射たご意見だというふうに拝聴いたしました。 そうした中で、このプロジェクト会議の中でそれぞれが意見を出し合えるということは、これは役場の中で、それぞれが真剣に考えているということを私はお伝えしたいと思います。 そして、J R 東日本企画の提案ということにつきましては発表したとおりなんですけれども、その大枠を変えているのではなく、そして、何ですか、せ

	つかくのお金をかけた提案でございますので、それを受けつつさらに、先ほども申しましたが、これを逆行するのではなく前へ進めるという姿勢は貫いておるつもりでございます。 したがって、3つの提案をいただいたわけなんですけれども、一番、基といいますか、それは、いただいた提案を軸として、基本として考えているということ。そして、大変膨大なアンケート等々もしてきてもらっております、そういうものは無駄にせず十分意見をお聞きし、そして私たちも高校、中学等々の意見を踏まえた中で、これを完成していきたいというのが筋であります。 そして、今黒澤議員のおっしゃいました、私の公約を曲げてというようなことは一切ございません。私はこれを主軸に進めていっているつもりでありますので、ご指摘、それは大変ありがたく拝聴し、今後に進めていきたいと思っております。もうしばらくお待ちください。以上です。
1 番議員	ありがとうございました。 決して町長の公約を曲げているとか、そういう認識では全くないんですけれども、町長がもともと、そもそも掲げている、元気な小海町をつくっていくというもののためには、やはり駅前が元気になることが私は必要だと、駅前というか今のアルルの空き店舗が元気になるというのが、私は必要なことじゃないかなというふうに考えているところです。 最初のご答弁の中で総務課長さんから、いろいろ今後の方針等もお聞きした中で、方向としては2階の駅上を自習室とか自習スペース等をやりながら、今後のことを考えていくということでしたね。 決してJ R東日本企画の提案が絶対100%正しいというわけでもありませんので、私の願うところは、駅前、アルル、駅上が元気になるというのを願っているところですので、それに向かっていけるのであれば、それは役場の方々の力でやっていただくと、それに私も協力していきたいというふうなことを思っていますので、ぜひお願いしたいということはあるつつ、ちょっとまだ時間もあるのでいろいろとお聞きしたいんですけれども、そもそもこのアルルの件に関しては、先ほどから申し上げているように駅前再整備検討委員会で何年も、住民の代表の方を交えて議論をしてきた経過があったというのが、まず前提だと思います。 その議論を踏まえて、住民の方々がこういったものが欲しいと、あればもっと小海町はいいんじゃないかということで提案いただいたけれども、かといってそれを実行するのは、またちょっと大変だと、具体的にはちょっとでき

	ないということに落ち着いていたんじゃないかなという、私の認識はそういうふうに思っております。そこで、ＪＲ東日本企画に調査、提案を委託してご提案いただいたということで、解決策としては、私はそれを実行すればいいんじゃないかというのが私の考えでした。 私が先ほど来申し上げているのは、ここでさらにまた役場内のプロジェクト会議が出てきて、アルル、駅上をこうやって使ったらいいんじゃないかという議論をまたしているということで、決してそれが悪いだとか言いませんけれども、果たしてその進め方で本当に、じゃ、あそこのアルルの空きスペースは今後どうやって使っていくんですかと。２階の駅上は、ＪＲ東日本企画の提案を活用して自習スペースだとかにしていくと。駅上は、じゃ、そういう使い方が当面考えられたということですが、一番問題になっているアルルの空き店舗の使い方を、これから、じゃ、果たしてどうやっていくのか。またここで、駅前再整備検討委員会で何年もかけた議論と、ＪＲ東日本企画に調査、提案を委託した１年間を、また繰り返しじゃないかなという懸念が私にはあります。ということに對しましては、どうのご意見というかお考えがあるのかお聞かせください。
総務課長	駅前再整備検討委員会で長い時間をかけて検討していただいた、その結果も踏まえまして、物事を進めていくということでございます。 そういう中でありますが、まず最初に申し上げましたが、ＪＲ東日本企画ですか、そこへ委託をする、そういう段階において、議員さん申されておりますけれども、役場の町の組織としての意思の決定、その部分が不足をしていた、これは事実でございます。 ですから、プロジェクト会議、そういう組織を立ち上げまして議論をしていく中で、いろいろな意見が出てくる。ですから、今度は渉外戦略係は総合調整、それが仕事でありますので、過去の町民の皆様のご意見、そして職員のプロジェクト会議の意見、そしていろいろな審議会などでの意見、そういうものを総合した中で実施に向けて移っていく、そういうことで進めさせていただきたいと考えております。 そして、アルルにつきましては、条例の制定時点で、コミュニティー施設という形で位置づけをさせていただいた経過がございます。コミュニティーに使いましょう、今の空いている部分なんですけれども、その部分をコミュニティーに使いましょう。ただ、常に誰かがイベントをやっているとか催物をやっている、そういうことはあまり考えられないので、ある一画を子育てのお母さん方というかそういう皆さんが、ちょっとした遊具、空気で膨らます

	ような遊具、そういうものがあれば、児童館に行って、子育て支援センターという位置づけであります、そこへ行って遊ぶことも必要ですけれども、アルルで同じことが可能ではないかと。そうすると、これは町で機関決定しているわけでも何でもありませんけれども、今度は子育て支援センターの職員がアルルのほうへ出向く。そうしますと、子育て中の保護者、お母さんお父さん、そういう皆さんが安心して、子育て支援センターでの形で相談だとか、そういうこともできるかもしれない。そうしますと、例えば、帰りにパフェを食べるとか、そういうところにちょっと足を延ばしてもらおうとか、そういうことも可能かもしれない。いずれにしても、誰かの足をあそこに向ける、そういう努力をしていくということでございます。 ちょっと質問に対して、答弁にはなっていないかと思いますが、町の姿勢、また気持ち、そういうものを発言をさせていただきました。ありがとうございます。
1 番議員	ありがとうございました。 もう一つ、ちょっと言い忘れたことというか私が思うところが、今の予定では一応、駅上に中高生が集えるような自習室をというお考えだと思うんですが、ですからそれを私はアルルの1階部分に設けて、あそこで小中高生が集うスペースがあって、その横に、そこを一般の買物客も通るというスペースを設けたらいいんじゃないかなというのが私の、J R 東日本企画の提案は多分そうだったと思うんですが、それを試験的にやるというのがもともとの提案だと思いますので、それでいいのかななんて私は思っていたところです。 先ほどの総務課長の案も、それはそれで大変すばらしいものでありますので、決して否定はしませんけれども、そういう若者たちが集う、決して駅上だと一般の普通の町民はなかなかあそこに、階段を通る方々が通り過ぎる、一部本当に通り過ぎるだけなので、それじゃ地域住民との交流は、なかなか生まれにくいんじゃないかなというふうに思います。 あそのアルルの空きスペースにあるからこそ、そういう小中高生が町民から刺激を受けるというような機会もあるんじゃないかというふうに私は思います。そういったものでどうかなというふうに思ったのが私の思いでした。それに対して町長はいかがでしょうか、私の今の考えに対して。
町 長	J R 東日本企画からいただいた結果につきまして、私は正直申し上げて、同じ学習等々するなら駅上のほうがいいんじゃないかという発言をいたしました、私は。しかし、担当の方、それではいい、それではいけないということ

	ではなくて、いろんなものを集約しますというご返事でありました。 したがって、それを待つなり、時間も少々かかっているわけなんですけれども、私とすれば、あの1階のごちゃごちゃ、ごちゃごちゃというのはいけねえなこりゃ、がやがやしているところで、さらににぎわえばいいんですけれども、2階でじっくり学習をしていただきたいと。それについては小海高校の校長先生も、ぜひやっていただきたいというような意見でございました。補足でございます。
1 番議員	ありがとうございました。 そういったお考えもちゃんと理屈としては通りますので、それはそれで、じゃぜひしっかりとアルル、駅上が活性化するような取組をぜひお願いします。 くどういようですけれども、私が心配するのはこれで、何度も申し上げて申し訳ありませんけれども、またそのプロジェクト会議でなかなか議論が進まなくて、アルルの1階部分、空き店舗部分が結局は何も、1年、2年、3年たっても結局何も始まらないというのが一番まずい、悪いことだと思いますので、そういった方針があるのであれば迅速に進めていただくと、それは強く申し上げて、私の一般質問としては終わらせていただきます。ぜひ町長も、私も応援していますので、ぜひよろしくお願いします。 以上で終わります。ありがとうございました。
副 議 長	以上で、第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。
<u>第6番 的埜 美香子 議員</u>	
副 議 長	次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6 番議員	6番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。 まず初めに、移動販売事業についてということで、協力隊の退職の後どうするのかということで、6月議会のほうで一般質問をさせていただきました。 そのときの話で、当初の目的、高齢者の買物弱者対策、商工振興、そういったことを基に、買物弱者対策としては、ある程度待っていらっしゃる方はいるので効果はあったと、商工振興については十分な結果は出なかったというふうなご答弁でした。 財源につきましても、地域おこし協力隊の特別交付税ありきの事業であったと。1人目、任期終了後、帰省をしてしまいました。2人目、1年で退職。仕事としては成り立たないのではないかと、そういうところまで一定の認識に

	なったんじゃないかなと思います。 商工会への委託を5月末までということで、6月、社協に試行運転で、福祉事業としてやっていきたいと、そういう話が突然出ました。そのときは、経費は発生しないと、そういうような答弁でした。 特別交付税を財源とした協力ありきの事業でよかったのか。また、移動が困難な買物弱者へのサービスをどのようにしていくのか。それでも事業は続けていきたいと、そういうご答弁もされました。私からは、制度設計のやり直しを求めたところです。町長、それに対しては、それをすべきと考えておりますとご答弁されています。11番議員さんからも、予算措置もなく社協でなんていうのはおかしいんじゃないかと、速やかに対応をと、そういう指摘もありました。 8月の全員協議会で、移動販売事業についての資料が配付をされました。補助金を得て、10月1日から本格的事業を展開予定と。およりなんし号から、ゴウキキ号を活用し、小海駅前から地域に農福連携を発信し事業展開をし、商工業と商福連携を推進しつつ、地域の福祉増進に寄与することを基本の方針とすると、様々な事業が書かれています。見えてきた課題、そういったことも示されたわけですが、見えてきた課題、これは町で総括をされた内容なのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。お願いします。
総務課長	お疲れさまでございます。 8月2日の全員協議会の資料として提出をさせていただいた、見えてきた課題、この課題につきましては、実際に社会福祉協議会で一緒にやられまして、そして作業の効率というか余分な時間というかそういうもの、また実際の動き、そういうものを経験というか体験しまして課題が出てきた、それをまとめて資料とさせてもらったものでございます。
6 番議員	この資料で見ますと、岡田さんの退職が決まってから、継承するつもりで実態調査の課題や整理、そういうことが4月25日から行われたと、そういうように書かれています。町として総括がまずされるのが、私は順序は、町としてまずということじゃないかなと思うんですけども、社協のほうで岡田さんの下、総括や課題の整理が行われた、今、町も一緒にという意味なのか、そういうことがされたということなんでしょうか。 駅前の展開もここで書かれています。先ほども、今プロジェクト会議の話がありましたけれども、このプロジェクト会議、プロジェクトチームでも、駅前の展開、このような駅前の話、そういう話になっているのでしょうか。お願いします。

総務課長	駅前展開につきましては、社会福祉協議会のほうの考えでありまして、町のプロジェクト会議では、そういうことは聞いているというか、確認をしているというかそういうことであります。 ただ、駅の前に移動販売車が止まるというか通る、これは実際に駅付近でも、駅周辺でも利用者がいる可能性がある、そういうことから巡回コースに入れるということは、プロジェクト会議とかそういう段階でなくその前の段階で、それは一つのルート設計で普通のことかなということを思っております。
6 番議員	6月議会の後、町としての方針、それがこの中身なのかなというふうに、8月の全員協議会の中でこういう資料が示されて、そういうようなことなのかとちょっと思ってしまったわけですが、町としての方針は、じゃ、はっきりしたのでしょうか。移動販売、今巡回というルートの中に駅をとという話もありましたけれども、この間出された全協の資料、その中身のことなんですけれども、町として移動販売のことははっきりさせたのか、そこをお願いします。
総務課長	町として移動販売のことというご質問であります、どの部分をお答えしていいか、正直言って分からないわけであります。 ただ、町としてどういう考えで進むかということについては、移動販売を請け負うというか実施をする、その団体が現段階では社会福祉協議会が現れたというか、あると。そして、実施をする団体に補助金を出す形で、事業の赤字分というか不足分、それを補填しましょうと、そしてこの事業を継続して実施をしていただきたいという説明をさせていただいたつもりでございます。
6 番議員	買物支援ということが大きなというか一番の目的だと思うんですけれども、この内容のように大きく福祉でやっていきたいのかどうなのか、その辺いかがでしょうか。
総務課長	6月の定例会で資料をお配りしたつもりでいるんですが、口頭での説明だったかもしれません。 まず、先ほどの総括、移動販売事業の経過と総括ということで、まず目的、最初の目的、そしてその経過、そして課題、課題についてですが、年間60万から70万程度の収益であったと。そして単独の事業では成り立たない、そういう町の総括。また、先ほど申されましたが、特別交付税を財源にした協力隊員ありきの事業でよかったかどうか、そういう課題。 そして、もう一つ二つありますけれども、利用者の傾向、これは移動困難な

	買物弱者という皆さん、そしてその部分への行政サービスを、移動販売を中止してしまえばどうやって補っていくか、そういう課題。そして、今と同じような話ですけれども、利用者を考慮しての代替事業の提供が行政独自でできるか、そういう課題の整理をさせていただきました。 そして、最終的には、利用する方は買物弱者、そして福祉的要素が大きいという観点から、福祉として事業を続けさせていただきたいという考えでございます。
6 番議員	福祉として事業を続けていきたいというのであれば、なぜ町内に公募をされなかったのか。ちょっとそのあたり、なぜ社協なのかをお願いします。
総務課長	実際の動きとしまして、5月の下旬に協力隊の方が辞められております。そして、先ほど申しましたが、高齢者などの買物弱者の救済を担っている面が大きかった、そして休止をすることができない状況でありました。 5月以降、今公募というご発言もありましたが、救済に手を挙げていただいたというか差し伸べてくれたのが社会福祉協議会でありまして、隊員と一緒に、若干の期間であります事業を続けたというか、一緒に販売を担当していただいております。 そういう中で、試行的な運営として社会福祉協議会にお願いをし、そして移動販売事業中の、高齢者、そういう皆さんの見守りだとか、何か異常があったときに行政機関、高齢者ですと包括支援センター、障害者ですと町民課社会福祉係ですか、いずれそういうところへ連絡を入れて、そしてケアをしていくということが可能であるというようなことから社会福祉協議会へ、試行的という言葉であります、お願いをしていたという内容でございます。
6 番議員	試行運転を6月からやっただと、その間、町の経費は発生していないという、そういう説明でした。経費、社協で負担できる、そういう体制であるならば、私はこのまま社協で全額負担でもいいのではないかとこのように思います。 先ほど総務課長のほうからもありましたし、この資料によれば移動販売、見守り、カフェ、サロン、配り物、何でも御用聞き、キオスク、キッチンカーと様々な事業の展開をします。そのための人員が5名、そういった障害者施設利用者などで運営するようなことも書かれています。 これまで町では買物弱者対策としてやってきて、今も福祉としてそれを続けたいと、まだ少なからず待っている方がいると、そういう人にとってやめるわけにはいかないというふうなことで、この事業を続けていきたいということですが、今、そういう事業展開をしていくという、私、今並べましたけれどもそういった声、利用者の皆さんからは買物以外にもそういうことを望ま

	れている、そういう声があるんでしょうか、お願いします。
総務課長	これは私どもが直接利用者に聞いたわけではありません。前に担当していました協力隊の方から報告を受けた話ではありますが、やはり巡回していくのを待っている、そして当然何か欲しいときには物も頼まれる。買うものがあまりなくても、巡回して回ってくる、その楽しみ、そういう方がいらっしゃる。そういうこともあるから、ぜひこの移動販売はそういう皆さんのよりどころのためにも続けてほしいというような、最後にお言葉をいただいたということでございます。
6 番議員	この説明資料では、予算のほうも補助事業として町のほうから幾ら出すんだということが書かれています。 事業計画に、今言いましたけれども、列举された事業ごとに需要の根拠、そして経費の明細と収支見込み、そういったものをやはり明確にして、今総務課長言われました、町が行う部分と社協が独自でやりたい事業、やっぱり私は分離するべきだと思います。町の責任、一体どこにあるのか。直接町民からは話を聞いていないという話でしたが、支援の算定根拠にならないじゃないですか、それでは。 6月議会の一般質問でも町が認めたとおり、これまで移動販売事業は協力隊の交付金措置があったと、そのことを踏まえて、町が単独でもどうしても実施すべき事業なのか、本当に効率的な事業なのか、一番は、町民の要求はどこにあるのか、私はもう一度、あるのか、そういったことを分かったわけです。 一度破綻している移動販売事業です。私は一旦ストップさせてでも、もう一度深く検討すべきではないかと思いますが、町長、お考えをお願いします。
町 長	行政の中で深く議論を重ねた中での結果ですので、ご理解ください。
6 番議員	行政の中で深く議論を重ねたと、しかし町民には直接聞いていないと、そういうことが今、分かりました。そして、議会には、6月議会に資料を出したと総務課長はおっしゃいましたが、資料は出ていません。8月にやっと出てきたと、そういう状況でございます。 次のシルバー人材センターの事業についても、ちょっと社協に関わることで、続けて質問させていただきます。 このことも当初予算のときの話とは違い、6月議会で初めて、シルバー人材からの受託業務を受けるという説明がありました。 初めて聞く話に、私もほかの議員もちょっと驚いたわけですが、そのとき、定款の変更はしなくてもいいのか、そういう質問や、シルバー人材センター

	からの事務費用があるはず、後々の補正で減額をするべきという、そういう話が出たわけですが、その後、8月の全員協議会で、これもまた資料が提出され、それによると、経過説明の中で、後任が見つからず、4月以降は社協にて実施検討、急遽4月以降は町にお願いをし、出向という形で井出宗則さんが、地域福祉の事業と併せて事務事業を行うことになったというふうにあります。当初予算ではそういうような説明は受けていません。初めて聞く話でした。 6月議会の補正予算で、定款に抵触するのではないかと質問に、社会福祉という広いくくりで高齢者支援事業として行くと、そういうような答弁がありました。そこまでしてなぜ社協が引き受けなければならないのか。今までのやり方に何か問題があったのでしょうか、まずそこをお答えください。
町民課長	お答えいたします。 今までのやり方ということではありますが、今まではシルバー人材の支所長に対しまして、シルバー人材センターのほうで、町のほうへ支所長の選任を依頼されてはおりました。で、中で選考しながら、誰が適任というような形でシルバー人材センターのほうへ推薦していたという形でございます。 ですが、今回に限りましては前篠原支所長が体調不良ということで、3月末日をもって退任というようなことになりまして、その後の後任について、1月以降からそのような話がありましたので、いろいろと選任のほう、候補者等模索はしたんですが、なかなか見つからないというところで、今回社会福祉協議会という高齢者等の支援も扱っておるというところで、そちらのほうへお願いしたらどうだというような話の中で、佐久のシルバー人材センターと協議の中で、そちらのほうへお願いするというような形にいたしました。
6 番議員	佐久のシルバー人材センターのほうからは人選はなかったのか、ちょっとその辺お願いします。
町民課長	佐久のシルバー人材センターのほうでは、人選というものはございません。基本的には、その支部のほうで候補を選んでいただきたいというのが主でございます。
6 番議員	8月の全協の資料で、シルバー人材センターについてということで出されました。 ここには人材派遣に関わる6つの柱として、シルバー人材センターと、ほかのボランティア団体を含む人材派遣事業を融合配置すると、そういった説明、そういうことが書かれています。 そもそもシルバー人材派遣の性質、それはボランティア活動や高齢者、障害

	者支援とは、私は違うような気がするんですが、その辺はどうお考えでしょうか。
町民課長	確かにシルバー人材センターの性質というものにつきましては、現在少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が激減している現在で、働く意欲のある高齢者に地域の担い手として就業の機会を提供すること、また地域社会に密着した様々な業務を提供することで、地域からの就業ニーズに応えるというものであり、そのほか会員の意識、技能の向上の推進や経済的な安定、生きがいの充実を図る、また地域社会に貢献するという性質を持っています。その推進の基本理念が自主・自立、共働・共助というものが性質だそうであります。自分たちで業務を完成させていく、自主的にということによって自主・自立、そして業務に携わる中で、お互いが助け合いながら業務を遂行していくというのが共働・共助という基本理念で、業務を行っていくというのがシルバー人材センターの理念、性質であるということです。
6 番議員	それでは、資料のほうをお願いしましたので、シルバー人材センターと社協で、じゃ、どういった契約が交わされたのかということ、資料を出していただいたので、説明のほうをお願いしたいと思います。
やすらぎ 園 所 長	いつも社協の理事会では的埒理事のほうに大変にお世話になっております。社協を応援していただきまして、誠にありがとうございます。 社協のシルバー人材センターとの協定書でございますが、ご覧のとおりでございます。以上です。
6 番議員	それでは、何点かちょっと見させていただいて質問したいんですが、まず10ページの損害賠償の件ですけれども、今度は、今までシルバー人材センターが補償していたものを、今度は何かあったら社協のほうが責任を負わなきゃいけないと、そういうことでしょうか。
やすらぎ 園 所 長	こちらに関しましては、社協に入る前から、要は全部のシルバー人材センターの業務を承るのではなく、会員様の手配ですとか会員募集ですとか、この第4条に書いてある仕事でございます。 そのほかの収益に関わること、例えばシルバーの方が行って、そのお金は本所が、佐久のシルバー人材センターの本所の方が収納して、各個人にお支払いするような形になりますので、そのほかの業務に関しましては、今までと同じに佐久シルバー人材センターのほうで補償をするということでございます。
6 番議員	もう一点は、これ協定の日付が4月1日ということで、3月の段階では分かっていたということですよ。

やすらぎ 園 所 長	大変にお世話になっております社協の理事会が3月22日に行われまして、的埜理事、それから篠原哲雄理事、出席いただいたと思うんですけども、5月、やっぱり3月だ、出席していただいたと思いますが、そこで事業計画のほうを説明させていただいております。 その中に、(4) 地域福祉事業の取組、そして④に、小海町シルバー人材センター事業の運営受託により高齢者の生きがいや働きがいを見出せる地域を目指すとともに、シルバー人材、つながり隊やボランティア連絡協議会、おやじ隊、つながり隊ヤングなどの地域のニーズに応えられる連携事業体として構築します。そして、様々な支援を重層的に活用し、生活支援、就労支援、伴走支援、見守り支援、終活支援ということで実施をしていくということを3月の理事会で的埜理事にもご説明してあると思いますが、いかがでしょうか。
6 番議員	それは、私のほうでちょっと認識というか落としていたのか、ここにも書かれてあります6つの柱、つながり隊やボランティア連絡協議会、そういうことを地域福祉事業としてやっていきたいという、そういうことはもう本当に覚えております。 それは重層的支援のほうでやられると、今読み上げていただいたのはそういうことかなと。
やすらぎ 園 所 長	申し訳ございません、理事会で、地域福祉の事業と重層的な事業等を説明させていただいたんですが、的埜理事のほうでちょっとご理解をされていないみたいなんです、重層的支援体制整備事業というのと、この高齢者地域福祉に関わるシルバーなり人材派遣の事業というのは、根本的には違うんですが、全てのことを福祉というのは絡み合わせて実施をするということの意味の重層でございます。 先ほども何か出ましたけれども、縦割りの、要は役所の中の縦割りがこう、駅前の再開発がうまくいかないんだとかというお話もありましたが、これからの福祉はやはり重層的に、いろいろな方が絡んで事業を進めていく中の会議の意味の、重層的な支援をやっていくということでございます。
6 番議員	そうすれば、シルバー人材センターのほうはシルバー人材センターの費用の中でやるという、そういう今、話だったかなと思うんですけども、説明資料というか資料つづりの9ページ、第5条のここに給与のことが書かれておりますが、人件費相当額、12か月のそういうのに準じた人件費相当額というふうに書かれていますが、これは幾らになるんでしょうか。
やすらぎ	これ、経過をお話ししますと、シルバーのほうは社協にやっていただきたい

園 所 長	ということが一番、地域の会員の皆さんにはとてもいいことだろうということでお話をいただきまして、契約の協議をしましょうという中で、シルバーのほうは給料月額12か月分で契約をどうだという話で持ってまいりましたので、いやいやそれでは困るよと、実際にまた総合センターのほうに戻って、シルバーの方がやるという時代がまた来るかもしれないんで、そういうときにも、要はシルバー人材の所長がかかる人件費を一応いただきたいというお話をする中で、シルバーのほうはシルバーのほうで、こういう契約なんですね。なもので、金額を書けないということなもので、12か月分の人件費相当額ということで言葉を濁されまして、この別表1の金額でございますが、16万、ちょっとお待ちください、シルバー人材センターの給与規程によりますと、小海の支所長、係長職は16万6,100円の12か月分ではなく、12か月の人件費相当額ということで契約をさせていただきましたという中で、この中の人件費が、社会保障料ですとか、そのほかの費用にまで含めたものを下さいということをやったんですが、向こうの契約は金額を書けないということで、人件費相当額という契約書になっていることでございます。
6 番 議 員	それでは、8月までの費用、それが幾らぐらいというか幾らかかったのか。本所からの受託の受託事業費というものがあると思うんですけども、そうすればそれは幾らになるのか、お願いします。
やすらぎ 園 所 長	ということで、今現在、8月までの受託事業費は頂いておりません。その代わりかかったのが、小海町さんが要は工面してくださいました井出宗則さんの4月から8月までの経費がかかっていると思います。以上です。
6 番 議 員	人件費が不足していると。そうすると、受託収入はどうなるのか、ちょっと今、説明ではいまいちよく分からないんですけども、シルバー人材センターの事業以外の事業をくっつけることによって、人件費が膨れ上がってくるんじゃないかと、こういう資料を見ますとそういうふうに思えるんですけども、その辺はどうでしょうか。
やすらぎ 園 所 長	それはちょっと違うと思います。いずれにしろ、シルバーという仕事を始める中で、じゃ、井出宗則さんじゃなくもっと若い職員を取りあえず助けていただきたいという場合には、もっと安い給与で起こると思うんですけども、この運営をするのは人なんですね。給与じゃなくて人なんで、人一人、もしかして町長をお願いと雇ったら1,000万クラスの経費がかかると思うんですけども、そういうことで捉えているのではなく、シルバーの仕事をやるのに人一人いただく、そのお宅の派遣していただいた給料が、たまたまちょっと高額な人の給料だったというだけのことだと思います。

	で、シルバーの仕事は、実際には会員さんの仕事です。会員さんが生きがいを持って働けるようにということで、もっと言うと、本当にそれを生業として生活していらっしゃる方もいます。それから、生きがいを持って、家に閉じ籠もっては何だから、どっかでという方もいます。いろいろな方がいます。ただ、性質的にこの相手になる仕事というのは、ほとんどがそういう生活弱者の方ですとか障害者の方ですとか、そういう仕事とかをやっている事業と一緒にやって、一番は断らない事業を展開したいということでやっています。以上です。
6 番議員	受託収入があるにもかかわらず、このシルバー人材センターについてということの資料の中で、さらに受託費と同額を町で負担すると、そういうご提案なんですけれども、それはやっぱり私はおかしいのではないのでしょうかと言いたいです。二重取りではないのでしょうか。 それと、シルバー人材センターの事務室を社協のほうに移すという話がありました。今までシルバー人材センターに貸していた総合センターの2階の事務室は、あそこはどうなるのでしょうか。
やすらぎ 園 所 長	一応、シルバーのほうでは社協の事務室内に移してくれということを指示されまして移したんですが、もし仮に、どなたかやっていってあげる方があって、シルバーのほうに戻すようなことがあったならば、あそこのところに戻ってやっていただければいいと思うんで、当面はあのまま、コンピューターとか配線とかも全部向こうのほうに、また残せるようにはしてあります。あの活用なんですけれども、総合センターの活用ってなかなかうまくいなくてという、その前に利用される方が本当に少ないです。ということで、事務所まで使わなくても、やはりほかのところを使ってやっていけば、十分足りるスペースがあるもので、あそこについては、後々戻せるようなことがあればそこに戻っていただいて、シルバー単独でやっていただいても、それは私たちも構わないと思っています。以上です。
6 番議員	総合センターは活用されていないということですが、シルバー人材の登録している方に意見を聞くと、総合センターの2階だから行きやすいと。社協のほうになると少し行きづらいなと、気軽に行けなくなると、そういった声もあるんですが、そういった声をお聞きになっていませんか。
やすらぎ 園 所 長	的埜理事さん、申し訳ございませんが、現場を見ていらっしゃるんじゃないかなと思ひまして。 今、シルバーの方、うちのやすらぎ園の窓口に来たり、うちの打合せ室に来たりということで、最初から全て変わることは確かに抵抗があるかもしれま

	せんが、やすらぎ園の窓口にしたことによって、会員さんの顔が見えてきたということで、今まではシルバーの所長と会員さんだけの話だったんですが、今、社協の中は事務所に誰かしらいるもので、来ると留守ということがないし、いろいろなお話ができるということで、頑張っているなという、昔ながらのシルバーで活躍している方とか、そういう方ともお話ができるということで、私的にはやすらぎ園の中に今後移っていったほうが、会員様と人とのつながりという中では、一番ベストではないかと。そして、シルバーの本所についても、やすらぎ園の中にあつたほうがいいよということで大変に、この間視察に来られましたが、喜んでおります。以上です。
6 番議員	会員さんには好評と、そういう声をお聞きしているということですが、私はちょっと、シルバー人材の仕事と社協のいろいろ、つながり隊だとかそういうことは少し、一緒にはできないんじゃないかなと、そういうふうに考えています。 その一つというか例なんですけれども、このシルバー人材派遣事業を受けたばかりにというか、こうみの里の宿直をシルバー人材で頼んでいる関係から、シルバーさんが見つからずに、社協から職員がその業務に当たっているとお聞きしました。そして、局長までもが夜の勤務に当たっていると、そういうことをお聞きしましたが、それは事実でしょうか。
やすらぎ 園 所 長	うわさによりますと、小池何々氏、元議員さんから告発がありまして、宮澤局長が小銭を稼いで、要は兼業業務のアルバイトをしているんじゃないかというお話をお聞きしましたが、シルバーの会員になるには60歳以上なので私は会員にはなれません。 会員に57歳でなってシルバーの宿直業務をやっているなら、兼業になると思うんですけれども、申し訳ございません、私は会長名でこうみの里と社会福祉協議会で今結んでおります、これも3月の理事会でご説明しているんですが、社会福祉費の地域連携推進事業ということで、今この地域にある福祉施設、我々社会福祉協議会だけでなく、老健があつたりこうみの里があつたりということで、大変に施設が苦しんでいます。それは何かというと、人がいない。もっと言うと、ちょっと遠く離れているんですけれども、特養や野辺山に関しては危機的、壊滅的な状態で、ユニットを減らさなければいけないという状態になっています。 そういう中で、私たち日中活動を仰せつかる場所なんですけれども、地域の要はついの住みか、特養ですとかがままならないということは、この地域が駄目になってしまうということで、今後の考え方は、国も発信しているん

	ですが、地域の福祉法人の連携法人を後々はつくってくださいという中の第5項目に、人材派遣という事業があります。それで、これも理事会でご説明させていただいていますが、今、社協は2名、そして臨時職員等を含め3名の職員をこうみの里に派遣、出向させております。出向ということはこちらで給料を払うんですが、その人件費をあちらとこちらから頂くということで、どうしても募集をかけても、特養に限ってはやっぱり人が集まらないということでやっております。それはここで説明することではないんですが、理事会でちゃんと説明させてやらせていただいているんですが、その中の一つで、社協はそういうふうに契約を結んでおりますという中で、夜間の宿直業務……
副 議 長	宮澤所長、的確に、質問の分だけお答えください。
やすらぎ 園 所 長	そんなもんで、そういうところの中で、シルバー人材を派遣しているところ、これは理由についてはちょっとお話ができないんですけれども、お話をしてもいいんですけれども、あちら側からあることで人材を、この方については派遣をしてくれるなという話になりまして、人がいなくなったのではなく向こうから首になったということです。 で、全体で、シルバー人材センターがこうみの里の夜間管理宿直業務について契約しているのを、そこだけ穴を開けるわけにはいかないということで、町内のあらゆる方、皆さんにお声をかけて、やってくれないかと。もっと言うと、うちのおやじ隊の職員を1か月間だけ行かせていただいたんですが、いやどうしても、もう辞めさせてくれということで、人が見つからなくて、要は派遣しました。
6 番 議 員	理由は分かりました。老人施設に人がいないというのは、本当に大きな、どの施設も大きな課題だ、そういうことは介護保険の懇話会の中でも、もう度々出ています。こうみの里に派遣を2名されているということも知っています。 だからといって、この派遣の一つにシルバー人材の派遣が、職員から行っていいのか。これは私、地方公務員法の第38条営利企業等の従事制限に抵触するのではないかと、そういうふうに思いますが、町長、どうお考えでしょうか。
町 長	整理をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。
6 番 議 員	私、これは任命権者である町長、今、整理させていただきたいと言いましたが、責任が本当に問われる話だと思います。

	今、会員ではないとか、営利目的の団体ではないとかという話が出ましたが、そういう公務員法の違反、やっぱりそういう行為と分かっているながら、これ町長、副町長、知っていたのか。こういうことを認めるということ自体、おかしいと思います。 シルバーがやっている有償の仕事を役場職員、しかも公務員上級職員が、本来の仕事をしながらやれる仕事でしょうか。 こうみの里の宿直勤務は、夕方5時半から朝の8時半までとの、そういう話です。どう考えても本来の仕事に支障が出ますよ。だから私、社協の職員何人かからそういう話を聞いたと思います。中には、局長の体のこともすごく、大変心配されている方もいらっしゃいます。 先ほど町民課長のほうから、シルバー人材の理念もお話をされました。シルバー人材に登録されている方たちは、生活に収入を得たい方たちです。そういう性質のシルバー人材派遣の仕事と福祉事業をごっちゃにするから、私はそういった問題が起こると思います。それぞれの事業が何のための事業なのか、いま一度、精査するべきです。 シルバー人材センターの支所長は、佐久シルバー人材センターの職員であって、職員に欠員があった場合は、本所が責任を持って措置すべきではないでしょうか。 先ほど公務員、法令遵守じゃないかというふうに言いました。いま一度、公務員というのはどういうことか、職員が遵守すべき義務、書かれています。職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと、それに全力を挙げて、これに専念をしなければならないと、1番目にそういうことが書かれているわけです。やはり法令遵守でやっていただきたい。 移動販売事業、シルバー人材センター事業、両方ともに言えることは、町全体の福祉のためにいろいろやりたい気持ち、もちろん分かります。しかし、いかに福祉でつながっていても、やれること、やれないこと、あると思います。町の事業と社協の事業をごっちゃになっているのではないのでしょうか。私、町長、整理するということなので、その辺も含めてやっていただきたいと思います。 町長、職員の不祥事の際、今後の対応についておわびをされています。全ての事務処理を複数人で確認すること、課等の長が主に事務処理をする場合も、係長以下の者が確認し、事務処理の遅延、誤りがないようにしますと、今回の件を契機に、全体の奉仕者として自覚するとともに、全力で職務に専念し、報告、連絡、相談を、ハウレンソウですね、常に行うことを再度全職
--	--

	員に徹底してまいりますと、そういうふうになられています。ぜひ町長、この言葉どおりやっていただきたいなと思います。 それでは、3番目のゼロカーボンの取組について質問させていただきます。 国や県が推進するカーボンニュートラルの実現に向けて、町でもようやく調査研究を進めていくということで、ゼロカーボン推進事業の予算が、昨年度に引き続き今年度も盛り込まれました。 今年度は町民や町内事業者対象に補助事業も始まり、予定件数の5件の倍の10件の申込みがあるということで、今回補正も計上されました。 町民の関心もうかがえるわけですが、中でも太陽光発電システムの関係が8件ということで、また内容のほうは予算委員会のところでお願いしたいと思いますが、これに伴って太陽光パネルの設置も増えているのかなと想像するわけですが、町がゼロカーボンに向けてどういった取組をしていくのか。 後ほども議論したいと思いますが、まず初めに、1点目、太陽光発電設備の設置等に関する条例案が、先日、自然保護審議会に示されました。今日、すみません、その条例案、資料請求しなかったんですが、月曜日の全協でも現地視察と説明があるということですが、今この時期に、この条例を新たに作ることを目的はどういうことだったのでしょうか。お願いします。
産業建設課長	お答えいたします。 まだ議員の皆様方にご説明しない段階での回答になりますが、ご了承をお願いしたいと思います。 来週11日の全員協議会の中で、この太陽光発電設備の設置等に関する条例案をご説明をさせていただきたいと思います。 最近、面積が3,000平方メートルを超えるような大型の設備の設置届が多く出ております。山間部の集落から離れての設置であれば、それほど問題が生じることはないと思いますが、民家の近くで大型の設備が設置されるという事象もございます。反射光や音、景観などの観点からトラブルが生ずる可能性があると思われます。 現在は届出制で、事業区域に隣接する土地所有者の同意、設置する行政区の区長さんの同意があり、そのほか必要書類が整っていれば届出ができて、設置もできる状況です。 今後について、トラブル防止のために事業区域の周囲50メートルの範囲の方々、土地の所有者でありますとか居住者など皆さんに対し、説明会を開催するですとか同意をいただくといったような、理解をしていただきたいというのが大きな改定の目的でございます。

	また全員協議会の中で詳しく説明させていただきます。以上です。
6 番議員	大型設備が設置され出したと、そこに危惧をされているということなんですが、私も、四、五年前でしたっけ、松原の長湖の音楽堂の周辺に、大きな規模の太陽光パネルが設置されるということで、町民の方から、景観が損なわれるという、そういう危惧の声があり、その問題を取り上げました。その後、自然保護条例の中に加えていただいた経過があります。 その条例より規制を強める内容になっていると、そういうことだと思いますが、私もこの間の自然保護審議会の際に現地視察で、田んぼや畑だったところ、整備が始まり、その後ここにソーラーパネルが一面広がるのかなと思うと、やはり個人の感情とすれば、ぞっとするというか悲しい気持ちになってしまいました。 また、条例の中身は今課長おっしゃられたように、また全協のほうで議論の場がありますので、今は細かい中身は触れませんが、審議会で、町の条例と併せて県の条例の素案も、そういったものも提出されました。またそれも一緒に出していただきたいと思うんですが、そのときにも意見として述べさせていただきましたが、県の条例は、地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例というように、推進の立場で強調しています。文言の問題かもしれませんが、あえてもう一度そのお考えを、町はどうなのかということをお聞きしたいと思います。
産業建設課長	お答えいたします。 令和4年に小海町もゼロカーボン構想を表明しまして、再生可能エネルギーや電気や地産地消の電気を利用したクリーンエネルギーの推進を施策としている。今回の制度がどうかということなんですけれども、今現在自然保護条例での届出を、今度許可制にしたい、変えたいということなんですけれども、ハードルが確かに少々高くなるわけなんですけれども、決してこういった太陽光の事業などを阻害するものではなく、一定の秩序を持った上で推進していただく、そういうスタンスでありますので、矛盾といったような心配はないかと思われます。以上です。
6 番議員	町としては、あくまでもクリーンエネルギーの普及の立場でということで、一定の秩序または地域住民の生活環境、そういうことに影響を及ぼさないような規制をかけるという、そういう説明だと思います。 太陽光パネルの設置ですが、私、そもそものやっぱり問題は、荒廃農地の増加、また農業の衰退、そういったことが大きな原因だということは、私というか誰の目にも映ることですが、農業をやめたり貸していた農地の利用がな

	なくなったとき、農地の草刈りなども管理が本当に大変になってくると思います。ですから、荒らしているよりは、自然エネルギーの普及のために太陽光パネルを設置しようと思う人が出てくるのも当然だと思います。 町民が良心的に脱カーボン、再生可能エネルギーの普及で町の方針に協力しようと、そういったときに、隣接住民に反対をされるということも今後考えられてくるんじゃないかなと、そういうふうに思います。 そういったときに、町としては農地利用の代替案を示すとか、ちょっとその辺どういうふうに考えているか、お願いします。
産業建設課長	お答えいたします。 荒廃農地が増えていく、遊休農地も増えていく今現在、農業の担い手という方々が大変少なくなっているということですので、小海に限ったことではございません。この荒廃農地の有効利用をまた考えていくことも、行政としての課題であります。 太陽光設備が全てオーケーということではないと思います。やはり地域住民、住んでいる環境整備、これもまた、この山間部ではありますが、居住して生活していく、こういったことも大事だと思っております。 ですので、トラブルはないようにということと、それから荒廃農地、こういったものの利用が太陽光事業があれば、もちろんそういった事業も結構ですけども、有効利用につながるとは思いますが、事業者の意見というか計画に左右されてしまうということですので、もっと地主の主体的な意向で、そういった有効利用ができるような検討策を考えていきたいと考えております。以上です。
6 番議員	課長おっしゃるように、自然エネルギーの普及も大事ですが、やっぱり荒廃農地をできる限り出さないような、そういう対策を同時に打っていくということが、町の政策に求められているんじゃないかなと思います。 先ほど森林の関係もありました。再造林、そういう話、農地や森林を守る、これまた農政、国政、国策でしっかり本当はやるべき基本ですが、町としてしっかりと対策を打って進めていただきたいと。鞍掛豆、ソバ、またブドウ栽培も、今後うまく一定、そういう対策になっていけばいいかなと、そういうことも期待するわけです。 次の温泉のバイオマスボイラーについてですが、自然エネルギーの活用というところでは一番目立つ政策なのかなと思いますが、依然として見えてこないわけでありましたが、進捗状況、どのようになっているのでしょうか、お願いします。

観光交流 センター 所 長	お疲れさまです。 バイオマスボイラーの進捗状況ということですが、ボイラーを収納するボイラーと、それから既存のボイラーをつなぐための配管等の基本設計は行いましたけれども、燃料の調達の関係で、佐久の振興局と関係部署との打合せを行った中で、バーク自体を燃料として使うことは問題はない。ただし、その加工、また運搬について調整が必要ということが分かりまして、私ども当初予定をしておりました双葉林業のバークにつきましては、乾燥機にかけたりとか、あと必要なサイズに切断するなどの工程をしないと原料として使うことができず、双葉林業の現在の設備ではそのような加工ができないということから、全体的な調整をしながらではないとなかなか進めないというのがありますので、再度関係各所、県であつたりそういうところと調整を行って、総合的に判断をしていきたいというのが現状でございます。
6 番議員	現状があまり変わっていないのかなと。県の許可が必要という説明、この間もありました。今、双葉林業、加工しなければならないということで、産業廃棄物に当たるのかなというふうに思います。 ゼロカーボン推進事業ということで計画を作成中なわけですよ、今。ですから、やっぱり費用対効果等々含め計画書を確定させてから、もう一度、私は事業計画を練り直すべきではないかと、そういうふうに思います。 以上で一般質問を終わります。すみません、最後の質問できませんでした。
副 議 長	以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
副 議 長	以上で、今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の日程といたしまして、11日月曜日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については、総合センター、町道新田小海原線、太陽光発電設備設置予定場所です。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。 これもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに15時54分)

令和 5 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 19 日」	
* 開会年月日時	令和 5 年 9 月 19 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 5 年 9 月 19 日 午後 4 時 51 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	みなさんこんにちは。今年も厳しい暑さが続き、季節外れの秋となりましたが、ようやくどこそこに秋を感じられるようになりました。去る 14 日に第 2 次岸田再改造内閣が発足しました。私達の生活の中に於いてガソリン代の高止まりが続くなどあらゆる面に於いて物価も高騰している昨今の状況であり、これから冬を迎えるにあたりしっかりとした経済対策を期待いたす処であります。同じ 14 日には、阪神タイガースがぶっちぎりの速さで優勝しました。ヤクルトやジャイアンツを応援している方はともかくとして、阪神タイガースの優勝は、18 年ぶりとのことであり、全国で経済効果が 1000 億を超えと言われています。これは、岸田さんにではなく、岡田さんにあっぱれを申し上げ、熱狂的な虎と応援団の皆さんにも、阪神優勝おめでとうございませうと申し上げる次第であります。また、昨年は不作でありました松茸について、今年も暑さが続き、厳しい状況であると言われてるようですが、何とか、農産物加工直売所の売り上げ増に繋がりますよう期待しているところであります。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	

議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページ 4 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。総務産業常任委員長から報告があります。 総務産業常任委員長、井出和人君。
総務産業 委 員 長	はい。議長。総務産業常任委員会から報告いたします。先日もお話した通り、8 月 19 日土曜日、委員全員の出席をいただきまして、ブドウ栽培の圃場を見学いたしました。5 ヶ所すべて研修いたしました。9 月 12 日。午後 1 時半より、役場におきまして、町長はじめ関係職員の出席をいただき、今後の方針、或いは、現状の問題等々、意見交換を行いました。以上でございます。
議 長	次、民生文教委員長、鷹野文則君。
民生文教 委 員 長	はい。民生文教常任委員会からご報告いたします。8 月 25 日に、町の交通体系並びに児童館について、町の説明を聞き、学習会を行いまして、9 月 12 日に佐久穂町の方へ、子育て支援センター佐久穂並びに商工会の方へ佐久穂町デマンド交通について視察を行いました。以上です。
議 長	その他報告事項のある方お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆さん、こんにちは。 9 月 1 日から本日まで、19 日間にわたる会期により令和 5 年第 3 回定例会、本当にご苦労様でございました。 では 1 件ご報告を申し上げます。招集日にも報告申し上げました中部横断道でございますが、県の情報によりますと、計画原案のルート説明会が来月 10 月下旬に小海町・南牧村・佐久市の各市町村で行われるとのことであります。長年にわたる要望活動が実り、大きな、大きな前進と実感するとともに期待をしているところでございます。 また、条例関係議案 2 件と令和 5 年度一般会計補正予算第 4 号を追加議案として上程させていただく予定であります。提案説明は副町長、担当課長から申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。 追加議案を含め本定例会にご提案しましたすべての案件につきまして、

	可決決定・認定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。 ここで暫時休憩とし、全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。 (ときに午後2時6分)
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。 (ときに午後 3 時 00 分)
<u>日程第 3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第 3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの 5 ページ、「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思ひます。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの 5 ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第 4～11 「議案第 39 号～認定第 5 号」</u>	
議 長	日程第 4、議案第 39 号から日程第 11、認定第 5 号については一括して議題としたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久君。
(委員長報告—可決・認定と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより「議案第 39 号 令和 5 年度小海町一般会計補正予算 (第 3 号) について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 5 番、渡邊晃子君。

5 番議員	はい。5 番渡邊晃子です。私はこの令和 5 年度補正予算第 3 号に賛成の立場で討論をさせていただきます。昨年 12 月に、今年度 4 月から試験運行したいと、7,200 万円の予算をつけて提案されたデマンドタクシーが、再検討したいということになり、今回新たにタクシー利用助成事業の拡充が提案をされました。利用料金がこれまでの 100 円から 300 円になってしまう。この点については、100 円に見直していただきましたが、制度設計に曖昧な点が見られると、課題は多く残ります。約 2 週間後に運転開始となる見込みになるわけですが、運休になるバスがあることの周知徹底、またそのことで不利益をこうむる。こうむるかもしれない方々への配慮、現利用者の視点だけではなく、より多くの町民の方が恩恵を受けられるような丁寧な周知と説明。また幅広く声を聞いて吸い上げる努力。途中で軌道修正をかけていくというお言葉ありましたけれども、よくよく研究しながら進めていただくことを強くお願いをいたします。町民生活支援事業、物価や燃料費高騰、町民誰もが生活に多大な影響を受けています。私たちも、当初予算に具体的支援策がないことに注文をさせていただいた経緯もございます。この夏、1 人 1 万円の商品券が配布されたところですが、1 万円なんてあっという間に消えてしまう。これも事実ですが、続けて直後に今度は 2 万円と。余裕がある方々にまで、2 万円というのはさすがにやり過ぎではないでしょうか。少しでもゆとりがある方は、プレミアム付商品券も購入ができたわけです。当初はこれが物価高騰対策と言われておりました。年 2 回の一時金ボーナスなどとは無縁の非正規雇用でしか働けないような方々。前回、今回の県の支援給付金の対象である非課税世帯には当たらない方々。本当に生活に苦しんでいる町民への配慮が余りにも足りていないか。委員会で聞かせていただきましたけれども、8,800 万円もの多額の予算に対し、熟慮された様子は全く伺えませんでした。いずれの施策に対しても、まずは広く町民の声を聞いて回る。基本であるはずの調査。声を上げられない、上げにくい状態にある方々への配慮が、欠けていると言わざるをえません。町民誰もが元気になれる施策を今後研究、努力していただくことを強く強く望みまして、賛成討論いたします。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 39 号を採決いたします。委員長報告は可決であります。議案第 39 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 39 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議 長	つづいて「議案第 40 号 令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
	（討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 40 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第 40 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 40 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 41 号 令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	（討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第 41 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 41 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 1 号 令和 4 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6 番議員	第 6 番的埜美香子君
6 番議員	6 番、的埜です。私は、令和 4 年度決算に不認定の立場で討論をいたします。 一つは、総合センター運営費、調理室ロビー改修工事についてです。昨年 9 月にあれだけ急いで予算づけした事業が、なぜこんなにも長引いたのか。この段階においても、食品衛生の保健所の許可もまだ取れていない状態。予定にはなかった漬物の加工室など、なぜ急に必要になったのか。竣工日が 3 月 31 日で、では最終的に仕上がったのはいつか。と問うたところ、7 月ごろと。本当に仕上がったのかどうかも疑ってしまいます。なぜ繰り越しの手続きをしなかったのか。大畑の町営住宅の時と同じです。こういうことがちょくちょくあるものなのか。私はこの、こういった問題の根本は、やはり調査研究をしないままに拙速に進めてしまうことにあると思います。そして、一番の問題。総合センターは町の財産です。町に主体性がないことではないでしょうか。本当に急いで進めなきゃいけない事業だったのか。余りにもずさんな内容だと思います。監査委員さ

	んの決算審査意見書にもありましたように、令和４年度、木質バイオマスバイオマスボイラー設計。観光ビジョン策定、観光交流センター、拠点センター周辺整備事業。こういった問題、調査、調査をしながら、馬流の土地もそうですが具体化されない問題がまだこの段階になっても残っている状態。私はやはり、ここにも調査研究をしないまま拙速に進めてしまう。事業に載せてしまう。そういうことが原因だと思います。この総合センターの改修。ずさんな内容。そういったことを、中心に認めるわけにはいかないの、今回の決算には不認定の立場とさせていただきます。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから認定第１号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第１号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × ５． ６	
議 長	挙手多数と認めます。したがって認定第１号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第２号令和４年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第２号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第２号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第２号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第３号 令和４年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第３号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第３号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第３号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議 長	つづいて「認定第 4 号 令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 4 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 4 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 4 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 5 号 令和 4 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 5 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 5 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 5 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
<u>日程第 12 「議案第 42 号」</u>	
議 長	日程第 12、議案第 42 号 議案第 42 号、小海町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5 番、渡邊晃子君。
5 番議員	はい。5 番ですお願いします。19 条立ち入り調査のところなんですけれども、事業者の同意を得て職員をして事業区域内に立ち入らせ必要な調査。どこの職

	員は誰にあたりますか。
議 長	吉澤産業建設課長。
産業建設課 長	はい。この職員につきましては、担当、この太陽光の設備の設置等に関する条例の担当、これまで自然保護が商工観光係で対応していました。今後につきましてもその職員で対応して参りたいという考えでございます。以上です。
議 長	6 番、的埜美香子君
6 番議員	はい、6 番ですお願いします。審議会の中でもで委員会の中でも、議論したわけですが、今いろいろ説明も受けましたけど。やはり時の区長の判断というのが、余りにも重い。責任がとても重いのではないかと。いうことを、質問してきましたが、以前よりは、区長の判断という判断というか区長の責任は、重くない。区民の方にも、乗っかっているというような、そういう説明もあったんですけど。そうす。そうすると区民の判断はどうなるのか。区民の判断も区民の、区民の責任も重いのではないのでしょうか。ちょっとその辺、どのようにお考えてる。お願いします。
議 長	吉澤産業建設課長。
産業建設課 長	お答えいたします。まず最初に区民の判断については、それぞれのお考え方で決めていただくことが、よろしいかと思えます。より良い個人の考え方を尊重するということで、全体集計したものが、区の決定のようになるわけですが、区長さんにすれば現在も区長さんの同意はいただいてるんですけども、より多くの方々が判断をすることで、多くの方がマルなのかバツなのか、賛成するのか反対するのか、そういったことが明らかになってきますので、区長さんにすれば判断基準が多くなるということで、これまでよりも責任は軽くなる。という判断をしております。以上です。
議 長	6 番、的埜美香子君。
6 番議員	はい。それぞれの考え方で、より多くの方が判断することなんです。立場によって、この土地の所有者との関係だとか、そういう場合とかいろんな、いろんなパターンがあると思うんですけど、その辺が、ちょっとこれ、この条例では、はっきりしないかなというところもあります。そして、やっぱりそういうように、地域の住民が多く関わってくるという、こういう町民がね。直接関わってくるという問題の中で、県の条例作る時、また小諸市そういった、あれも出していただいたんですけど。やはり条例案の策定まで住民に説明をしっかりと、パブリックコメントをしっかりとやってきている、開いている。そういうことを繰り返しやっていると、ここをなぜ急いで、それを開いていかないのか。そこをお願いします。
議 長	吉澤産業建設課長

産業建設課長	はい。お答えいたします。施行が10月1日と、大変急ぐということについてですけども、今現在、全員協議会の現地視察のときの資料に一覧表、申請状況をお示しさせていただきました。そして、その時から。もう今現在で、届け出が幾つも3ヶ所は出ましたし、それから今も問い合わせがくる。届け出にはなっていないけれども問い合わせがある。大変届け出の数が多くなっているということです。この時に、トラブルが起きないうちに対処すべきであろう。と考えております。今までの届け出が全く駄目なのか。決して区長さんの同意もあって、その地域の同意は得ているっていうのは取っているんですけども、やはり周囲の考え方が反映されてるのかというと、やはりそうではない。そういった届け出が多くある現状なんですけれども、このときこそ、この条例制定し、施行することで、よりそういったトラブルの回避に繋がっていけばよろしいかと考えております。以上です。すいません。あともう一つ、県のパブリックコメント、県の条例につきましては、多くの制限はないわけでございますけれども、市町村のとの協調そういったものを重視しなさいという、県の条例の内容でございます。市町村が考え方を示せば、それを尊重していきなさい、という大きな内容になってますのでこれも来年度、来年の4月の1日施行予定なんですけれども、それを待つ前に、こちらで町では考え方を示すということになりますが、これは県の条例と合わないことをやろうとしてるんであれば、これは一考を要するわけですけども、他の市町村でも、もうすでに行っている、なるべくトラブルがないようにということを考えられて、こうされてると思いますので、小海におきましても、このように進めたいということです以上です。
議長	他に質疑のある方は、ございませんか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
議長	6番 的埜美香子君
6番議員	6 番的埜美香子です。私は本条例に、反対の立場での討論をさせていただきます。ただいま課長からもいろいろ説明はありましたが、今小海町ではゼロカーボン推進計画の中で、二酸化炭素排出、ゼロを目指してやっているとことの中で太陽光発電ということも推進してやってきていると思います。県の条例。今ね、説明ありましたけど、やっぱり住民に制限をかけていない。そういうところが県の条例には見えます。にもかかわらずしっかりとパブリックコメントを開いています。しっかりとやっぱり私は住民への説明が必要ではないかと。条例を制定する前にしっかりと、説明をしていく、意見を求める、そういったことが大事じゃないかなと思います。そして住民と住民とのトラブルということで、委員会の中でも、そういうこと。あるんじゃないかと。事例はどうだという質問もありました。でも、事例はちょっと掴んでいないという話もありました。私は土地所有権の問題も含めて、やはり所々訴訟を起こされた場合、本当に町が責任をとるとれるのか

	という、そういう疑問も残っています。1 回の説明で私たち議員がいろいろと、こういった疑問が残る中で、町民への説明が果たしてできるのか。町から町民に対して説明がなく、まだ意見を聞くこともなく、進めていいものなのか、条例ができてから、後で問題が起こってから、その都度見直すというものではないと思います。もう少し、調査研究の時間が私は必要だと考えています。時期尚早ではないかと、今の段階では判断しかねるものです。よって、この条例には反対の立場をとらせていただきます。以上です。
議 長	他に討論のある方ございますか。これで討論を終わります。これから議案第 42 号を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5. 6
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 42 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 13 「議案第 43 号」</u>	
議 長	日程第 13、議案第 43 号 小海町自然保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。 討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 43 号を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。 したがって議案第 43 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。ここで 4 時 15 分まで休憩とします。 (とくに 15 時 54 分)

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに 16 時 15 分)
<u>日程第 1 4 「議案第 4 4 号」</u>	
議 長	日程第 14、議案第 44 号 「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。事務局長に議案に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入 6 ページ 款 11 地方交付税 款 21 諸収入 歳出 7 ページ 款 2 総務費 項 1 総務管理費 款 3 民生費 項 1 社会福祉費
議 長	質疑のある方は挙手をお願いします。渡邊晃子君。
5 番議員	はい。5 番ですお願いします。すいません。民生費項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 18 負補交ですが、まず社会福祉協議会補助金の移動販売の方。先ほどの副町長のご説明でも補助要綱でっていう言葉が出てきましたし 8 月 2 日の全協の資料の 4 ページの下の方にも、補助要綱は作成中とありますが、補助要綱は出てこないのでしょうか。いつ出るのでしょうか。お願いします。
議 長	黒澤総務課長。
総務課長	はい。お疲れ様です。補助要綱につきましては、現在作成してございます。小町移動販売事業補助金交付要綱というタイトルで、またというか告示なりの手続きをとって参りますということになります。以上です
議 長	5 番渡邊晃子君。
5 番議員	それはいつお示しいただけるのか。
議 長	黒澤総務課長
総務課長	はい。失礼ですけど議会閉会後にまたお配りできると思います。以上です。

議 長	5 番渡邊晃子君。
5 番議員	はい。要綱が後からというのはちょっといかがなものかと思います。それから、全協のときもお聞きしましたがけれども、6 月から今まで、8 月でも、その分の移動販売事業の経費。なぜこれが明らかにならないのか、社協がやられてるってということなんですが、補助をするわけであって、その算定根拠補助の算定根拠になるはずの経費が、なぜお示しいただけないのか示していただけないでしょうか。
議 長	篠原副町長
副 町 長	はい。今種試行的に社協の方でやってる経費についてはちょっとまだ具体的にどのぐらいかかっているのはこちら報告ありません。調べてないので。今回の 240 万円の基準。それについては今申し上げますので、ちゃんと申し上げたいと思います。人件費相当額ということになりまして、2 人体制でやりたいという内容でございますので、まず 2 人 1 人はフルの職員ということで 2 人の給料分を今見積もりを述べます。まず、Aさんというフルの職員 1 名分、これ給与を 1 月 17 万円掛けるボーナスも入れて 14.4 ヶ月で 244 万 8,000 円。社会保険とか他いろんな負担金 16%と見込みまして、39 万 2,000 円。他もろもろの経費で 19 万円、合わせて合計で 1 人分は、3,031 千円ですね 303 万円と言う見積もりで 1 人フルの職員が 303 万円と、もう 1 人パート職員ということで、1 人分をみます。で、年 50 週として、月から金までの 5 日ということでございますので、1 年間で 250 日動くと、やるってことなもので、予算上 250 日掛ける 1 日 7,080 円という見込みをしまして、そのパート職員の賃金ですね。それでやりますと、177 万円という金額になります。Aさんの 303 万円と、そのBさんパート職員の 177 万円合わせまして、計算したようですけども、出す日で 480 万円と。いう 1 年間の見積もりになると。いうことで、それでそういう形でやったのに対して補助しようということで、半分の 240 万円という数字が出てきてるということでございます。以上です。
議 長	6 番 的埜美香子君
6 番議員	6 番的埜ですお願いします。ただいまの移動販売の事業ということで、8 月の全協においても説明があり、今回も資料出していただいたんですけど。6 月の 22 日だったか、社協の理事会の方でも、ハチベ一号事業ということで計画書なるものが出されたんですけど。こういった事業を何も私はね。いや、やっていって社協としてやっていっていいのかなというふうには思うんですけど。これにも実態調査のところで、急遽社協の使命としてやるんだというようなことが書かれています。見えてきた課題、それについても、町の課題なのかどうなのかっていうこともこの間、質問をしてきました。改めて伺います。いろいろな二名体制ということで、社協の方では、介護保険事業の方が、収支が本当に非常に厳しくなっているという中で、やっぱり地域課題にこたえていく、そういう新規事業が

	なければいけないんだということを会長さんもおっしゃってて、町からの受託事業を進めるんだと。いうことも、こないだの理事会でもおっしゃってました。そういうこともあるんですけど、町として、この御用聞号、本当に全部必要だと。感じてやる事業なのかどうか、そこをもう一度お願いします。
議 長	黒澤総務課長
総務課長	はい。移動販売まちとして必要かどうかというご質問と受けとめました。何回か同じ説明をさせていただきましたが、移動販売事業を行いまして、実際にその移動販売で、品物を販売に巡回をしてくることを待っている方が、いらっしゃいます。そういう方に対して、お弁当のように、できたものを届ける。それとは別に、材料を届けて、そしてそれで自分の家庭にある夏野菜、そういうものと、いろいろ料理をして食べる。そういうことが大切なことであって、人間が生きていく以上は必要なことだと感じております。そういう背景から、高齢者の一人暮らし、また買い物弱者、買い物に 1 人で行けない人、そういう人に対して、そのような事業を展開して参りたいと。いうことで、町としては何らかの形で、こういう事業は必要だということを位置付けております。以上でございます。
議 長	はい。他に。7 ページ。他にありませんか。はい。5 番、渡辺晃子君。
5 番議員	はい。5 番ですお願いします。下のシルバー人材活用事業というところなんですけど、まずこの人材活用とはどういうことなのかをお願いします。
議 長	篠原副町長
副 町 長	活用とかでございまして佐久シルバー人材センターとはいうとそこら辺をちょっと読ませてもらって、それが主な目的っていうか、そういうことになると思うんですけども、60 歳以上の健康で働く意欲がある高齢者が、長年培ってきた技術能力を生かして、臨時的かつ短期的な仕事を通じて、生きがいの充実や社会参加を目指す。また、地域社会に密着した様々な仕事業務を受け、引き受けて、協働、共助の理念のもと、地域社会の活性化につなげると。そういう目的のために、やっていくと。事業がこういう名前でやってるということになります。
議 長	5 番、渡邊君。
5 番議員	はい。それからですねこれも、これも、全協でお聞きしたか、また的埜議員一般質問の中でもご質問されてましたけども、再任用、4 月からやはり 9 月、これまでに 8 月のシルバーの支所業務の経費は、一般質問でのお答え、ご答弁ですと、その再任用職員の人件費のことだけだったんですけどもそうではなくてシルバーの支所業務の単独のその経費は、幾らかお願いします。
議 長	篠原副町長
副 町 長	4 月から 9 月末まで今総合センターを使って、シルバー人材センターの業務をやってますけども、かかる経費いうことでよろしいですか。当然コピー代、コピー機とかの使用料、ファックスの使用料、そういうのはみんなシルバーの本部の方

	へ請求。向こうで払っていると。ただあそこの光熱水費だけは町の施設ですの で町の総合センター費で払ってると、負担金は取っていないと。あとかかてっ も、あと事務経費的な紙代とかねそういうの皆シルバー人材の方で本部の方で 払ってると、そんな感じになりますけども。よろしいですか。いいですか。
議 長	6 番 的埜君
6 番議員	今のシルバー人材センターの関連のことですが、ですね今、何だっけ。活用と いうことで質問もあったんですけど。こないだ出された資料では、人材派遣に関 わる三つの六つの柱ということで、つながり隊やボランティア協議会そういった ものとかの事業も、行うということで人材派遣事業は、人材派遣業を断らない人 材派遣、営業として融合配置を実施していくというふうに、そういうふうにあるん ですけど、その考えでよろしいのでしょうか。
議 長	篠原副町長
副 町 長	地域として補助するっていうことの中では、今、この中身、人件費 1 人分という ことでやってまして、今まで佐久シルバー人材センター小海支所っていうことで やっていた事業をしっかりと社協の方でやっていただくというために、その分の補 助金ということで、それ以上のことは社協の方でねいろいろ社協の経費で、より 良いシルバー人材活用事業が進んでいくように、他のつながり隊とかそういうこ ととタイアップしながら、より効果の上がる、そういう事業に目指していくというこ とになろうかと思います。
議 長	6 番 的埜君
6 番議員	はい。それ以上のところは社協でということなんですけどそこが、これ問題で見 えてこないんじゃないかと。私はそういうふうに思うわけです。これまでのシルバ ー人材の事務として、より倍の人件費ということで、これ本当にシルバー人材の 業務だけなのかというところが、町として全然見えなくなるのではないかとそれは 先ほど全員協議会の中で、こうみの里の件もありました。ああいう感じで、シル バーが、どうしても受けられないものを、今度は社協の方が提携ということで、受 けていくとか、そういうことはないっていうふうにしてあるのでそういうふうになっ ていくんじゃないでしょうか。そうすると私はどんどんこの事業が見えなくなっ てくると思います。協定の中にも、やはり行う業務それに対してシルバーから補助 金があるということで、だと思えます。役場のこれまで役場の退職者をずっと、 シルバーの事務員として選任してきました。それを、町長就任 1 年、1 年目だっ たと思いますけど、それを、事務、一般の人を事務員として選任されました。で 今度は人件費が安いと。それは一体どういうことか。どうしてこういうことが起こっ ちゃうのか。お願いします。
議 長	篠原副町長

副 町 長	はい。町で補助して社協にやって社協がやる事業に対して補助していくんですけども。その補助の金額以上のことは社協でやっていただきたいと。そういうことは佐久シルバー人材センターの方で今受けて佐久シルバー人材センターと本部としては、こういう仕事をしてくださいよと、先ほどちょっと目的言いましたけども、そういう健康の人の地域活性化に繋がると。そういう事業をしっかりやってもらうために、それは最低当然、この今、480 万、240 万円ですかの補助をやるもので、社協には当然やっていただくと。それ以上のことは社協のお金を使って社協がやろうと効果的に上がるもの社協としてやりたいので、それは当然やってもらっていいと思います町はね。最低の何しろ、シルバー人材センターとしてやるべき仕事は、当然もう主にしてしっかりやっていただく。それはもうしっかり監視、監視とか補助をしていく立場ですので、しっかり報告をしてもらったり、こちらからもしっかりチェックはしていくということでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	6 番 的埜君
6 番議員	はい。それ以上というところが本当に見えてくるのかどうかというところなんですけど。やはりこのシルバーの業務だけを本当にこの方が行うのか。そこだけもう一度お願いします。
議 長	篠原副町長
副 町 長	はい。そう。その方が主に行うと。それ以上に今まで以上に頑張ってくださいということを期待を込めております。以上です。
議 長	7 ページ他に。次 8 ページ補正給与費明細書 12 ページまで。補正給与費明細 8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページ、12 ページ
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
議 長	5 番渡邊晃子君
5 番議員	はい。5 番渡邊晃子です。私はこの補正予算 4 号に反対の立場で討論をさせていただきます。いずれも社協への補助金である。移動販売事業、シルバー人材活用事業ですが、大きな問題が二つ、2 点あると思います。一つ補助金の算定根拠が、結局のところ不明確であるという問題です。今もご質問させていただきましたけれども、補助要綱もまだ作成中と。そして、移動販売の方、今までのお給料、経費がどうだったかということ報告されていない。調べてもないということでした。社協の見積もりによるというもので、補助を決めるというやり方。シルバーの方も、先ほど少しご説明ありましたがもしっかり数字として出てこない。これでは、この大きな事業に、町が補助する根拠全く不明確と言わざるをえません。二つ目として、町としての主体性が全く感じられないということです。

	シルバー人材センターへは毎年 147 万円ほど補助金を出しています。それでできていた事業に、今度は地域福祉事業も抱き合わせて、まして再任用職員四級と同レベルの給与とはどういうことなのか。移動販売は、全協の資料でいただきましたその文言の中に、令和 1 年から 4 月から令和 4 年 3 月、協力隊員の大金さん担当したが、一つの課題である自立に向けては大変厳しく、任期満了で新たな協力隊を迎えた。なぜこの時点でしっかりと検証して改善をしなかったのか、結局大金さんも大変ご苦労されましたし、次の岡田さんにも大変なご苦労をさせてしまった。その反省が総括が、今までいろいろご説明ありましたが見られません。社協とともに課題を整理したということですが、的埜美香子議員の一般質問を聞いていても、やはり、町としての総括、反省が伺えなかったし、町民に直接、需要の声も聞いていच्छゃらないと町としてそういうことも明らかになりました。福祉政策、施策などだからいいというわけにはいきません。町としての施策と社協としての施策がやはり混同されていると思います。ですから、先ほど全員協議会開催開いていただきましたけれども地方公務員法に抵触しているのではないかという問題が出てきた。その中で、いろいろご説明はありましたけれども、結局、地方公務員法。11 番議員さんからもありましたけれども、8 時半。夜勤宿直が午後 5 時半から 8 時半であると、町の職員としては 8 時半からが勤務だと、そういう問題があるにも、現実には公務員としての職務に支障をきたしている。にもかかわらず、現在もそれが引き続き行われているかわからないという、管理責任はどうなるの、どうなっているのかということが、全くどうなっているのかという問題も明らかになりました。憲法 15 条 2 項、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。また町長も、事務処理の遅延に関する職員の懲戒処分のお詫びの中で、今回の件を契機に、全体の奉仕者として自覚するとともに全力で職務に専念し、報告連絡相談を常に行うことを再度全職員に徹底して参りますとおっしゃっていますけれども、今回の問題、先ほど全協でお話させていただいた問題、お話聞いてみて、それがお詫びがお詫びの文言、言葉だけになっているのではないかと強く思いました。町としての福祉施策をどうするのかを、主体性と責任を持って明確に是非していただきたい。そして、社協は法人としてこの事業をやっていくと決定したのならその範囲内で実行すれば、町の補助を受けず、その範囲内で実行すればいいと思います。本補正予算、反対の立場で討論、これで討論とさせていただきます。以上です
議 長	他に討論のある方ございますか。これで討論を終わります。これから議案第 44 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数) × 5. 6

議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 44 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
	(異議なし)
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	11 番篠原伸男君
11 番議員	閉会中のことでありましたが議会の議決を受けた。特別委員会も、開く予定と聞いておりますけども。その辺のところも一緒に、了解をいただいたことが、次の特別委員会として必要じゃないでしょうか。
議 長	小平事務局長
事務局長	議長。今のご提案ですけど、ちょっと特別委員会はまた別の取り扱いになりますので、ここで諮らなくても、いいという考えでお願いしたいと思います。それでいいですか。
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和 5 年第 3 回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 16 時 51 分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議

長

月坂 辰子

3 番 議 員

篠原 哲雄

4 番 議 員

井本 和人